

14. 4-813



1200501208736

14.4

813



始



8. 2. 27

岩手
年鑑

1933



神吳服店

日本銀行代理店
岩手縣金庫

株式會社 岩手殖産銀行

盛岡市肴町
電話七三二、八六三番
振替口座仙臺七七九五番

支店所在地

釜石	黒澤尻	久慈	花巻
千厩	福岡	岩谷堂	宮古
沼宮内	盛岡	一關	岩泉
			水澤
			遠野
			日詰

津宇 救命丸

【定價】
 五圓十圓
 二圓三圓
 五十錢 一圓
 二十錢 三十錢

發賣元
 玉置合名會社
 東京日本區橋瀨戶物町
 振替仙臺七二番

坊のやのお薬

救命丸の小兒哺育藥としての優劣
 さは皆様御自身の幼少時代の御經
 験にお承知のことと存じます。
 小兒の五疳驚風、虫氣、ヒキツケ
 智惠熱、諸種の發熱、胃腸疾患、
 胎毒、癩疹等小兒の疾患には是非
 救命丸をお與へ下さい。赤ちゃん
 にも呑みよい様に小粒に出來て居
 ります。



一等賞受領



芳醇無比

町卷花縣手岩

部造酒店商吉庄崎箱 株式會社 (K)

番一一一 番二一話電
 町谷鳥石縣手岩 場工
 番二話電

鑛工業用火藥爆藥

獵銃獵具
セメント
瓦斯器具
カーバイト
磨型
硝子板

旭硝子株式會社 特約店
日米板硝子株式會社

株式會社
三田商店

磐城セメント株式會社 特約店
日本石油株式會社

(盛岡本店)
盛岡内丸
電話 三三三番
三九番

(東京支店)
日本橋區堀江町
四ノ三
電話 三三五番
浪花 三〇九番

(秋田支店)
大町二丁目
電話 三三三番

(函館支店)
末廣町四八番地
電話 三三九番

(札幌支店)
南一條西四丁目
電話 三三七番
三五番

(室蘭支店)
濱町六八番地
電話 三三六番

(小樽支店)
入舟町二丁目
三四番地
電話 一七一番

明るく正しい大衆の金融機關

盛岡市内丸四四



岩手無盡株式會社

電話 八一番・七五七番

總給付契約高壹千參百萬圓

洋紙商

株式會社



中井商店

東京市日本橋室町三丁目四

電話(24) 自代表番號 二二〇三番(七)
日本橋(一至) 日本橋(二二〇九番(七))

振替貯金口座 東京三六四九番
支店所在地 大阪 名古屋 京都 門司

御料理 鰻めし

盛岡市夕顔瀬

多賀本家

電話 三二八番
八七〇番

盛岡市内丸

西洋御料理

公會堂多賀

電話 八三七番
一二三〇番

店主 細川正太郎

世界の動きは「聯合」から全日本へ

新聞聯合は全國新聞の共同組合



略稱「聯合」

新聞聯合社

新聞聯合は内外廣告の代理機關

日本の聲は「聯合」から全世界へ

本社 東京市橋區銀座八丁目九番
電話代表番號(57)二一〇一
大阪支社 大阪市中區中之島二丁目江商ルビ
電話代表番號九七五

奉天	北平	上海	天津	大連	東京	廣島	福崎	青島	仙臺	新長	長崎	福岡	下關	岡山	神戶	京都	名古屋	橫濱	支局所在地
天津	平海	北平	天津	大連	東京	廣島	福崎	青島	仙臺	新長	長崎	福岡	下關	岡山	神戶	京都	名古屋	橫濱	
ゼ	マ	シ	ス	ホ	ジ	晚	桑	紐	伯	巴	倫	香	廣	濟	青	南	漢	哈	長
ロ	ニ	ド	ラ	ノ	ユ	香	港	育	林	里	敦	港	東	南	島	京	口	賓	春
ス	ラ	ニ	バ	ル	ネ	坡	港	育	林	里	敦	港	東	南	島	京	口	賓	春

養蠶家製絲家ノ共同管理

勞資ノ協調共存同榮主義

岩手縣是製絲株式會社

盛岡工場	高田工場	福岡工場	千厩工場
電話 二八二八番	電話 五八六番	電話 六九九番	電話 三九番

マルキ油



盛岡市新穀町

本舗 出 木金商店

山葉オルガン・ピアノ
フタミ蓄音機

岩手縣代理店

東山堂書店

盛岡肴町

盛岡市八幡町

割烹藤家

電話二三五番

盛岡市新馬町

新時代の
社交場
太洋軒三笠

電話一二三八番

……は物買お……



町木材市岡盛

店服吳重宮

番六十六話電

高級常設

内丸座

盛岡内丸
電話八六〇番

綿糸染糸
織物商

岩手特産
清涼御帶
金山縞製造元
藤波織

日 齋藤仁助商店

盛岡市十三日町
電話園壹六貳番
工場電話九壹壹番
振替口座東京五二五番



日本ビクター蓄音器株式會社代理店
コロムビア代理店・ポリドール大賣捌元

村定蓄音器部

本店 盛岡市材木町六三
電話 三・振替東京八九七
賣店 盛岡市肴町二〇
電話 一一二五

花卷温泉 (奉仕的 合理的)

茶代廢止
從前ノ通

宿泊料値下斷行

松雲閣		貸別荘		千秋閣		花盛館		蓬萊館	
特等	松	貸上料	一日	御一泊料	自炊	自炊	自炊	自炊	自炊
一室一人	一室一人	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	一室一人	一室一人迄	一室一人迄	一室一人迄	一室一人迄	一室一人迄
同室二人	同室二人	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	同室二人	一室四人迄	一室四人迄	一室四人迄	一室四人迄	一室四人迄
同室三人以上	同室三人以上	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	同室三人以上	一室五人以上	一室五人以上	一室五人以上	一室五人以上	一室五人以上
一室一人	一室一人	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	一室一人	貸切室料	貸切室料	貸切室料	貸切室料	貸切室料
同室二人	同室二人	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	同室二人	一疊ニ付	一疊ニ付	一疊ニ付	一疊ニ付	一疊ニ付
同室三人以上	同室三人以上	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	同室三人以上	一、自炊器具入浴料電灯料炊事用薪等無料	一、自炊器具入浴料電灯料炊事用薪等無料	一、自炊器具入浴料電灯料炊事用薪等無料	一、自炊器具入浴料電灯料炊事用薪等無料	一、自炊器具入浴料電灯料炊事用薪等無料
一室一人	一室一人	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	一室一人	一、損料貸寢具等アリ	一、損料貸寢具等アリ	一、損料貸寢具等アリ	一、損料貸寢具等アリ	一、損料貸寢具等アリ
同室二人	同室二人	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	同室二人					
同室三人以上	同室三人以上	三、七、八、九ノ月	三、七、八、九ノ月	同室三人以上					

一、其他の御賄御料理等も値下致しました
一、三日以上御逗留の方には特別御伺制度の御便宜をお圖り致します

144-813

口繪	卷頭
八年の曆	卷頭
帝國皇室	六
天皇、皇后、皇太后、皇女、皇弟、皇族、朝鮮王族、御降嫁の皇族、臣籍降下の皇族、皇族御官職、皇族御公職、宮城、皇宮、御苑、離宮、御用邸、御獵場、御料牧場	七
内大臣府其他	八
内大臣府、宮内省、樞密院、宮中顧問官、前官禮遇者	九
宮廷録事	一〇
宮家録事	一一
皇室と本縣	一二
竹田宮恒徳王殿下御成り	一三
李王垠殿下御來縣	一四
土地、人口	一五
縣の概観、位置面積及廣袤、岩手縣の土地、地目別表	一六
山嶽、河川、海岸、港灣、島嶼	一七
内地人口動態	一八

東北六縣の人口	一四
六縣各都市人口	一四
本縣の人口と戸數	一四
郡市別人口	一五
本縣の推計人口	一五
縣の人口動態、盛岡市人口動態	一五
既往五十年間の本縣人口と戸口趨勢	一六
氣象象	一六
昭和六年の氣象概況	一六
氣溫、風、溫度、雨雪量、日照時數、雪、霜	一六
昭和六年縣下各地の氣象表	一七
盛岡の氣象表	一七
宮古の氣象表	一七
同 稻の凶作氣象調査	一七
同 昭和七上半期の氣象概況	一七
昭七年上半期の氣象概況	一七
天氣豫報を利用する人々の爲めに	一七
地震	一七
昭和六年の地震概況	一七
小國地震概況	一七
政治	一八
貴族院	一八

貴族院の組織、議長、副議長、歴代議長、副議長、書記官長、貴族院議員	一九
本縣選出歴代貴族院議員	一九
貴族院多額納稅者議員互選名簿	一九
衆議院	二〇
衆議院の組織、議長、副議長、歴代議長、副議長、書記官長、衆議院議員	二〇
本縣選出歴代々議士	二〇
政局展望	二〇
内閣一部改造、協力内閣問題	二〇
若槻内閣總辭職、辭職理由聲明	二〇
安達氏一派脫黨	二〇
犬養内閣出現	二〇
金再禁止斷行	二〇
櫻田門不敬事件	二〇
犬養内閣總辭職執行、優待降下留任に決す、解散から總選舉	二〇
第六十議會召集、犬養首相施政演説	二〇
衆議院遂に解散	二〇

昭和八年 岩手年鑑目次

夫婦和合の秘訣あり！
 そは、血の道・子宮病なき
 眞の健康美を發揮する事………
 病體を淨化し、容色を増す
 病婦人 命の母
 何より優れた婦人の若返り薬
 主 効 血の道、子宮病、月經不順、ヒステリー、頭痛、逆上、足腰の冷、白帶下赤血、産前産後
 藥 價 二十錢・四十錢・一圓 二圓・三圓・五圓・十圓 ▲萬國各藥店にあり



本舖 東京市京橋區新榮町 大阪市北區中崎町 笹岡省三藥房

目次

井上準之助氏射殺さる 二五
 總選舉終る 二五
 議會解散史 二五
 全國候補者黨派別 二五
 各派府縣別得票數 二五
 内閣改造 二五
 犬養首相狙撃さる 二五
 内閣總辭職 二五
 齋藤舉國一致内閣成る 二五
 第六十二臨時議會 二五
 齋藤首相の施政演說 二五
 安達派の新黨組織運動 二五
 地方長官異動、内田外相就任 二五
 第三次普選 二五
 本縣の情勢 二五
 柵瀬氏出馬斷念 二五
 本縣候補者一覽表 二五
 總選舉開票結果 二五
 本縣第三次普選明細表 二五
 投票入市町村別調 二五
 各候補者の得票成績 二五
 各候補者選舉費用 二五
 縣會 二五
 縣會の組織、歴代正副議長 二五
 岩手縣會議員 二五
 參事會員 二五
 通常縣會と臨時縣會 二五

六年度通常縣會 二五
 久保知事豫算說明 二五
 三銀行合同決議 二五
 急臨時縣會 二五
 石黒知事の提案說明 二五
 起債償還方法及資金管理規程 二五
 第二次臨時縣會 二五
 知事の說明要旨 二五
 財界安定案可決 二五
 可決議案 二五
 上閉伊郡及盛岡市補缺選舉 二五
 行政 二五
 中央行政官廳 二五
 國務大臣、各省政務官、各省事務 二五
 次官、殖民地長官、内務關係官 二五
 歴代内閣一覽表 二五
 本縣行政區劃 二五
 現任知事、部長、支廳 二五
 歴代知事と部長 二五
 市町村自治 二五
 盛岡市の近勢、官公衛、學校、現任 二五
 三役、歴代市長、助役、議長 二五
 市會議員、參事會員、上水道調査 二五
 委員、產業委員、土木委員、學務 二五
 委員、都計委員、方面委員 二五

國庫 二五
 昭和七年度一般會計實行豫算 二五
 同 各省別實行豫算 二五
 同 一般會計追加豫算 二五
 同 各省別内譯 二五
 同 七年度公債發行總額 二五
 滿洲事變費追加豫算額 二五
 高橋藏相財政演說 二五
 岩手縣財政 二五
 昭和七年度本縣豫算 二五
 市町村財政 二五
 盛岡市七年度豫算 二五
 昭和七年度町村豫算 二五
 縣、市町村債 二五
 租稅 二五
 國稅納期一覽表 二五
 地租稅率、印紙稅率摘要 二五
 六年度國稅調查濟額 二五
 酒稅其他 二五
 岩手縣稅課率表 二五
 經濟 二五
 金融恐慌と銀行問題 二五
 三銀行の開業休業 二五
 金融難打開と縣會 二五

新銀行設立

銀行安定策としての新銀行設立案 二六
 大藏大臣聲明 二六
 石黒知事聲明 二六
 第二次臨時縣會 二六
 兩銀合併聲明 二六
 岩手殖産銀行開業まで 二六
 舊銀と紛糾を醸す 二六
 漸く協定成立 二六
 岩手殖産銀行定款 二六
 新銀設立問題解決 二六
 五月十九日開業 二六
 縣下銀行會社貸借對照 二六
 表及重役一覽 二六
 手形交換 二五
 昭和六年上半期交換高 二五
 同下半年交換高 二五
 盛岡商工會議所 二五
 議員名簿 二五
 產業組合 二五
 縣下產業組合現狀 二五
 專賣局 二五
 盛岡工場總生産高、盛岡出張所 二五
 販賣高 二五
 貯金局 二五
 岩手縣昭和五年及六年度貯金受拂 二五
 調書 二五

滿洲事變と聯盟

齊藤兼攝外相演說 二六
 滿洲事變 二六
 滿洲國建設 二六
 馬占山叛逆す 二六
 馬占山途に戦死 二六
 上海事變 二六
 發端、日支途に衝突 二六
 事變日誌 二六
 事變と聯盟 二六
 第一次通告 二六
 米國傍聽招請案可決 二六
 決議案を可決 二六
 英米正式抗議を提起す 二六
 佛國も對日注意喚起 二六
 伊太利政府の聲明 二六
 世界の動き 二六
 イギリス 二六
 金本位停止 二六
 舉國一致内閣、内閣改造 二六
 ドイツ大統領選舉 二六
 チリとシヤムの革命 二六
 一般軍縮會議 二六
 米國の三分一軍縮案 二六
 第二次五年計畫 二六
 軍 二五
 第八師團 二五

滿洲事變と本縣

鈴木混成旅團出動 二七
 出發の情況 二七
 盛岡〇隊も出動 二七
 懐しの盛岡を後に 二七
 上原隊長のメッセージ 二七
 鱒澤記者派遣 二七
 滿洲事變本縣戦死者並に戦傷者 二七
 上海事變本縣戦傷者 二七
 昭和七年度徴兵検査 二七
 教育 二五
 本縣教育概観 二五
 小學校 二五
 官公私立諸學校 二五
 幼稚園 二五
 縣立學校一覽 二五
 生徒定員及學校數授業料、縣立 二五
 學校職員定數俸給及平均額 二五
 師範學校生徒給與 二五
 七年度教育費豫算一覽表 二五
 縣費と教育費との歩合 二五
 教育界一年 二五
 社會教育と社會事業 二五
 社會教育 二五
 縣下の男女青年團、社會教育 二五
 委員設置、聯合婦人會發會式 二五
 社會事業 二五

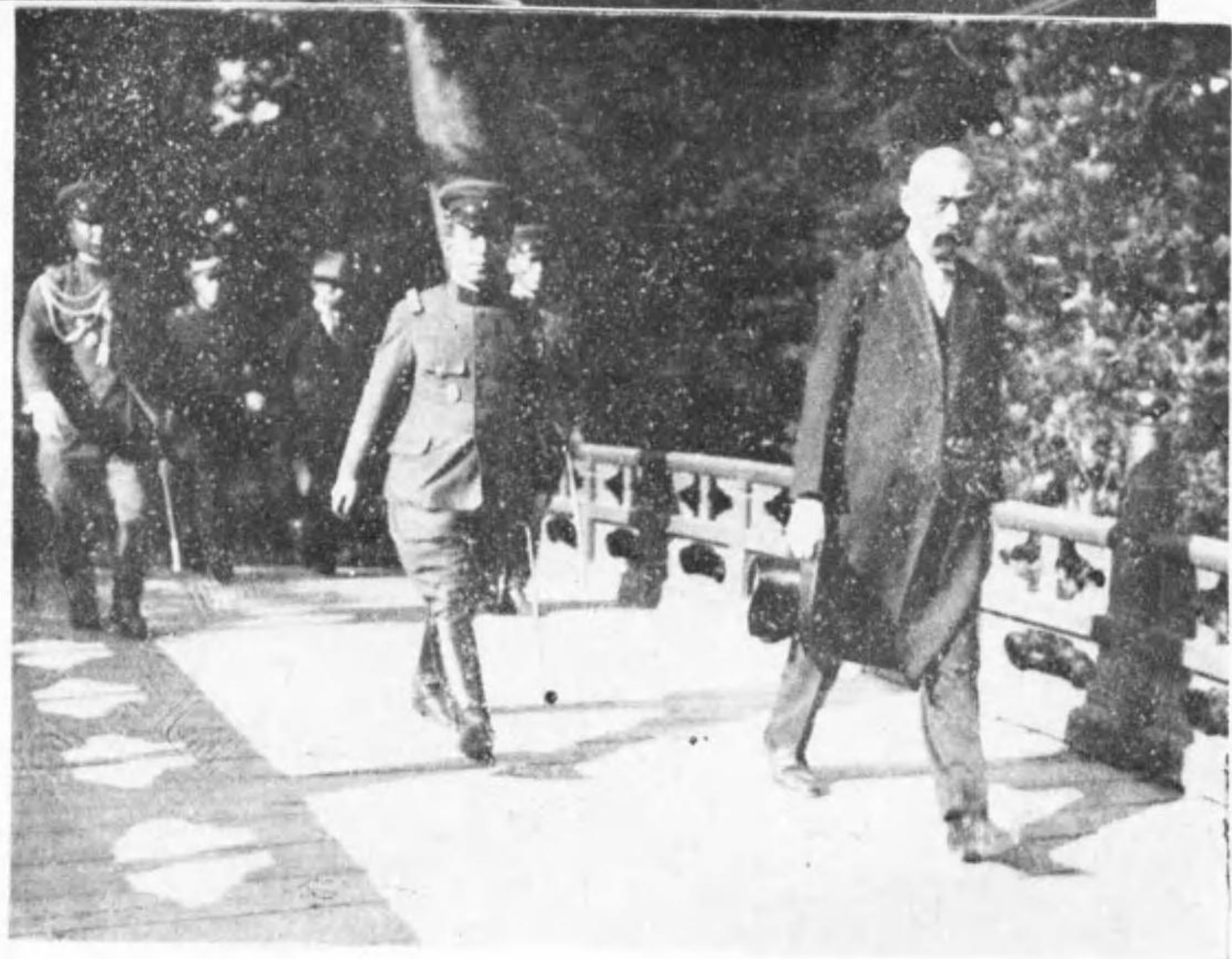
目次

目次

不況農村の生活状況	二七九	林産物	二七六	美術、音楽	二二三
社寺、宗教	二〇〇	林産物郡市別表	二七	藝術學名鑑	二二三
神社縁起	二〇〇	司法、警察	二二八	娛樂、趣味	二二三
主なる神社祭日	二〇〇	盛岡地方裁判所事件	二二八	本縣の新作小唄	二二三
主なる寺院佛堂	二〇〇	管内區裁判所事件	二二九	岩手縣代表民謡	二二三
縣下の社寺及教會	二〇〇	陪審事件、七年登記事件	二二二	レコード	二二三
産業	二〇三	警察、消防、結社	二二二	舞踊と邦樂、琵琶と謡曲	二二三
六年中縣生産總覽	二〇三	衛生	二二三	ラヂオ	二二三
重要物産、各種工産物	二〇四	醫師	二二三	映畫	二二三
米と麥	二〇五	齒科醫師	二三四	トリキ入る、主なる上	二二三
六年の米實收	二〇五	藥劑師	二三五	映種目映畫に送つた縣人	二二三
六年の麥作	二〇六	産婆	二三六	演藝	二二三
六年麥作郡市別表	二〇七	交通、運輸	二三六	舞踊邦樂の主なる會	二二三
穀物検査	二〇八	縣の交通網	二三六	各流師匠、名取	二二三
昭和六年穀物検査成績	二〇八	鐵道	二三七	活花師匠、茶道	二二三
穀物作付反別、生産高並價格	二〇九	盛岡運輸所管區域	二三七	競馬	二二三
累年表	二〇九	花輪線全通す	二三七	スポーツ	二二三
畜産	二〇九	管内各線別營業成績	二三六	陸上競技	二二三
畜産業者、二歳牡馬糶賣、	二〇九	盛岡驛主要貨物發着	二三六	青年團競技	二二三
養蠶	二一〇	輕鐵買收候補線に	二三六	庭球	二二三
六年夏秋蠶	二一一	道路	二三六	野球	二二三
七年春蠶	二一一	新縣道六十線	二三六	水球	二二三
水産	二一四	船舶及諸車	二三六	水泳	二二三
沿岸漁獲物、遠洋漁業、水産	二一四	學藝	二三九	武道	二二三
製造物	二一五	縣下新聞雜誌一覽表	二三九	スケート	二二三
郡市別水産製造物	二一五	出版	二三九	スキ	二二三
農作物作況	二一五			追補、多議、學士院改選	二二三
				附、全岩手縣職員錄	二二三



竹田宮恒徳王殿下御來盛
昭和七年五月六日岩手種馬所へお成り



李王塚殿下御來盛
昭和七年六月二十九日岩手公園へお成り
中村盛岡市長御先導申し上げ

目次

不況農村の生活状況	三九	林産物	三六	美術、音楽	三三
社寺、宗教	三〇	林産物郡市別表	三七	藝術學名鑑	三三
神社縁起	三〇	司法、警察	三八	娛樂、趣味	三三
主なる神社祭日	三〇	盛岡地方裁判所事件	三九	本縣の新作小唄	三三
主なる寺院佛堂	三〇	管内區裁判所事件	三九	岩手縣代表民謡	三三
縣下の社寺及教會	三〇	陪審事件、七年登記事件	三九	レコード	三三
産業	三一	警察、消防、結社	三九	舞踊と邦樂、琵琶と謡曲	三三
六年中縣生産總覽	三一	衛生	三九	ラヂオ	三三
重要物産、各種工産物	三一	醫師	三九	映畫	三三
米と麥	三一	齒科醫師	三九	トーキー入る、主なる上	三三
六年の米實收	三一	藥劑師	三九	映種目映畫に送つた縣人	三三
六年の麥作	三一	産婆	三九	演藝	三三
六年麥作郡市別表	三一	交通、運輸	三九	舞踊邦樂の主なる會	三三
穀物検査	三一	縣の交通網	三九	各流師匠、名取	三三
昭和六年穀物検査成績	三一	鐵道	三九	活花師匠、茶道	三三
穀物作付反別、生産高並價格	三一	盛岡運輸所管區域	三九	競馬	三三
累年表	三一	花輪線全通す	三九	スポーツ	三三
畜産	三一	管内各線別營業成績	三九	陸上競技	三三
畜産業者、二歳牡馬糶賣、	三一	盛岡驛主要貨物發着	三九	青年團競技	三三
養蠶	三一	輕鐵買收候補線に	三九	庭球	三三
六年夏秋蠶	三一	道路	三九	野球	三三
七年春蠶	三一	新縣道六十線	三九	庭球	三三
水産	三一	船舶及諸車	三九	水泳	三三
沿岸漁獲物、遠洋漁業、水産	三一	學藝	三九	武道	三三
製造物	三一	縣下新聞雜誌一覽表	三九	スケート	三三
郡市別水産製造物	三一		三九	スキー	三三
農作物作況	三一		三九	追補、多講、學士院改選	三三
				附、全岩手縣職員錄	三三



竹田宮恒徳王殿下御來盛
昭和七年五月六日岩手種馬所へお成り



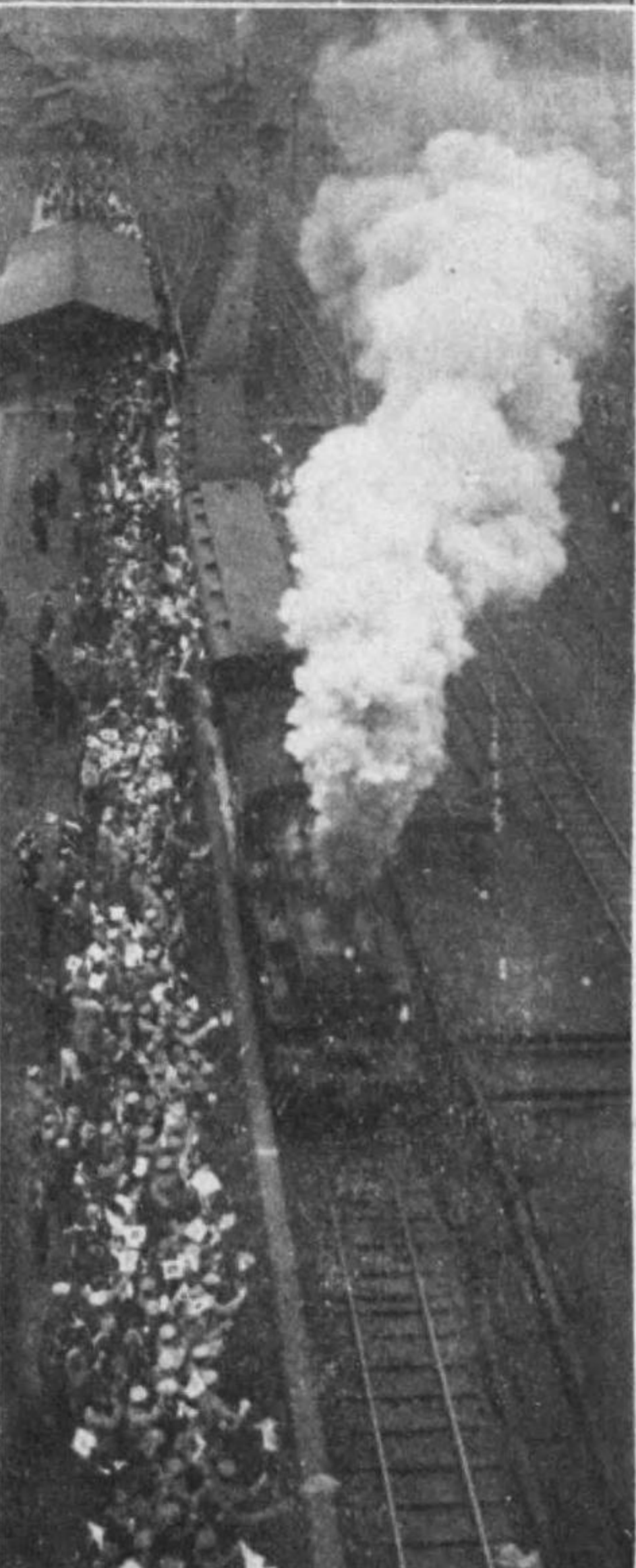
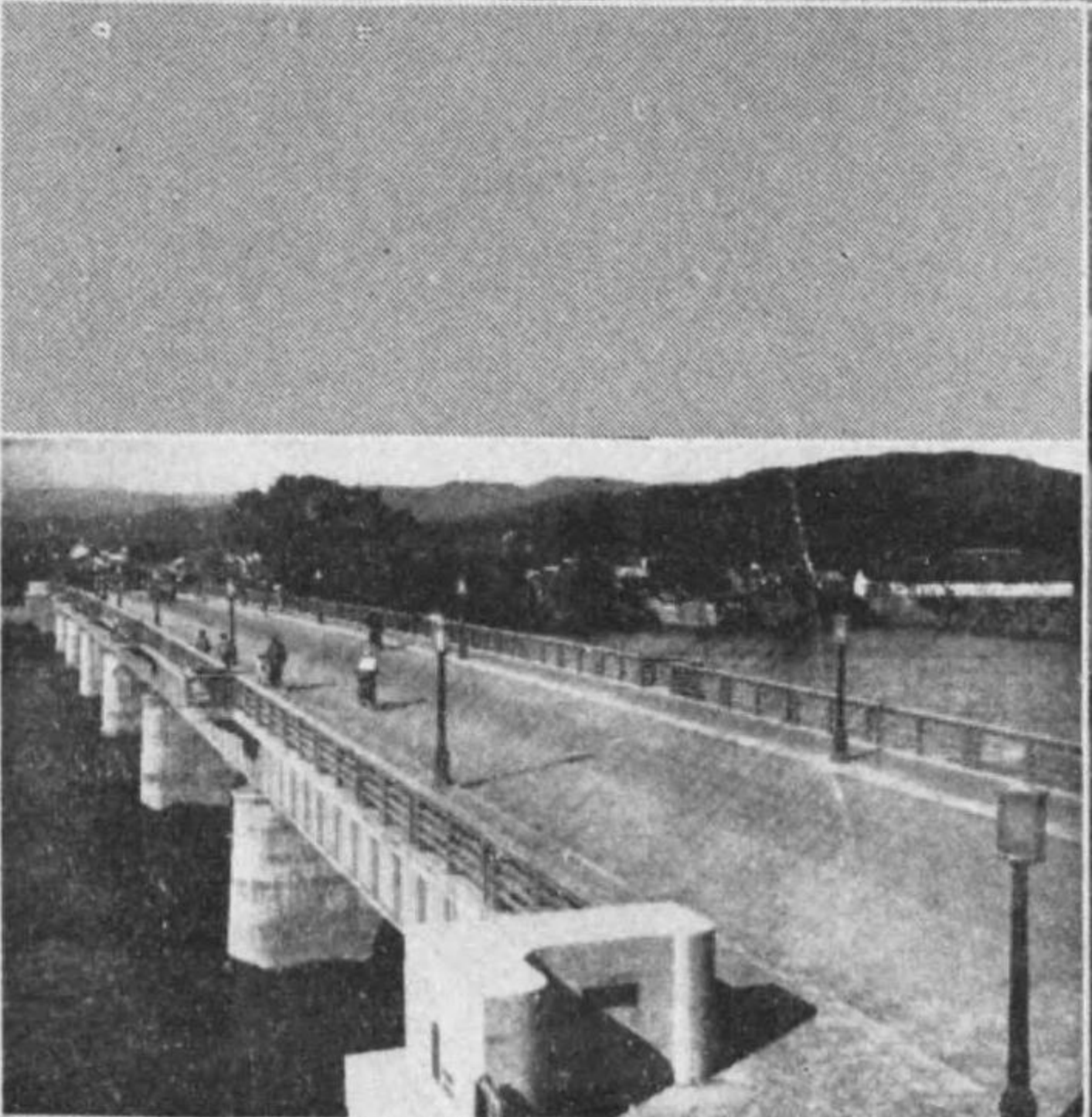
李王塚殿下御來盛
昭和七年六月二十九日岩手公園へお成り
中村盛岡市長御先導申し上げ

盛岡新風景と小泉部隊満洲へ

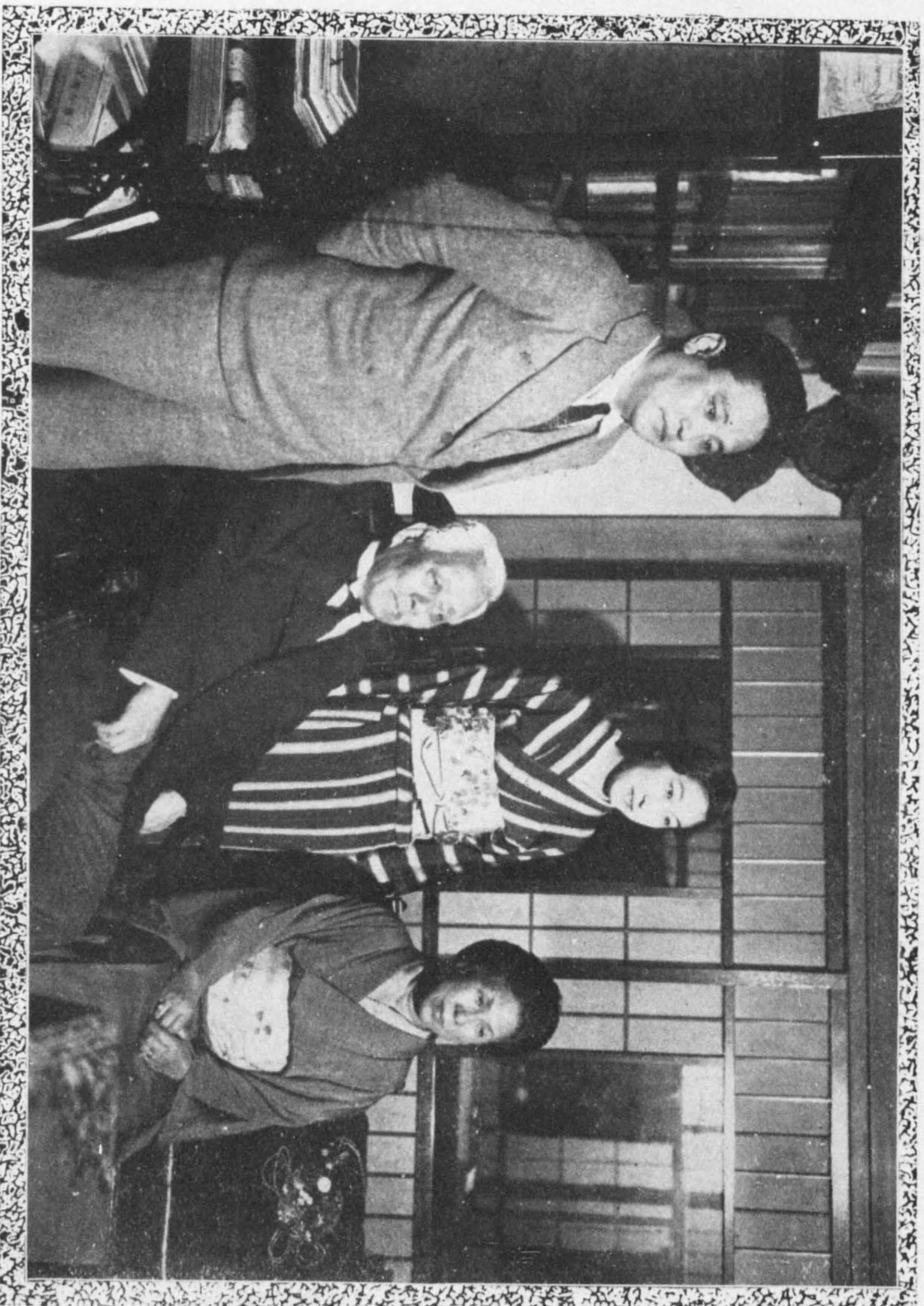
△七年四月十二日我盛岡○隊は市民の熱誠なる歡呼に送られ威風堂々征途についた



(上) 新興大通り (左下) 落成したモダン明治橋



大命降下の喜び 昭和七年五月廿二日

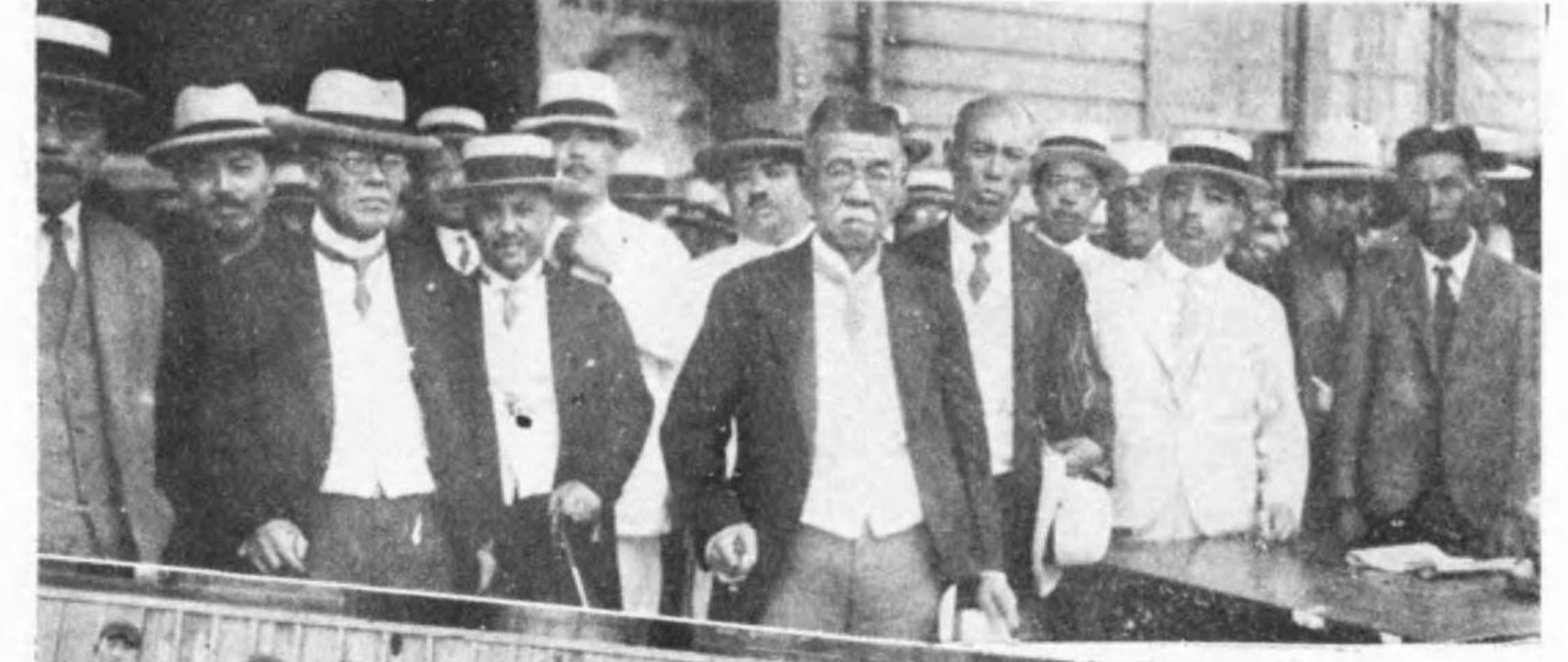


左より合息齋氏 子爵 静子令息夫人 春子子爵夫人

庭家の相首藤齋

昭和八年略曆表

<p>小 二 四 六 九 十 十二</p> <p>戊戌 丁酉 戊戌 庚午 辛未 九月十九日</p>		<p>大正天皇祭 十一月廿五日</p> <p>新嘗祭 十一月三日</p> <p>明治節 十月十七日</p> <p>神嘗祭 十月十七日</p> <p>秋季皇靈祭 九月廿三日</p> <p>天長節 四月廿九日</p>		<p>神武天皇即位紀元二千五百九十三年</p> <p>西曆一九三三年</p>		<p>神武天皇祭 四月三日</p> <p>春季皇靈祭 三月廿一日</p> <p>紀元節 二月十一日</p> <p>新年宴會 一月五日</p> <p>元始祭 一月三日</p> <p>四方拜 一月一日</p>		<p>大 一 三 五 七 八 十 十二</p> <p>丁卯 丙寅 丁卯 戊辰 己亥 庚子 辛丑</p>	
<p>甲子</p> <p>二月廿五日 入梅</p> <p>四月廿日 夏至</p> <p>六月十五日 半夏生</p> <p>八月十日 二百十日</p> <p>十月五日 冬至</p>		<p>庚申</p> <p>二月廿三日 小寒</p> <p>四月廿日 大寒</p> <p>六月十五日 節分</p> <p>八月十日 初午</p> <p>十月五日 初八夜</p>		<p>庚申</p> <p>二月廿三日 小寒</p> <p>四月廿日 大寒</p> <p>六月十五日 節分</p> <p>八月十日 初午</p> <p>十月五日 初八夜</p>		<p>日曜表</p> <p>一月 二日 合 廿五日 二日</p> <p>二月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>三月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>四月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>五月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>六月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>七月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>八月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>九月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>十月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>十一月 廿五日 廿九日 二日</p> <p>十二月 廿五日 廿九日 二日</p>			



「上」來盛の鈴木政友會總裁一行(七年七月廿一日)「中」全國中等校野球大會東北豫選大會で優勝した遠野中學チーム「下」故海軍大將柵内曾次郎氏の葬儀(七年七月十五日)



福児保険

第二の國民 常磐の小供

親として小供の成長を願ひ成功を祈らぬ者はありますまい、斯うした見地から小供の将来に大なる希望と安心率を興へるためにこの度福児保険と云ふ無診査の復利拂戻しの（利益配當附）新種保険を始めました

加入年齢は生れた時から十歳六ヶ月迄男女の別なくどなたも御加入が出来ます掛金は僅少で一日八錢の節約を二十ヶ年心懸けて戴けば三十歳に御成人の時、榮々と壹千圓になります、

詳細は福児保険案内を御一覽下さい 申込次第御送り申します

本社 東京・日比谷

常磐生命保険株式會社

年 齡 早 見 表

子大	寅大	辰明	午明	申明	戌明	子元	寅安	辰弘	午天	申文	戌文	子文	甲
正一	正二	治三	治四	治五	治六	治七	政八	化九	保〇	政一	政二	化三	元
〇三	〇三	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇元	〇元	〇五	〇七	〇一	〇一	元
丑大	卯大	巳明	未明	酉明	亥明	丑慶	卯安	巳弘	未天	酉文	亥文	丑文	乙
正一	正二	治三	治三	治四	治五	應六	政七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
九四	九四	九八	九八	九八	九八	九元	九元	九元	九六	九八	九二	九二	元
寅大	辰昭	午大	申明	戌明	子明	寅慶	辰安	午弘	申天	戌文	子文	寅文	丙
正一	和一	正二	治三	治四	治五	應六	政七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
八元	八元	八五	八九	八九	八九	八元	八元	八元	八七	八九	八三	八三	元
卯大	巳昭	未大	酉明	亥明	丑明	卯慶	巳安	未弘	酉天	亥文	卯文	巳文	丁
正一	和一	正二	治三	治四	治五	應六	政七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
七二	七二	七六	七〇	七〇	七〇	七元	七元	七元	七八	七〇	七四	七四	元
辰大	昭一	昭二	申大	戌明	子明	寅明	辰安	午弘	申天	戌文	子文	寅文	戊
正一	和一	和一	正二	治三	治四	治五	政七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
六三	六三	六七	六一	六一	六一	六元	六元	六元	六九	六一	六五	六五	元
巳大	昭一	未大	酉明	亥明	丑明	卯明	巳安	未弘	酉天	亥文	卯文	巳文	己
正一	和一	正二	治三	治四	治五	政七	政七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
五四	五四	五八	五二	五二	五二	五元	五元	五元	五〇	五二	五二	五二	元
午大	昭一	申大	戌明	子明	寅明	辰明	午明	申天	戌文	子文	寅文	辰文	庚
正一	和一	正二	治三	治四	治五	治六	治七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
四五	四五	四九	四三	四三	四三	四元	四元	四元	四一	四四	四三	四三	元
未大	昭一	酉大	亥明	丑明	卯明	巳明	未明	酉文	亥嘉	丑天	卯天	巳文	辛
正一	和一	正二	治三	治四	治五	治六	治七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
三六	三六	三〇	三四	三四	三四	三元	三元	三元	三二	三二	三二	三二	元
申大	昭一	戌大	子明	寅明	辰明	午明	申天	戌文	子嘉	寅天	辰天	午文	壬
正一	和一	正二	治三	治四	治五	治六	治七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
二七	二七	二二	二五	二五	二五	二元	二元	二元	二二	二三	二三	二三	元
酉大	昭一	亥大	丑明	卯明	巳明	未明	酉明	亥文	丑嘉	卯天	巳天	未文	癸
正一	和一	正二	治三	治四	治五	治六	治七	化八	保九	政〇	政一	化二	元
一八	一八	一二	一六	一六	一六	一元	一元	一元	一四	一四	一四	一〇	元

右の行は年號と年數、左の行は昭和八年より溯り算へたる年數と十二支なり。故に明治元年生ならば辰年六十六歳、大正元年生ならば子年二十二歳なるを知るべし。



二戸郡福岡町

福岡病院

電話一〇九番

院長
醫學博士

村上勝郎

副院長
醫學士

玉懸謙治

盛岡市街心中心地分讓



上は大通り二丁目 下は大通り三丁目
經營地二萬五千坪一萬二千坪賣約濟
新築戸數百數十戸

資本金壹百萬圓

- ◎文化施設完備
- 道路アスファルト舗装
- 照明燈街路樹
- 上下水道
- 電燈瓦斯
- ◎土地分讓特典
- 特價年賦
- ◎建築助成金
- ◎貸家金
- 商店向貸家は御申込に依り建築
- ◎案内書贈呈

盛岡市大澤川原小路

南部土地株式會社

電話三八八

岩手縣日詰町

蠶種製造業 橋本善太

電話 日詰 一三二
振替東京四一三二二

本年ノ春蠶種ノ御準備ハ早目ニ
ナサイマセ全國的ニ不足デス



木津屋木金商店

ベルベツト石鹼株式會社特約店
ライオン齒磨特約店
アイデアル化粧品特盟代理店
マルキ油本舗

盛岡市新穀町
電話 五四一番
振替 (東京) 八四六九番
(仙臺) 一二四九番

▼營業品目▲

- ▼香粧品及ビ附屬雜貨
- ▼薰香、線香、燒香、蠟燭
- ▼刷子、刷毛、和傘、機械油
- ▼香油部製品
- ▼マルキ香油、びん附すき油ボマード
- ▼マルキ椿、マルキ白ばら、其他

外用常備藥



皮膚病退治

患部を刺戟せず
短時日に治癒する

たむし、いんきん
水むし、くさ
はたけその他
一切の皮膚病

實效散本舖
師岡天然堂
東京・神田

價定 二十錢
三十錢
五十錢
壹圓

90



感冒解熱特效藥

かぜねつに
實効散

今日服んで
明日爽快

四季の感冒
鼻加答兒
氣管支加答兒
流行感冒

(價定)
五三一五三二
十十
圓圓圓錢錢

一二三本舖
實効散
師岡天然堂
東京・神田

96



蠶絲業の合理化
委託繭絲販賣
最新式設備

盛岡市外仙北町

有限責任 岩手縣繭絲販賣組合聯合會

盛岡工場

電話 一四〇三七三番

電略 (ケンケシレンシ)

振替仙臺三六八八番

銘酒

菊の司

キ

ク

ツ

カ

サ

紫波郡日詰町

株式會社 平六商店

電話 二二二番

盛岡市鍛冶町

株式會社 平六商店支店

電話 五九四番

信託



盛岡

信託預金
 公債の運用預り
 有價證券の賣買
 地代、家賃の取立

スポーツマンに オリザニン

オリザニン (グイタモンB) は心臓力を強め疲労を防ぎ
 又その恢復を迅速ならしむる効果顯著なるを知られ
 スポーツマン間に盛んに推奨せらるゝに至れり。

参考文献

醫學士 深山 龜氏 運動疲労後の循環系統恢復に就ての二三藥物
 學的實驗に就て
 (京大醫學部紀要VolXIII, Page 5-1201)
 醫學博士 本田正隆氏 日米對抗水上競技選手の栄養問題に就て
 (醫學公論第1001號)

包裝 明袋 30瓦 ¥1.40 袋 100ワ ¥1.75
 錠 100錠 ¥2.40 錠 50瓦 ¥1.75
 其他大量入各種

詳細説明書送呈

東京市日本橋區室町 三共株式會社



THE PIONEER CHOCOLATE MAKER OF JAPAN



味覺に近代性を求める
 ならば先づ指をチョコ
 レートに屈すべきです
 森永チョコレートこそ
 味覺の殿堂を拓く神祕
 の鍵です

一個・五錢十錢

森永チョコレート

天皇陛下

御名裕仁 神武天皇より百二十四代の天皇。大正天皇第一皇子、明治三十四年四月二十九日御誕生、同五月五日御命名、迪宮と稱せらる。明治四十一年四月學習院御入學。大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、大勳位に叙せらる。大正三年四月二日學習院初等科御卒業。爾後東宮御所内東宮御學問所に於て御修學。同三年十一月三十一日中尉に、同五年十月三十一日大尉に御昇進。同年十一月三日立太子禮。同八年五月七日御成年式。同九年十月三十一日陸海軍少佐に御昇進。同十年三月三日海外御巡遊、九月三日橫濱着御歸京。同十年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日陸海軍中佐に御昇進。同十三年一月二十六日故久通宮邦彦王第一女良子女王と御結婚。同年十月三十一日陸海軍大佐に御昇進。同十五年十二月二十五日御踐祚。昭和三年十一月十日御即位式御舉行。同十四日大嘗祭御親祭。

皇后陛下

御名良子 故久通宮邦彦王第一女、明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月學習院女學

部初等科御入學、大正四年四月中等科へ御進級同七年四月御退學。同十一年九月勳一等。同十三年一月二十六日御入典、皇太子妃宣下。昭和元年十二月二十五日皇后宣下。

皇太后陛下

御名節子 故從一位大勳位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生。同二十一年女子高等師範學校附屬幼稚園に御入園。同二十三年九月十一日華族女學校小學部に御入學。同二十九年九月十一日中學部に御進級。同三十二年八月二十九日同校御卒業。同三十三年五月十日御入典。皇太子妃宣下。大正元年七月三十日皇后宣下。昭和元年十二月二十五日皇太后宣下。

皇女

第一皇女 成子内親王、大正十四年十二月六日御誕生。昭和七年四月八日女子學習院御入學。御稱號照宮。
第三皇女 和子内親王、昭和四年九月三十日御誕生。御稱號孝宮。
第四皇女 厚子内親王、昭和六年三月七日御誕生。御稱號順宮。

帝國皇室

大日本皇室

皇弟

秩父宮 (東京市赤坂區一番ノ一表町御殿)

大正天皇第二皇子、御誕生明治三十五年六月二十五日

妃勢津子一勳一等、子爵松平保男姪、從三位勳一等松平恒雄第一女、御誕生明治四十二年九月九日、御結婚昭和三年九月二十八日

御略歴、初め淳宮と稱し奉る、同四十二年四月十二日學習院初等科御入學、大正四年四月二日同初等科御卒業、同月六日中等科に御進級、同六年三月三十日中等科二年級御修了、同年四月九日陸軍中央幼年學校に御入學、同九年三月御卒業、同年四月十日士官候補生として第一師團歩兵第三聯隊へ御入隊、十一年六月御成年式御舉行、同時に秩父宮の御稱號を賜はり一家を御創立遊ばさる、十一年十月二十五日陸軍歩兵少尉御任官、十四年五月十日中尉に御陞進、同月二十四日御渡歐、十五年十月十四日オックスフォード大學御入學、昭和二年一月十七日御歸朝、同五年三月六日大尉に御陞進、目下陸軍

大學校御在學中

高松宮 (東京市芝區高輪西台町一番地)

宣仁親王—大勳位海軍大尉

大正天皇第三皇子、御誕生明治三十八年一月三日

妃喜久子一勳一等、故公爵德川慶久第二女、御誕生明治四十四年十二月二十六日、御結婚昭和五年二月四日

御略歴、初め光宮と稱し奉る、同四十四年四月十二日學習院初等科御入學、大正六年三月三十日同初等科御修了、同年四月九日中等科に御進級、同九年三月同科第三學年御修了、同年五月海軍兵學校に御入學、同十三年五月同校御卒業、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はり一家を御創立、廢絶せる有栖川宮家の御祭祀を司らせらる、事とならる。十四年四月御成年式、同年十二月三十日海軍少尉御任官、昭和二年十二月一日海軍中尉に陞進、五年五月ガーター勳章御答禮使として妃殿下と共に御渡英、五年十二月海軍大尉御任官、六年六月八日御歸朝

崇仁親王—御稱號澄宮、大正天皇第四皇子

大正四年十二月二日御誕生、十一年四月八日學習院初等科御入學、昭和三年四月十日初等科御卒業中等科に御進級、同年七月御卒業、同年四月士官學校豫科に御入學。

皇族

伏見宮 (東京市麴町區紀尾井町四)

博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生

妃經子 故公爵德川慶喜第九女、明治十五年九月二十三日御誕生

博義王 博恭王第一子、明治三十年十二月八日御誕生(芝區白金今里町御別邸)

妃朝子 公爵一條實輝第三女、明治三十五年十月二十日御誕生

博英王 博恭王第四子、大正元年十月四日御誕生

光子女王 博恭王第一王女、昭和四年七月二十八日御誕生

邦芳王 故貞愛親王第二子、明治十三年三月十八日御誕生(府下中野御別邸)

博明王 博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生

山階宮 (東京市麴町區富士見町五丁目)

武彦王 故菊鷹王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生

故菊鷹王妃常子 故公爵島津忠義第三女

明治七年二月七日御誕生

賀陽宮 京都市下京區三十三間堂廻六四五(東京市麴町區一番町二番地御假寓)

恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年

瀧子女王 第二女、大正八年八月二日御誕生

東久邇宮 (東京市麻布區市兵衛町一丁目)

一三名古屋市東區白壁町御假寓

稔彦王 故久邇宮朝彦親王第九子、明治二十年十二月三日御誕生

妃聰子內親王 明治天皇第九皇女、明治二十九年五月十一日御誕生

盛厚王 稔彦王第一子、大正五年五月六日御誕生

彰常王 第三子、大正九年五月十三日御誕生

俊彦王 第四子、昭和四年三月二十四日御誕生

北白川宮 (東京市芝區高輪南町一七)

永久王 故成久王第一子、明治四十三年二月十九日御誕生

故成久王妃房子內親王 明治天皇第七皇女、明治二十三年一月二十八日御誕生

故能久親王妃富子 故公爵島津久光養女

文久二年八月八日御誕生

美年子女王 故成久王第一女、明治四十四年五月六日御誕生

佐和子女王 同第二女、大正二年十月十五日御誕生

多惠子女王 同第三女、大正九年四月十五日御誕生

一月二十七日御誕生

妃敏子 公爵九條道實第五女、明治三十六年五月十六日御誕生

邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生

美智子女王 恒憲王第一女、大正十二年六月二十九日御誕生

治憲王 恒憲王第二子、大正十五年七月三日御誕生

章憲王 恒憲王第三子、昭和四年八月十七日御誕生

文憲王 恒憲王第四子、昭和六年七月十七日御誕生

故邦憲王妃好子 故侯爵醍醐忠順第一女

慶應元年十月二十日御誕生

久邇宮 京都市上京區東櫻町二七(東京府下豐多摩郡澁谷町宮代一番地御假寓)

朝融王 故邦彦王第一子、明治三十四年二月二日御誕生

妃知子 伏見宮博恭王第三女、明治四十四年五月十八日御誕生

正子女王 朝融王第一女、大正十五年十月八日御誕生

朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生

邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生

故邦彦王妃 倪子、故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生

多嘉王 故朝彦親王第五子、明治八年八月十七日御誕生

妃靜子 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生

恭仁子女王 多嘉王第三女、大正六年五月十八日御誕生

家彦王 同第二子、大正九年三月十七日御誕生

德彦王 同第三子、大正十一年十一月十九日御誕生

梨本宮 (東京府豐多摩郡澁谷町美竹四一番地)

守正王 故久邇宮朝彦親王第四子、明治七年三月九日御誕生

妃伊都子 故侯爵鍋島直大第二女、明治十五年二月二日御誕生

朝香宮 (東京市芝區高輪南町一七)

鳩彦王 朝彦親王第八子、明治二十年十月二日御誕生

妃允子內親王 明治天皇第八皇女、明治二十四年八月七日御誕生

紀久子女王 鳩彦王第一女、明治四十四年九月十二日御誕生

孚彦王 第一子大正元年十月八日御誕生

正彦王 第二子大正三年一月五日御誕生

皇室——皇族——朝鮮王族——御降嫁の皇族

竹田宮 (東京市芝區高輪南町一七)

故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生

故恒久王妃昌子内親王 明治天皇第六皇女、明治二十一年九月三十日御誕生

禮子女王 故恒久王第一女、大正二年七月四日御誕生

閑院宮 (東京市麴町區永田町二丁目三〇)

載仁親王 故伏見宮邦家親王第十六子、慶應元年九月二十日御誕生

妃智恵子 故公爵三條實美第二女、明治五年五月二十五日御誕生

春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生

妃直子 公爵一條實孝妹、明治四十一年

十一月七日御誕生
東伏見宮 (東京府豊多摩郡澁谷町下澁谷常盤松一〇一)

故依仁親王妃周子 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生

朝鮮王族

昌德宮 (本邸朝鮮京城府臥龍洞二)

李王根 李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生

妃方子女王 梨本宮守正王第一女、明治三十四年十一月四日御誕生

李王世子玖 李王根第一子、昭和六年十二月二十九日御誕生

故李太王妃 尹氏 侯爵尹澤榮第一女、明治二十七年九月十九日御誕生

李垞公家 (京城府寬勳洞一九六)

李鍵公 李垞公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生、昭和五年六月十二日御父御隱居の爲め公系を襲がせらる

(御別邸東京澁谷常盤松)

妃誠子 子爵松平定晴第一女、明治四十四年御誕生

李錫公家

李錫公 李垞公庶子第二男、大正元年十一月十五日御誕生

御降嫁の皇族

御名	御父君	御配偶	御降嫁年月
實枝子女王	故有栖川宮 威仁親王	故公爵德川慶久	明治四一、二
禎子女王	故伏見宮貞愛親王	侯爵山内豐景	明治三四、四
安子女王	故山階宮菊麿王	淺野長武	大正九、一一
由紀子女王	故賀陽宮邦憲王	町尻量基	大正四、一四
絢子女王	故久通宮朝彥親王	故伯爵竹内惟忠	明治二五、一二
榮子女王	同	故子爵東園基愛	明治三三、一九
篤子女王	同	伯爵壬生基義	明治三九、一〇
信子女王	久通宮 邦彦王	伯爵三條西公正	大正一三、一二
智子女王	同	伯爵大谷光暢	大正一三、一五
方子女王	梨本宮 守正王	李 王 垞	大正九、四
貞子女王	故北白川宮能久親王	伯爵有馬頼寧	明治三六、二
滿子女王	同	伯爵甘露寺受長	明治三七、二
武子女王	同	子爵保科正昭	明治四四、四
擴子女王	同	伯爵二荒芳徳	大正四、四
茂子女王	閑院宮載仁親王	黒田長禮	大正三、一
恭子女王	同	子爵安藤信昭	大正四、九
華子女王	同	侯爵華頂博信	大正一五、一二
敦子女王	同	伯爵清棲幸保	大正一五、一〇
規子女王	伏見宮 博恭王	伯爵廣橋眞光	大正一五、一二
德惠姫	梨本宮 守正王	伯爵廣橋眞光	大正一五、一二
紀久子女王	朝香宮 鳩彦王	伯爵宗武 志	昭和六、五
朝香宮 鳩彦王	同	鍋島直泰	昭和六、五

臣籍降下の皇族

伯爵	上野正雄	御實家	北白川宮
伯爵 小松輝久	同	同	同
伯爵 山階芳麿	同	同	山階宮
伯爵 久通邦久	同	同	久通宮
伯爵 華頂博信	同	同	伏見宮
伯爵 筑波藤麿	同	同	山階宮
伯爵 鹿島萩麿	同	同	山階宮
伯爵 葛城茂麿	同	同	山階宮
伯爵 東伏見邦英	同	同	久通宮

皇族御官職

秩父宮雅仁親王 陸軍歩兵大尉、歩兵第三聯隊附

高松宮宣仁親王 海軍大尉海軍軍令部出仕

閑院宮載仁親王 參謀總長、元帥、陸軍大將、軍事參議官、議定官

伏見宮博恭王 海軍軍令部長、元帥、海軍大將、軍事參議官、議定官

梨本宮守正王 元帥、陸軍大將、軍事參議官

久通宮多嘉王 神宮祭主

朝香宮鳩彦王 陸軍少將、歩兵第一旅團長

東久通宮稔彦王 陸軍少將、歩兵第五旅團長

伏見宮博義王 海軍少佐、沖風驅逐艦長

山階宮武彦王 海軍少佐

久通宮朝融王 海軍大尉、海軍々令部出仕

皇族御公職

賀陽宮恒憲王 騎兵少佐、參謀本部々員

閑院宮春仁王 騎兵大尉、近衛騎兵聯隊附

李 王 垞 歩兵中佐、教育總監部附

秩父宮雅仁親王 英國協會總裁、暹羅協會總裁、萬國工業會議總裁

高松宮宣仁親王 日本美術協會總裁、日土協會總裁

閑院宮載仁親王 明治神宮造營局總裁、明治神宮奉贊會總裁、日本赤十字社、濟生會、借行社、大日本蠶糸會、帝國軍人後援會、日佛協會、日露協會、慶福會、東京地質學協會、醍醐寺保存會、帝國在郷軍人會、皇典研究所各總裁、東京俱樂部名譽總裁

閑院宮載仁親王妃智恵子 大日本婦人教育會、赤十字篤志看護婦人會總裁

東伏見宮故依仁親王妃周子 大日本婦人衛生會、愛國婦人會總裁

伏見宮博恭王 帝國水難救濟會、日本海員救濟會、水産會、海防義會、日本産業協會、水産會、癌研究會、理化學研究所、日獨協會、斯文會各總裁

伏見宮博義王妃經子 陸海軍將校婦人會、福田會總裁

山階宮武彦王 英國協會名譽總裁

宮城、皇宮、御所

梨本宮守正王 大日本農會、大日本山林會醫學協會、大日本武德會、忠勇顯彰會各總裁、日佛協會名譽總裁

久通宮朝融王 日本書道會總裁

久通宮多嘉王 白陽會總裁

東久通宮稔彦王 聖德太子奉讚會、大日本新聞協會總裁

竹田宮故恒久王妃昌子内親王 婦人共立育兒會、東京慈惠會各總裁

京都皇居

東京市麴町區にあり元徳川氏の居城、明治元年十月十三日を以て皇居と定め給ひ、明治十五年五月御造營に着手、同廿一年十月竣工せるものにして總工費三百九十六萬八千圓、面積六十三萬七千七百七十坪、同年十月二十七日宮城と御治定遊ばさる

京都市上京區にあり、地積三萬三千坪餘、現存の宮殿は安政三年(紀元二五一六)の御造營に係るものである。

即位大禮、大嘗會は必ず此皇居に行はせらる。紫宸殿、清涼殿、常御殿、小御所及び新興殿等の宮殿あり、新興殿は大正四年御離宮其他

皇室—御苑—離宮—御用邸—御獵場—御料牧場—内大臣府其他—宮内省

大典の際御増築あらせられたもので、賢所を移御し奉る所である。
青山御所 (東京市赤坂區) 舊紀州家の別邸にして、明治六年英照皇太后遷御あらせられ、七年一月青山御所と稱す。
赤坂離宮 (東京市赤坂區) 離宮中最も古き歴史を有し、舊紀州家の有なりしを明治五年三月離宮となし給ふ。庭園は林泉の勝をもつて聞え御苑に菊花を培養せられ明治十三年以後毎歲觀菊御會の催しあり。
大宮御所 昭和五年青山御所に御新築、皇太后陛下御在所と定めらる。

御苑

吹上御苑—宮城内
舊西の丸の西北にあり、總坪十三萬五千六百八坪、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、觀瀑亭、吹上御茶屋等あり。
新宿御苑—東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町 舊内藤氏の邸地、維新後御料地となり、内外の花卉、蔬菜を培養せらる。櫻樹多く大正六年以降觀櫻御宴をこの御苑に催させらるゝことになりたり。

離宮

赤坂離宮 東京市赤坂區
濱離宮 東京市京橋區
霞關離宮 東京市麴町區

二條離宮 京都市中京區
桂離宮 京都府葛野郡桂村
修學院離宮 京都府愛宕郡修學院村
武庫離宮 神戸市須磨
名古屋離宮 名古屋市西區
箱根離宮 神奈川縣足柄下郡箱根町
伊勢離宮 三重縣度會郡四郷村

御用邸

葉山御用邸 神奈川縣三浦郡葉山町
葉山附屬邸 同 右
立石御用邸 同右西浦村
靜岡御用邸 靜岡市追手町
沼津御用邸 沼津市揚原町
同附屬邸 同 右
沼津西附屬邸 同 右
日光御用邸 栃木縣上都賀郡日光町
日光御用邸 同 右
御用邸 同 右
同附屬邸 同 右
鹽原御用邸 栃木縣鹽谷郡鹽原村
伊香保御料地 群馬縣群馬郡伊香保町
那須御用邸 栃木縣那須郡那須村
初聲御用邸 神奈川縣三浦郡初聲村に御工事中

御獵場

江戸川筋御獵場
埼玉縣下—西埼玉郡北足立郡北葛飾郡

千葉縣下—東葛飾郡
長良川筋御獵場—岐阜縣郡上郡武儀郡稻葉郡
神通川御獵場—富山縣婦負郡上新川郡
宮内省下總牧場—千葉縣印旛郡
宮内省新冠牧場—北海道日高國靜内郡

内大臣府其他

内大臣府
伯爵 牧野 伸顯
侯爵 木戸 幸一
宮内大臣 一木喜徳郎
次官 關谷貞三郎
侍從長 鈴木貫太郎
侍從次長 河井 彌八
式部次官 林 權助
式部次官 松平 慶民
掌典長 九條 道實
掌典次長 三條 公輝
宗秩寮總裁 仙石 政敬
諸陵頭 杉 榮三郎
圖書頭 杉 榮三郎
侍從頭 佐藤 恒丸
内藏頭 大谷 正男

内匠頭 白根 松介
主馬頭 西園寺八郎
皇后宮大夫 河井 彌八
皇太后宮大夫 入江 爲守
李王職長官 篠田 治策

樞密院

議長 倉富勇三郎
副議長 平沼騏一郎
親王 秩父宮雍仁親王
高松宮宣仁親王
閑院宮載仁親王

顧問官

伯爵 伊東巳代治
男爵 久保田 讓
子爵 石黒 忠憲
男爵 古市 公威
櫻井 錠二
河合 操
鎌田 榮吉
石井菊次郎
水町架裝六
原 嘉道
栗野慎一郎
鈴木 莊六

皇室—樞密院—宮中顧問官—前官禮遇者—宮廷錄事

樞密院事務所

内櫻田門内

宮中顧問官

長崎 省吾 子爵 田内 三吉
井上 通泰 子爵 小笠原長生
山口銳之助 日根野要吉郎
川島令次郎 佐藤 愛磨
小原 詮吉 工藤 一記
和田國次郎 子爵 日野西資博
西 紳六郎 子爵 三室戸敬光
小早川四郎 伯爵 福原鏡二郎
原 恒太郎 伯爵 清水谷實英
渡邊 直達 伯爵 山邊 知春
高橋 共三 男爵 韓 昌 洙

前官禮遇者

前總理大臣としての禮遇を享くる者
伯爵 西園寺公望 伯爵 清浦 奎吾
伯爵 山本權兵衛 男爵 若槻禮次郎
前大臣としての禮遇を享くる者
伯爵 伊東巳代治 男爵 幣原喜重郎
中橋徳五郎 鈴木喜三郎
床次竹二郎

宮廷錄事

△六年十月より
七年七月まで
△大元帥陛下御統監 大元帥陛下には九州に於ける陸軍特別大演習御統監並に熊本、

勅語

曩ニ滿洲ニ於テ事變ノ勃發スルヤ自衛ノ必要上關東軍ノ將兵ハ果斷神速寡克ク衆ヲ制シ速ニ之ヲ芟討セリ爾來艱苦ヲ凌キ祁寒ニ堪ヘ各地ニ烽起セル匪賊ヲ掃蕩シ

克ク警備ノ任ヲ完ウシ或ハ嫩江齋々吟爾
地方ニ或ハ遼西錦州地方ニ氷雪ヲ衝キ勇
戦力闘以テ其禍根ヲ抜キテ皇軍ノ威武ヲ
中外ニ宣揚セリ朕深ク其ノ忠烈ヲ嘉ス汝
將兵益々堅忍自重以テ東洋平和ノ基礎ヲ
確立シ朕カ信倚ニ對ヘンコトヲ期セヨ
昭和七年一月八日

侍従武官阿南大佐は三月二日奉天において
本庄司令官以下に對し優渥なる聖旨並に令
旨を傳達された。

△櫻田門不敬事件 天皇陛下には陸軍始觀
兵式行幸より還御の御途次、一月八日午前
十一時四十四分函館櫻田門警視廳舎前衛角
にさしかゝつた際、一奉拜者中より突如南簿
第二輛目なる宮内大臣乗用馬車に手榴彈様
のものを投ぜし者あり、御料車には何等御
異常なく犯人たる鮮人逆徒李奉昌は直ちに
捕縛された。

△宮中歌御會始め 宮中歌御會始めは一月
十九日行はせられた

曉 雞 聲

御 製
ゆめさめて我世をおもふあかつきに長な
きとりの聲そきこゆる
皇后宮御歌

有明の月なほのこる空までものとかにひ
ひくにはとりの聲
皇太后宮御歌
くらきよにまよふ心をさまさむと曉はや
く雞のなくらむ

△上海派遣軍將兵に勅語 天皇陛下には上
海方面に於る我が陸海軍將兵の功を嘉せら
れ三月十六日優渥なる勅語を下し賜はつた

勅 語
上海方面ニ派遣セル陸海軍將兵ハ協心戮
力寡以テ衆ヲ破リ行動機宜ニ適ヒテ克ク
皇軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠
烈ヲ嘉ス
昭和七年三月十六日

町尻侍従武官は三月十七日上海において白
川軍司令官以下將士一同に有難き聖旨令旨
の傳達式を行つた

△皇后陛下御慰詞 皇后陛下には上海派遣
將士の多數傷者に對し三月十八日有難き御
慰詞を賜はつた

△照宮さま御入學 照宮成子内親王殿下に
は四月八日御芽出度く女子學習院前期一年
に御入學遊ばさる

△皇后陛下、衛戍病院へ 皇后陛下には四
月十四日滿洲上海兩事變の名譽の戦傷病兵
御慰問の爲め宮城御出門牛込戸山町陸軍第

一衛戍病院に行啓あらせられ、お優しき數
々のお言葉を賜つた

△勅諭下賜五十年記念 軍人勅諭下賜五十
年記念の祝典は四月廿四日 畏くも大元帥
陛下の行幸を仰ぎ二重橋前の廣場に舉行さ
れた

△兩陛下御親拜 天皇、皇后兩陛下には四
月廿六日 畏くも靖國神社に行幸遊ばさ
れ護國の英靈に御親拜の儀を行はせられた
後新築の遊就館に御同列で臨ませられ館内
を御巡覽の後御機嫌麗はしく還御あらせら
れた

△選手派遣費御下賜 天皇陛下にはオリ
ンピック大會へ出場する我が選手派遣費の御
補助として五月五日、お手許金一萬圓を御
下賜あらせらる

△聖上陛下御田植 聖上陛下には、六月十
六日畏くも吹上御苑内の六十餘坪の水田に
玉歩を運ばせられ親しく御田植遊ばされた
△凱旋將軍に勅語賜はる 滿洲、上海事變
に際し武勳を輝かした野村司令長官、植田
司令官代理、室師團長、鹽澤前司令官、植松
前陸戰隊司令官、嘉村旅團長等の海陸の將
星は六月二十日東京驛着堂々凱旋したが、
直ちに宮中よりのお召により参内 天皇、
皇后兩陛下に拜謁仰せつけられ、軍狀奏上、
野村、植田兩中將には優渥なる勅語を賜

はつた
△故枋内大將葬送に勅使差遣 故海軍大將
枋内曾次郎氏盛岡市において葬送につき七
月十四日勅使として岩手縣知事を其邸に差
遣はされ、幣帛を下賜せられた

宮家録事

△閑院宮、參謀總長に 閑院元帥宮殿下に
は國家の重大時局に際し參謀總長御就任
のことに決し、六年十二月二十三日宮中
において親補式を行はせられた、宮殿下の御
身を以つて參謀總長におなり遊ばされたの
は去る明治十八年有栖川宮熾仁親王殿下が
時の參謀本部長に御就任、明治二十二年勅
令を以つて參謀總長が置かれた時始めての
總長として御就任遊ばされたのが最初で引
續き小松宮彰仁親王殿下が御就任遊ばされ
たことはあるが明治三十一年以來絶えて久
しいことである

△伏見宮、軍令部長に 伏見宮博恭王殿下
には谷口海軍々令部長御後任として御就任
七年三月二日宮中において親補式を行はせ
られた

△澄宮殿下士官學校御入學 澄宮崇仁親王
殿下には四月一日、陸軍士官學校豫科に御
入學遊ばされた
△伏見宮、元帥に列せらる 天皇陛下には

皇室—宮家録事—皇室と本縣

海軍々令部長伏見宮博恭王殿下の多年の御
勳功を思召され五月廿七日の海軍記念日に
あたり元帥府に列せらる、旨の御沙汰あら
せられた

皇室と本縣

竹田宮恒徳王殿下御成り

竹田宮恒徳王殿下には陸軍騎兵學校學生の
御資格で本縣軍馬の育成状況ならびに一般
産馬の状況御見學のため七年五月五日夕五
時二十七分着列車で御附武官桑田少佐を隨
へさせられ教官及び御學友二十一名と共に
御來盛遊ばされたが宮殿下には陸軍騎兵少
尉の軍服を召され数日間の御旅の御疲れの
色も拜せられずホームに御出迎への諸員に
一々答禮遊ばされ次いで蒔苗盛岡驛長の御
先導で驛長室に入らせられ御少憩後左記有
資格者に單獨拜謁を賜はつたが驛頭には右
拜謁者の外鈴木、大矢兩元代議士、石黒知
事夫人、衛戍上長官以上赤澤市會議長其他
多數奉迎申上げた

單獨拜謁者

岩手縣知事石黒英彦、盛岡高等農林學校
長上村勝爾、判事若林祐三郎、陸軍少將
市瀬源助、檢事石塚揆一、豫備役陸軍少
將松本五左衛門、陸軍騎兵大佐西村辨、
陸軍工兵大佐上原健市、陸軍騎兵大佐田

村彌三郎、岩手縣書記官中谷秀、岩手縣
書記官森部隆、陸軍歩兵大佐國崎登、陸
軍二等軍醫正原季、岩手縣書記官湯本二
郎、盛岡市長中村謙藏

驛正面玄關より縣差廻しのパッカードに召
され御假泊所南部伯別邸に向はせられたが
御途中下小路に堵列の青年團青訓生在郷軍
人約六百名を畏くも御閱兵遊ばされる

△五日 盛岡驛長室にて石黒知事其他に拜
謁を賜り自動車にお召しになり下小路で
郷軍青訓を御閱兵七時より公會堂の騎兵
會に御出席八時半南部邸に御歸還

△六日 午前七時四十分細雨煙る中を御發
八時五分種馬育成所に御成り應接間にて
所長より育成所業務を御聽取夫より一哩
馬場に成らせられ三才馬追運動、乗馬連
續駈歩を御檢閲御書食の後輕輓馬の調教
を御台覽午後一時半種馬所に御成り所長
より業務概況を御聽き遊ばされ馬見所で
種牡馬六頭を御覽の後、四時御發厨川柵
に御立寄り遊ばされ、それより自動車に
召されて花の高松池から岩手公園、更に
市内を御一巡の上、四時二十五分南部邸
に御歸還七時二十分市內小學兒童の

提灯行列を御覽遊ばされる
 △七日 午前八時御發騎兵第三旅團に成らせられ馬術等御覽の後、十時二十分御發十一時小岩井農場に御着場内御視察の上御書食を遊ばされ午後三時十七分盛岡驛御着二十一時御發四時十五分花巻驛御着電車にて花巻温泉に成らせられ松雲閣に御假泊遊ばされる
 △八日 午前八時三十分花巻温泉驛御發同五十分花巻御發御退縣遊ばされる

李王塚殿下御來縣

李王塚殿下には教育總監部々員、陸軍歩兵少佐の御資格にて七年六月二十八日午後五時十二分花巻驛御着下り列車にて御來縣、花巻温泉にお成り、同夜松雲閣別館に御假泊遊ばされた

李王塚殿下には二十九日午前九時二十四分盛岡驛着列車で花巻より御來盛、盛岡市民は再度(前回は明治四十二年八月四、五兩日)お迎へする光榮に浴した、殿下には御機嫌うるはしく御下車直に驛長室で石黒知事以下に單獨拜謁を賜はりそれより自動車に召されて騎兵第三旅團司令部に向はせられ騎兵二十三、二十四兩聯隊の各營内を御巡察遊ばされ十一時二十分より觀武ヶ原で西村集成聯隊長統監の騎兵戰團教練御見學

正午より午後一時まで偕行社に御臨席後自動車で小岩井農場に向はせられたがその御途次中村盛岡市長の御案内で厨川柵を御見學、午後二時より同農場における牛馬の發育狀態農耕狀態につき具さに御視察あらせられたそれよりまた自動車に召されて岩手公園に御成り櫻山神社口より御徒歩で本丸に進ませられ市内を御展望五時過ぎ御宿泊所たる下小路の南部伯邸に入らせられた

同夜南部邸にては御旅情をお慰め申あぐるため同家所藏の百馬の圖、木彫の馬、さんき踊、獅子踊等を台覽に供した
 × 李王塚殿下には三十日午前八時南部伯邸を御出門、自動車に召されて種馬育成所、種馬所に向はせられ、午前十時五十分まで御熱心に御視察あり十一時二十分盛岡驛御發列車で青森に向はせられた

土地・人口

土地

本縣の概観

位置 本縣は東經百四十度三十八分より起り百四十二度五分に達し、北緯三十八度四十六分より四十四度二十七分に至り、北は青森縣、西は秋田縣、南は宮城縣に界し、東は太平洋に臨み、本州の北東部を占めて居る、東西三十一里、南北四十五里で面積九百八十七方里、實に我國第一の大縣である

地勢 而して本州北彎外帯の北部を構成する北上山脈は、縣の東部九戸、下閉伊、上閉伊、氣仙と二戸、岩手、稗貫、和賀、江刺、膽澤、東磐井の一部に蟠居して南北

に亘れる紡錘狀の高地形を成し、諸川太平洋斜面に走りて漁舟を助けて居る、西は秋田縣との境を畫する脊梁山脈即ち陸奥山脈の本支脈は又南北に亘れる高地を成して二戸、岩手、稗貫、和賀、江刺、膽澤、西磐井諸郡の西半之に屬す
 山嶽 山岳重疊岩手山の六千八百尺を主とし四五千尺の高峰少くない、其の險峻なること北上山脈に過ぎ東に傾いて中部平地となつて居る
 河川 而して北上脊梁山脈間の地溝帯の大部は、南に傾きて北上川及其の支流の灌域となり其の一小部は北に傾き、馬淵川流域に屬する沖積地となる是等本支流の灌漑する所二戸、岩手、紫波、稗貫、和賀、

江刺、膽澤及東西磐井の各郡に亘りて縣の中原を成し土地膏腴、生産豊富人事の最も旺盛なる所實に本縣の大動脈と云ふべし、幾多の都邑其の沿岸に興り、國道之を連綴し鐵道亦之に沿うて馳せ、東西に支線を分岐して居る
 港灣 海岸の北半は單調なる砂濱峭岸相半するに過ぎないけれども、南半は屈曲極めて多く所謂フォルト的港灣に富み中央に突出する魁ヶ崎は實に本州の極東である、近海は南に向つて通過する千島海流と東北に轉する日本海流即ち黒潮との二大海流が相交錯するので、水族の豊富なる全國に其の比を見ざるのみならず世界三大漁場

の一二に數へられ無限の富を齎して居る
 位置面積及廣袤
 縣廳の位置 盛岡市内丸(東經 一四二・〇六度 北緯 三九・四二度)
 縣の位置 極東 下閉伊郡重茂村 東經一四二・〇五度 北緯三九・四二度
 極西 和賀郡湯田村 東經一四〇・〇六度 北緯三九・四二度
 極南 西磐井郡永井村 北緯三六・〇〇度 東經一四二・〇五度
 極北 九戸郡種市村 北緯三三・〇〇度 東經一四二・〇五度
 面積及廣袤 面積九七・八〇 廣袤(東西)三三・五里(南北)四五・三里
 岩手縣の土地
 本縣の土地總反別は昭和六年の調査で百二十九萬六千七百二十四町三段で、内御料地及官有地は五十六萬二千七百七十三町餘で、總

反別の四割三分に當り、民有地は七十三萬四千六百五十町八段で五割七分に當る
 更に民有々租地を地目別に比較して見ると最も廣大なのは山林原野で五十四萬六千二百三十五町九段歩、民有々租地の七割八分に當り、次は畑八萬六千五百二町で同上の一分二分、田五萬五千六百八十五町で〇割八分、宅地其の他は僅かに同上有租地の二分である
 一反歩平均地價最高は宅地四十七圓二錢、次は田二十三圓五十一錢、畑五圓四十七錢山林十二錢、原野は僅かに十一錢である
 山林中有租地は、六千七百五十八町一段で、免租年期地は一千六百五十五町五段にして又免租地は二萬三千七百七十七町五段である

土地總反別	御料地		官有地		民有地		合計	
	山林、原野	其他	山林、原野	其他	山林、原野	其他	山林、原野	其他
計	五〇九七三二	一	四三三三六三	六七三六四〇	五九六六六四	一六四九八四	一〇六四三三九	三三三三三八四
地租有	五五、六八五〇〇	八六、五〇〇〇〇	一三、〇九三、〇六二	四、七三三、五四〇	七五、三三〇	一、二五	一三、〇九三、〇六二	七五、三三〇
民有	八六、五〇〇〇〇	一三、〇九三、〇六二	四、七三三、五四〇	一、二五	一三、〇九三、〇六二	七五、三三〇	八六、五〇〇〇〇	一三、〇九三、〇六二
地租有	一三、〇九三、〇六二	七五、三三〇	一、二五	八六、五〇〇〇〇	一、二五	一三、〇九三、〇六二	一三、〇九三、〇六二	七五、三三〇
民有	七五、三三〇	一、二五	一、二五	八六、五〇〇〇〇	一、二五	一三、〇九三、〇六二	七五、三三〇	一、二五
計	七三、二〇九七	一、九八四、〇〇〇	一、二五	一、九八四、〇〇〇	一、二五	一、二五	七三、二〇九七	一、九八四、〇〇〇
土地人口——本縣の概観	七三、二〇九七	一、九八四、〇〇〇	一、二五	一、九八四、〇〇〇	一、二五	一、二五	七三、二〇九七	一、九八四、〇〇〇

土地人口——内地人口動態——本縣都市別人口

即ち出生率は三二・一六で前年の三二・三四に比しやや低率である

死亡は二十八萬四千六百三十五人であつて、前年同期の二十七萬二千九百四十一人に比較すると一萬千六百九十四人を増加した。然して昭和六年における一年間の累計は百二十四萬四千七百七十二人であつて、平均一時間の死亡は百四十二人に當り、前年の百十七萬三千九百九十人に比較して六萬九千七十三人を増加した、尙人口千に對する割合、即ち死亡率は一八・九八で前年の一八・一八に比し、高率である

自然増加 出生から死亡を差引いた人口の自然増加は十八萬五千九百九十五人であつて、前年同期の二十二萬四千七百七十二人に比較すると四萬三千百十七人を減少した、しかして昭和六年における一年間の累計は八十六萬五千三百三十四人であつて、平均一時間の自然増加は九十八人に該り、昨年中に和歌山縣における同年の推計人口八十三萬九千二百人より更に多い人口の自然増加を見た譯であるが、これを前年の自然増加九十一萬二千五百九十二人に比較すると五萬五千五百八十八人の減少である、尙人口千に對する割合、即ち自然増加率も前年の一四・一六より低下して一三・一八となつた、この自然増加の減少は出生、死亡共に増加した

が死亡の増加が一層多かつたことによるのである

東北六縣の人口

(昭和五年國勢調査結果)

岩手縣 九七、七七一

福島縣 一、五〇八、一五〇

山形縣 一、〇八〇、〇三四

青森縣 八七九、九四四

盛岡市 六二、二四九

仙臺市 一九〇、一八〇

山形市 六三、四三三

青森市 七七、二〇三

八戸市 五三、九〇七

宮城縣 一、四三三、七八四

秋田縣 九七、七〇六

郡山市 五、三六七

福島市 四、六九二

若松市 四、七三二

鶴岡市 三、三三六

道府縣總計 六四、四〇、〇〇五

本縣の人口と戸口

岩手縣は九百八十七萬方里餘の大面積を有するけれど、昭和五年十月一日現在に依る國勢調査の世帯概數は僅かに十六萬二千九百六十五で、その人口九十七萬五千七百七十一、一世帯平均六人弱、一平方方に付六十四人に過ぎず全國府縣中人口の稀薄な第一位である

昭和三十四年國勢調査の結果

世帯數 現在人口

世帯概數

人口

男概數

女概數

現在戸數

郡市名	世帯數	現在人口	世帯概數	人口	男概數	女概數	現在戸數
盛岡市	九、三六六	五〇、〇三〇	一一、六〇六	六三、三〇九	三二、一四四	三一、一六五	一一、四八四
岩手縣	一三、二九二	八二、七八五	一三、四三一	四七、〇一九	二四、一八九	二二、八八〇	一三、〇〇一
青森縣	九、四四三	五五、七三三	一〇、一九四	二九、五八八	一五、四四五	一四、一三三	九、九七六
山形縣	一一、二二三	六九、六六八	一一、八〇五	二四、二五二	一二、五〇三	一二、七四九	一三、三〇九
福島縣	七、九三五	四六、四六一	八、〇一〇	一四、〇六二	七、四七五	六、五八七	九、九七五
宮城縣	二九、三三七	一、四三三、七七一	二九、三三七	四、八三二	二、四八二	二、三五〇	一三、七七七
秋田縣	二、九七四	一、四三三、七七一	二、九七四	一、〇、〇六二	五、五九三	四、八三二	一三、七七七
郡山市	一、〇、〇六二	六二、〇六一	一、〇、〇六二	三、一四二	一、六八二	一、四六〇	一〇、五六四

本縣の推計人口

(六年十月一日)

郡市名	男	女	總數
盛岡市	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
岩手縣	四三、七〇〇	四三、七〇〇	八七、四〇〇
青森縣	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
山形縣	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
福島縣	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
宮城縣	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
秋田縣	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
郡山市	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
福島市	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
若松市	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
鶴岡市	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇
道府縣總計	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	六六、〇〇〇

昭和六年十月乃至十二月の本縣出生及死亡は左の通り(内閣統計局發表)

土地人口——本縣の推計人口——移住民及出稼者

△十月乃至十二月計

△十一月

△十二月

△一月乃至十二月累計

△前年同期

△出生

△死亡

△移住民

△出稼者

△十月乃至十二月計

△十一月

△十二月

△一月乃至十二月累計

△前年同期

△出生

△死亡

△移住民

△出稼者

郡市名	出生	死亡	移住民	出稼者
盛岡市	八、八〇五	四、一八五	四、六一八	一四、六一三
岩手縣	四、一八五	一、五九二	一、五九二	一、五九二
青森縣	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
山形縣	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
福島縣	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
宮城縣	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
秋田縣	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
郡山市	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
福島市	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
若松市	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
鶴岡市	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二
道府縣總計	三、七〇〇	一、五九二	一、五九二	一、五九二

一、移住民の職業及消長

昭和六年前半期(自昭和五年十二月至昭和六年五月)に於ける本縣移住者の總戸數は一三〇戸、人員四八五人にして前年同期に比して三三戸二七四人の減である。而して移住民汽車汽船賃割引證下付數は九七戸三五〇人にして前年同期に比し二六戸四九人の増加を見た。移住民の減少したるに不拘

氣象——昭和六年宮古の氣象表

風	天 氣										日 數
	積霜	不曇	快	濃	電	雹	霰	雪	同	同	
平均風速	最 多	最 多	最 多	最 多	最 多	最 多	最 多	最 多	最 多	最 多	最 多
風 向	風 向	風 向	風 向	風 向	風 向	風 向	風 向	風 向	風 向	風 向	風 向
三・八	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三・五	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
四・一	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
四・四	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
四・一	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
二・九	北々東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
二・七	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
二・四	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三・〇	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三・一	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三・三	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三・六	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三・四	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西
三・四	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西	西

昭和六年稻の凶作 氣象調査

稲作期間即ち四月二十一日播種期當時より十一月一日收穫期に至る百九十五日間に於ける氣象概況は次の通りである
一、晝夜平均氣温は全期間の積算温度は三

一、稲作期間の氣象表

千百二十九度にして平年の三千三百八度に比較すれば百七十九度即ち毎日一度づゝ低温な割合である
一、日照時間は九百九十四時間あり、平年の千百九十六時間に比較すれば二百二時間即ち一割七分の算照である
詳細は次の如し

種 目	期 間	平均氣温(攝氏)		日照時間(總時數)		雨 量(總量)	
		本年	平年との差	本年	平年との差	本年	平年との差
苗代期間	自四月二十一日至六月四日	二・四	低一・〇	二七三・五	少一五・〇	二五・七	多一三・一
移植期間	自六月五日至六月二十四日	一・六	差なし	一〇九・五	少三・八	二・七	四・七
繁殖期間	自六月二十五日至八月八日	一・九	低二・八	二〇二・七	少六・七	一七・五	一七・五
開花期間	自八月九日至八月二十九日	二・四	高一・一	二八三・三	少一・二	一九・九	一〇・八
成熟期間	自八月三十日至十月九日	一・七	低〇・七	一四三・九	少三・四	二〇・二	一三・〇
收穫期間	自十月十日自十一月三十一日	一・〇	高〇・一	一四三・九	少三・一	二八・一	七・一
全期間	自四月二十一日自十一月一日	一・六	低一・〇	九三三・八	少二〇・九	九四・〇	六六・二

一、稲作期間累年氣象表

種 目	平均氣温(度)		日照時間(時)		雨 量(耗)	
	昭和六年	日平均	昭和六年	日平均	昭和六年	日平均
種 目	三二・九	一六・〇	九三三・八	九四・〇	一七・二	一八・八
種 目	三二・九	一六・〇	九三三・八	九四・〇	一七・二	一八・八

氣象——昭和六年稻の凶作氣象調査

Table with 4 columns: Year (同十二年, 同十四年, 同十三年), Temperature (氣溫),日照時間 (日照時), and Rainfall (雨量). Values are listed for each category.

一、稻作期間の旬別氣溫、日照時、雨量比較表

Table with 4 columns: Month (旬), Temperature (氣溫),日照時間 (日照時), and Rainfall (雨量). Rows include 本年, 前年, and 差 (Difference).

昭和七年上半期の氣象概況

例年一月には高氣壓が亞細亞大陸に發達して低氣壓が日本近海からオホツク海に入つて發達し、所謂西高東低の型となつて西風が卓越し寒氣厳しくなり時には猛烈な風雪を引き起すを常とするけれども本年は其の高氣壓の發達が著しくなく屢々日本近海を

掩ひ逆に低氣壓が滿洲方面に發生した、全国的に異例な暖氣を現はし南寄の風が多く寒氣も厳しくなかつた、即ち平均氣溫では平年より約三度の高目となり従つて積雪も融解甚しく平年より著しく不足してゐる二月に入つても此の變調な暖氣を持続勝ちで溫度も平年より高く又積雪も不足したけ

れ共時々には嚴冬の氣壓配置状態を示し氣溫の低下を促した事もあつた。氣溫最低の極は紀元節の朝の氷點下十三度六分であつた。三月に入つても上半月中は依然變調な暖氣を持続して地上積雪は跡形も無く消失した程であつたけれども十六日頃から急に冬季の状態に逆戻りして溫度も急降し平年

Table with 4 columns: Month (旬), Rice Harvest (間期穫收), Rice Maturity (間期熟成), Rice Flowering (間期花開), and Rice Planting (間期殖). Rows include 本年, 前年, and 差 (Difference).

より二度内外低くなり又連日飛雪が散らつていて殊に月末廿日には七厘五の地上積雪をみた、此の低溫な状態が四月に入つても恢復せず平均氣溫では平年より一度低く反對に雨量は増加して陰冷な状態に經過した從

つて櫻の開花も例年より晚く五月五日頃の満開となつてゐる、五月に入つて氣候状態も恢復して氣溫も平年より稍々高目となり概して天氣良く農作物の發育も良好で又晩霜の被害もなく養蠶家は大助りであつた。

六月中も氣溫は平年より稍々高く好天氣が續いて雨量不足した爲一部分稻の植付けに困難した所もあつた、然るに七月に入つて連日可成りの雨量あり日照時間減少して陰濕なる天候に經過した。(七月十二日記す)

天氣豫報を利用する人々の爲めに

地方天氣豫報並暴風警報通知系統圖並受信方法

- 第一、(公衆電話) 市内及隣接各町村へ測候所より直接通報す
第二、(警察電話) 測候所より縣警察部を経、縣下各警察本分署へ通報揭示す
第三、(電報) 測候所より盛岡郵便局を経、各電報取扱局より申込者へ直配達す
第四、(ラヂオ) 測候所より仙臺放送局を経、毎日二回放送す
第五、(天氣圖) 測候所に於て毎日天氣圖を印行して各方面に配布す
右の外必要と認められた個所へは測候所より電報或は電話を以て其の都度通報す
第一、市内隣接町村内公衆電話加入者にして豫報又は警報の受報を希望する者は其旨測候所へ届け出、適要と認められたる個所へは測候所より毎日通報す
右希望者は測候所へ照會せられ度し
第二、測候所より縣警察部へ通知し警察電話を以て縣下全般の警察本分署へ通報公衆のため揭示す
第三、電報取扱局区内に於て盛岡測候所より發する豫報の受信を希望する者は一ヶ月二圓五十錢の料金を前納する時は毎日右電報の直配達を受けらるゝものなり
又臨時に必要な場合例へば一日或は七日間の如く短期なる時は一日十錢の割合にて前納すれば足る
又警報の受信を希望する者は一ヶ月一圓の料金を前納すれば測候所で警報發表の都度直配達を受けらるゝものなり、電報數には制限なし
右氣象電報はすべて時間外取扱ひ料金を課せず
請求書様式等詳細は測候所又は郵便局へ照會せられ度し
第四、測候所より仙臺放送局へ毎日二回通知し同局より正午過ぎ及午後七時過ぎ放送して一般加入者へ御知らせする
第五、天氣模様を精細に知らんとするには天氣圖に依るを便とす

地震 (盛岡測候所觀測)

昭和六年地震概況

本年中岩手縣地方に感じた地震は前年に比べて遙かに多く盛岡測候所の地震計で觀測した地震總數は六五〇回で之を前年の三四二回に比較すると殆ど倍近くに達してゐる今之を人体に有感覺なるものと、無感覺なるものとに分類表示すると

Table with columns: 有感覺地震 (60), 無感覺地震 (590), 地震總數 (650). Includes a comparison table for 昭和六年 and 昭和五年.

尙左に本年中の有感覺地震を一覽表示す

Main earthquake record table with columns: 月日, 時刻, 震度, 性質, 震央, 地震, 震害. Includes monthly counts and a summary table at the bottom.

小國強震概況

昭和六年十一月四日未明一時二十分突如、本縣、下閉伊郡小國川上流域地方に半破壊

Table of strong earthquakes in the Komagatake area, listing date, time, intensity, nature, epicenter, and damage.

性的激震起り、岩手縣の大半、強震を感じ、其震域は遠く北は北海道、南は關東地方迄及んだ、盛岡市内でも緩漫だったが最近珍らしい地震で、深夜市民の夢を破り、土地

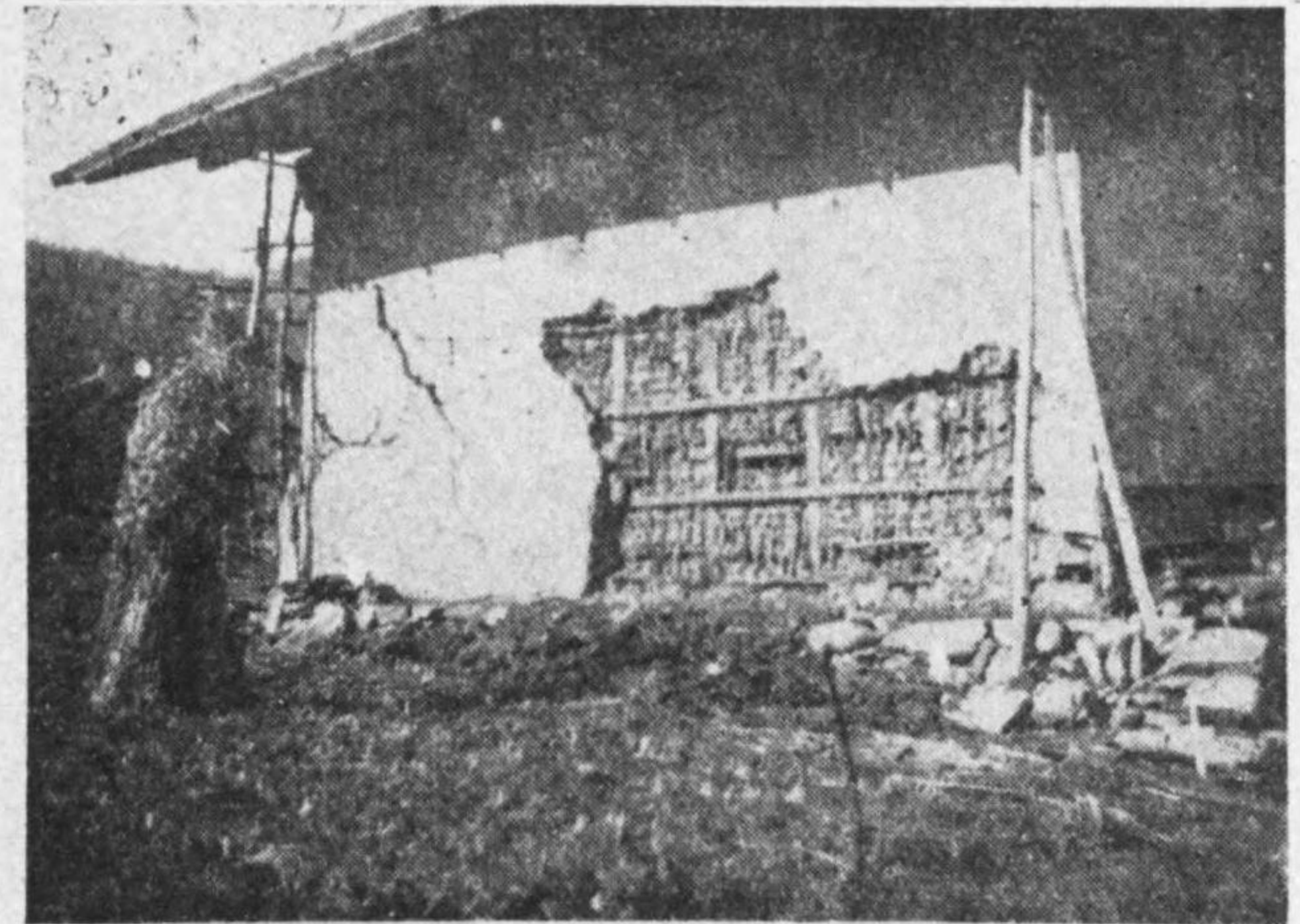
岩手縣小國川上流域強震被害寫眞 (盛岡測候所撮影)



道路の龜裂 (土澤部落附近)

や土藏の壁は龜裂又は剥落し、且つこの地方産業生命たる炭窟が殆ど全部崩壊し、生産中の木炭を烏有に歸す等、さなきだに本年の凶作のため疲弊其極に達してゐた部落民に致命的の損害を與へた
斯う云ふ事は本縣としては稀有の事で、彼の明治二十九年八月三十一日、本縣と隣縣秋田との縣境に起つた有名な陸羽大地震以來の事である。尤も顯著な斷層露出と幾多の死傷者と倒壊家屋を出した陸羽大地震とは今回のものは總てに於いて比較する

には餘りにも懸隔があるが何れにしても縣民に異常なショックを與へたのである。
今回の小國地震も他の大地震の例に洩れず主震直後より續け様に餘震相次ぎ、震央地小國村等にては第一震後間斷なしに晝夜を分たず異様な「ドーン」「ドーン」と云ふ物凄いな地鳴を前驅に何十回となく續く餘震には部落民殆ど生色なく中には家財を取纏め避難したものもあつて流言が頻りに發せられそれ早池峰山が爆發するとか、又は小國川筋一帯が大陥没する等と、云ひ觸らされ部落民人心が極度に動搖したのである



(落部繁江) 落剥裂龜の壁の藏土

震央と推される小國川上流域山嶽地を、時々襲ふ物凄いな地鳴りと、足裏に感ずる無氣味な地響に膽を冷しながら附近一帯に亘る専門的調査を行ひ、之と盛岡測候所に於ける微動計觀測の結果を綜合し以て今回の地震に對する經過並に今後の状態に就いての發表講演會を同村大圓寺に開いて村民一般に「諸種の調査に依れば既に地震勢力の漸衰期に入り、今後の危険なき」旨を徹底強調し部落民人心の安定に努めた

依る研究とに依れば、其震源は極めて淺いのである、斯く淺い地震で而かも其震域が北海道より南は關東地方迄も及び、地震計

斯くて其後も引續いて極微餘震を續けて行つたが其遞減状態も順調な經過を示し、次第に回数を減じ、其餘震が盛岡測候所の微動計に全く感じなくなつたのが翌年四月中旬の事である、即ち初震以來餘震は約半歳に亘つて繼續した譯で、今左に微動計觀測に依る餘震回数を月別に表示する

餘震月別回数

七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回
九月	三回
十月	三回
十一月	三回
十二月	三回
一月	三回
二月	三回
三月	三回
四月	三回
五月	三回
六月	三回
七月	三回
八月	三回

一、爆發の日 七月二十五、六日頃
 二、爆發箇所 駒ヶ岳火口原(俗稱石ボラと稱する)海拔千二百米
 三、爆發現狀 爆發口は計九個あり、外輪山と平行女岳の山麓より一直線をなしその内一個は端麗なる標式的爆發口をなし火山灰を堆積し他は泥土ふん出、最も大なるものは東西約二十間、南北五十間、深さ水面まで十二間
 四、ふん出物 各泥流口より爆發ふん出せる泥流はその勢大なるもの如く其の氾濫區域約百五十町歩附近樹木埋没せるもの凡そ二尺、ふん出口附近東西軸二百町歩、泥土奔騰飛散し樹木の梢まで泥土附着し又徑一尺程の岩石飛散す。横岳及その附近方面に降灰せり
 五、被害 泥流區域樹木全部枯死裸木となり一面泥土に包る。火口原内より毒瓦斯發生草木枯死す
 △活動の原因 今回の活動はアジア大陸方面より作用した大垂力の結果で日本島に生ぜざる原因せるものと認む、この垂力は日本島の全般に亘り各所に現はれ大小の地震または火山活動を生じつゝあり奥羽地方においても昨六月十一日四日午前一時半本縣小國村の強震などはこれが原因にて生ぜるものにして此の外本年七月より秋田縣大曲附近に頻發しつゝある局發地震もまた同一原因なり更に火山活動にあつては一昨年

よりの淺間山活動大正十五年の十勝岳の爆發昭和四年の北海道の駒ヶ岳の大噴火等すべて同一原因に屬す斯くして秋田縣においても有史以來殆んど(明治年間小噴火あり)活動を終止せし休火山駒ヶ岳は大垂力の結果として次第に活動状態を再起せしめられつゝあり早晚噴氣或は硫氣等の現象を惹起すべき運命に陥りたり而して七月中の降雨は多量の雨水を火口源に降らし之等雨水の内部に浸透し活動期にありて高温となりたる部分にふれ加熱せられて水蒸氣に變じたため急激に膨脹爆發して多量の泥土を流出せしむるに至つた
 ◇今後の活動の豫想 前述の如く泥流噴出をなせる駒ヶ岳はこの小活動に依り殆んどその活動勢力を消耗し當分の間は最早再活動の勢なき程度に還元せられ従つて今回の活動中最後に活動せる女岳(駒ヶ岳火山中火口丘ノ一)山麓の小噴出口(今尙水蒸氣及硫氣を噴出しつつあり)を除きては今後活

動の憂全くなきに至れり而して女岳山麓のこの小噴出口としても勢力かなり減衰して今後大なる活動なすとは思はれず之等は現在八月一二日の降雨により雨水が各噴出口に残留し蒸氣浸透をなさざるによりても明かなり即ち之等ふん出口の内部は既に冷却し活動力を失つたものと考へられる、また七月二十九日案内千葉某噴出ガスに觸れ窒息せる事實ありと恐らく火口源内にヒ素を含める岩石ありてこれが内部の高熱のため分解して亞ヒ酸ガスとなり噴出ものに觸れたるものであらう而して之等噴出ガスの噴出も駒ヶ岳活動と共に次第に失せて一般登山の危険もないものと思はる
 要するに駒ヶ岳今期の活動は單なる小爆發程度のもので近く大活動をなすものと考へられず只この原因が大陸方面より作用せる大垂力が起因せるものとせば或は暫らくして又今回の如き小活動を反覆するかも知れずと考へられる故暫らく駒ヶ岳活動の状態を注目調査する必要ありと認む

政治

政治

貴族院の組織

一、皇族 二、公侯爵 三、伯子男の各同

府縣に於て土地又は商工業に付き多額の直接國稅を納むる者の中より一人又は二人互選して勅任せられたるもの等によりて組織さる。皇族の男子は成年(滿廿歲)に達せらるれば議席に列せられる。公侯爵を有する者は滿三十歲に達すれば必然議員たる事を得、公侯爵議員は勅許を得て議員を辭することを得、又議員を辭したる者は勅許に依り再び議員となることを得。國家に勲勞あり學識ある者の勅任議員は終身なるも身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至りし時は、貴族院に於て其旨を議決し上奏勅裁を請ふ、議員の定数は伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人、帝國學士院會員四人、多額納稅者六十六人以内、勅選議員百二十五人とす、而して貴族院は
 一、天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決し
 二、議員の資格及び選舉に關する争訴を判決し
 三、院令を改正し又は増補するときは貴族院の議決を経ざるべからず

- ▲副議長 東久世通禧 明三・九
 伯爵 伊藤博文 明三・九
 侯爵 蜂須賀茂韶 二四・九
 公爵 近衛篤磨 二五・〇
 公爵 德川家達 二六・三
 侯爵 西園寺公望 二六・二
 侯爵 黒田長成 二七・〇
 侯爵 蜂須賀正韶 二八・一
 公爵 近衛文麿 昭六・一
 ▲書記官長 金子堅太郎 明三・五 中根重一 明七・二
 太田峰太郎 三二・二 宮田光雄 大三・四
 柳田國男(兼) 大三・四 柳田國雄 大三・四
 河井彌八 八・三 成瀬達 一五・七
 長世吉 昭六・三

- 公爵議員(十四名定員なし)
 西園寺公望 德川家達(火)
 毛利元昭 九條道實
 德大寺公弘(火) 島津忠重
 近衛文麿(火) 大山柏
 鷹司信輔(火) 三條公輝
 一條實孝(火) 山縣有道
 德川閑順(火) 伊藤博精(火)
- 侯爵議員(二十八名定員なし)
 淺野長勳 嵯峨公勝(火)
 大久保利武(研) 黒田長成(研)
 蜂須賀正韶(研) 松平康昌(火)
 井上三郎 山内豊景(火)
 池田仲博(火) 西郷從德
 四條隆愛(火) 鍋島直映(火)
 廣幡忠隆(火) 前田利爲
 野津鎮之助(火) 小松輝久
 中御門經恭(火) 菊亭公長(火)
 細川護立(火) 醍醐忠重
 佐竹義春(火) 山階芳麿
 木戸孝一(火) 佐佐木行忠(火)
 大隈信常(火) 久我常通(火)
 德川頼貞(火) 中山輔親(火)

久通 邦久(火) 德川 義親

○伯爵議員 (定員十八名)

松木 宗隆(研) 柳澤 保惠(研)
兒玉 秀雄(研) 川村 鐵太郎(研)
林 博太郎(研) 柳原 義光(研)
松平 賴壽(研) 溝口 直亮(研)
小笠原 長幹(研) 榊山 愛輔(研)
二荒 芳德(研) 堀田 正恒(研)
酒井 忠正(研) 黒木 三三(研)
有馬 賴寧(研) 酒井 忠克(研)
橋本 實斐(研) 後藤 一藏(研)
○子爵議員 (定員六十六名)

加藤 泰通(研) 曾我 祐邦(研)
秋田 重季(研) 松平 保男(研)
戸澤 正巳(研) 渡邊 七郎(研)
秋元 春朝(研) 裏松 友光(研)
岩城 隆德(研) 毛利 元恒(研)
鍋島 直細(研) 米倉 昌達(研)
梅園 篤彦(研) 高木 正得(研)
船橋 清賢(研) 三島 通陽(研)
土御門 晴善(研) 大河内 輝耕(研)
○男爵議員 (定員六十六名)

新庄 直知(研) 森 俊成(研)
井伊 直方(研) 東園 基光(研)
富小路 隆直(研) 織田 信恒(研)
西尾 忠方(研) 松平 忠壽(研)
三室戸 敬光(研) 蒔田 廣城(研)
植村 家治(研) 安藤 信昭(研)
高橋 是賢(研) 土岐 章(研)
松平 康春(研) 近衛 秀麿(研)
綾小路 護(研) 大久保 立(研)
○勅選議員 (定員二十五人)

大島 健一(和) 嘉納 治五郎(和)
犬塚 勝太郎(交) 眞野 文二(和)
富谷 銚太郎(研) 木場 貞長(研)
渡邊 貞暢(和) 土方 寧(交)
新渡戸 稻造(和) 和松 謙次郎(研)
伯内 田 康哉(和) 有吉 忠一(和)
内田 重成(交) 上山 滿之進(和)
勝田 主計(研) 伊澤 多喜男(同)
塚本 清治(研) 坂西 利八郎(研)
三宅 秀(和) 藤田 四郎(和)
石渡 敏一(交) 藤原 銀次郎(研)
三井 清一郎(研) 橋本 圭三郎(交)
山之内 一次(交) 中村 純九郎(交)

南 弘(交) 市來 乙彦(研)
三上 兵治(和) 室田 義文(交)
川上 親晴(和) 菅原 通敬(同)
小久保 喜七(交) 川村 竹治(交)
赤池 濃(和) 青木 周三(同)
宮田 光雄(研) 加藤 政之助(同)
松村 義一(公) 馬越 恭平(研)
岡崎 邦輔(研) 内藤 久寛(研)
稻畑 勝太郎(和) 菊池 恭三(同)
金杉 英五郎(研) 鷗澤 總明(交)
若尾 璋八(研) 大谷 尊由(研)
磯村 豊太郎(研) 八田 嘉明(研)
各務 鎌吉(和) 本山 彦一(和)

川崎 卓吉(和) 松本 烝治(和)
竹越 與三郎(交) 安立 綱之(和)
中川 小十郎(交) 田所 美治(和)
岡田 文次(和) 永田 秀次郎(和)
馬場 鎮一(研) 西野 元(研)
德富 猪一郎(和) 樺山 資英(和)
服部 金太郎(和) 大橋 新太郎(研)
木村 清四郎(和) 藤山 雷太(研)
關 直彦(和) 根津 嘉一郎(研)
渡邊 千代三郎(研) 大川 平三郎(交)
野村 德七(和) 藤田 謙一(研)
長岡 隆一郎(交) 桑山 鐵男(交)
後藤 文夫(和)

○多額納稅者議員 (定員六十六人)
○帝國學士院會議員 (定員四人)
○藤澤利喜太郎 小野塚 喜平次

松浦 鎮次郎(和) 丸山 鶴吉(和)
潮 惠之輔(研) 次田 大三郎(同)
阿部 房次郎(和) 門野 幾之進(和)
堀井 啓次郎(研) 今井 五介(和)
芳澤 謙吉(交) 田中 館 愛 橋
上田 萬年(和) 北海 道



千 葉	菅 澤 重 雄 (研)	奈 良 山 歌 取	北 村 宗 四 郎 (研)
東 京	濱 口 儀 兵 衛 (研)	和 歌 山 良	西 本 健 次 郎 (研)
神 奈 川	山 崎 龜 吉 (研)	鳥 取 山 根	奥 田 龜 造 (研)
新 潟	上 野 清 助 (研)	岡 山	絲 原 武 太 郎 (研)
富 山	小 塩 八 郎 右 衛 門 (交)	廣 島	山 上 岩 一 (交)
石 川	齋 藤 喜 十 郎 (研)	山 口	松 本 勝 太 郎 (和)
福 井	高 廣 次 平 (同)	德 島	澤 原 精 一
山 梨	森 廣 三 郎 (研)	香 川	林 平 四 郎 (交)
岐 阜	名 取 忠 愛 (研)	愛 媛	三 木 與 吉 郎 (研)
靜 岡	長 尾 元 太 郎 (同)	高 知	大 西 席 之 助
愛 知	磯 貝 浩 (同)	福 岡	八 木 春 樹 (同)
滋 賀	下 出 民 義 (交)	佐 賀	宇 田 友 四 郎 (研)
大 阪	小 林 嘉 平 治 (和)	大 分	太 田 清 藏 (交)
兵 庫	田 村 新 吉 (同)	鹿 兒 島	石 川 賀 茂 夫 (交)
	八 馬 兼 介 (研)	沖 繩	坂 田 精 八 郎 (研)

火曜會二七、無所屬三〇

○貴族院事務局 (庶務課議事課) (速記課委員課)

書記官長 長 世 吉

○伯爵 後藤市藏

○子爵 松平保男、松平忠壽、富小路隆直

立見豐丸、西四辻公堯、安藤信昭、高橋

是賢、土御門晴善、近衛秀麿、蒔田廣城

○男爵 杉溪由言、岩村一木、東久世秀雄

加藤成之、松平外與、伊藤一郎、淺田

良逸、大藏公望、山根健男、橋元正輝

多額議員九月選舉 多額納稅者議員は七

年九月二十日を以つて改選される

本縣選出歴代貴族院議員

第一期 (明治二二、三、六)

工藤 寬 得 辭任

佐藤 清右衛門 (廿五年六月補欠)

第二期 (明治三〇、六、一〇定期改選)

伊藤 儀兵衛

第三期 (明治三七、六、一〇定期改選)

村井 彌兵衛 辭任

梅津 喜八 (四一、九補欠)死亡

佐藤 秀藏 (四二、五補欠)

第四期 (明治四四、六、一〇定期改選)

次點 二五票 佐藤 愛助

瀨川氏は七年間の任期を無事に勤め本年九

月十日を以つて選舉、改選されることにな

つた、縣の互選者名簿は七月二十日縦覧を

許し、確定したが七ヶ年間に於いて財界其

他の變動により前回の最高九千六百八十圓

(瀨川彌右衛門氏)最低一千百卅三圓(平賀

千代吉氏)に比すれば半額以下に減じてゐ

る。而して選舉に際しては瀨川氏の再起、

佐藤喜八氏の出馬等傳へられてゐる(七年

七月記)

瀨川彌右衛門

下閉伊郡岩泉町 八重樫金十郎 明治三六、四、二

盛岡市肴町 榊 岩五郎 明治三八、〇、二

盛岡市地屋町 村井 源三 明治三八、五、五

和賀郡黒澤尻町 吉田 庄四郎 明治三七、四、九

東磐井郡浦津村 佐藤 徳藏 明治三三、九、二〇

西磐井郡羽田村 及川 清實 明治三三、九、五

江刺郡羽田村 高橋 巳之助 明治三六、八、二五

上閉伊郡遠野町 平井 範助 明治三三、二、二四

紫波郡日詰町 小田 鳥五郎 明治三七、五、二五

二戸郡浄法寺村 金野 九一 明治三六、七、三

東磐井郡奥玉村 佐々木 謹吾 明治三三、一、二九

上閉伊郡宮守村 間瀬 半兵衛 明治三三、一、二五

下閉伊郡山田町 下閉伊郡山田町 佐藤 秀六郎 明治三八、五、八

種貫郡花巻町 木下 善次郎 明治三五、九、四

下閉伊郡山田町 小岩 松吉 萬延元、一、三

中村 治兵衛 辭任
 大矢 馬太郎 (大正五、一二補欠)
 ▲第五期 (大正七、六、一〇定期改選)
 横山 久太郎 辭任
 平井 六右衛門 (八、七補欠) 死亡
 三田 義正 (一一、一補欠)
 ▲第六期 (大正一四、九、一〇定期改選)
 瀨川 彌右衛門 現在

正十四年九月であつて年を経ること七年、昭和七年九月を以つて改選の時期となつた十四年の選舉は民政系の花巻町瀨川彌右衛門氏と政友會の沼宮内町佐藤愛助氏との競争で瀨川氏は金田一財閥が應援し、佐藤氏は友黨政友本黨の支持を得て相當激戦を極めたが瀨川氏遂に當選した、當時瀨川氏は三十三歳で全國多額納稅者議員中の最年少者であつた。選舉の結果は

貴族院多額納稅者議員互選名簿

(岩手縣、七年七月)

順位	直接國稅總額	住居氏名	生年月日
一	四、八七〇・九〇	東磐井郡摺澤村 佐藤 良平	明治七、一、一
二	四、三九〇・九〇	和賀郡黒澤尻町 伊藤 治郎助	明治七、一、三
三	二、八九〇・〇〇	種貫郡花巻町 瀨川彌右衛門	明治二六、二、一四
四	二、五七〇・四八〇	盛岡市仙北町 關口藤右衛門	明治九、一〇、九
五	二、四八〇・七〇	種貫郡花巻町 橋本 喜助	明治二六、二、二五
六	二、二七〇・三八〇	和賀郡黒澤尻町 芳野 喜八	萬延元、三、九
七	二、二五〇・七〇	東磐井郡松川村 松川 市太夫	萬延元、一、二五
八	二、一〇五・二〇	東磐井郡大原町 中川善右衛門	明治二六、二、一
九	二、〇九二・六〇	膽澤郡前澤町 太田 幸五郎	明治二六、三、二〇
一〇	二、〇六一・〇〇	紫波郡德田村 昆 清藏	明治三三、三、二三
一一	二、〇〇四・九〇〇	盛岡市上袋小路 金田一國士	明治二六、七、七

政 治——貴族院

Table of members of the House of Peers (貴族院) with columns for name, birth date, and political party.

衆議院

衆議院の組織

本院は一定の資格を有する選挙人に依りて選出されたる年齢満三十歳以上の帝國臣民たる男子を議員とし、其の定數四百六十六名である

權限は豫算の先議權を有するにあり

Table listing the President (議長), Vice President (副議長), and various members of the House of Representatives (衆議院).

Table of members of the House of Representatives (衆議院) with columns for name, birth date, and political party.

Table of members of the House of Representatives (衆議院) with columns for name, birth date, and political party.

衆議院議員

(昭和七年二月二十日選挙) 同 七月二十一日現在

備考 姓名下の數字は年齢(民)は民政黨

(政)は政友會、(社)は社會民衆黨、(大)は日本大衆黨、(勞)は勞農黨、(國)は國民同盟、(中)はいづれの黨派にも屬せぬもの

東京府 (定員三一名)

- 第一區(麴町、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込) 大神田軍治 50 (民新) 會社 五名
高橋義次 51 (民新) 辯護士 一名
本田義成 62 (政再) 會社 一名
立川太郎 49 (政再) 辯護士 一名
三木武吉 49 (民再) 辯護士 一名
第二區(神田、小石川、本郷、下谷) 鳩山一郎 50 (政再) 文部大臣 一名
中島彌次 47 (民再) 無 一名
安部磯雄 68 (社元) 著述 一名
駒井重次 38 (民新) 日大講師 一名
犬養健 37 (政再) 前秘書官 一名
第三區(日本橋、京橋、淺草) 伊藤仁太郎 66 (政元) 著述 四名
賴母木桂吉 66 (民再) 會社 一名
安藤正純 57 (政再) 前政務次官 一名
柳田宗一郎 44 (民新) 辯護士 一名
第四區(本所、深川) 國枝捨次郎 57 (政元) 會社 四名

磯部 尙 58 (政元) 辯護士 一名

- 中野勇治郎 54 (政新) 辯護士 一名
第五區(荏原、豊多摩、大島、八丈島) 斯波貞吉 64 (民再) 著述 一名
鈴木富士彌 51 (民再) 辯護士 一名
高木正年 77 (民再) 著述 一名
三上英雄 41 (政新) 辯護士 一名
牧野賤男 58 (政再) 參事 一名
第六區(北豊島、南足立、南葛飾) 佐藤正 49 (民再) 著述 一名
松谷與二郎 53 (勞再) 辯護士 一名
中島守利 56 (政再) 會社 一名
前田米藏 51 (政再) 前商工大臣 一名
中村繼男 45 (民再) 漁業 一名
第七區(八王子、西多摩、南多摩) 津雲國利 40 (政再) 無 一名
坂本一角 36 (政再) 日大講師 一名
八並武治 54 (民再) 司法政務次官 一名
神奈川縣 (定員一一名) 第一區(横濱市) 野方次郎 57 (政再) 醫師 三名
戸井嘉作 71 (民再) 會社 一名
三宅馨 57 (民再) 新聞社長 一名
第二區(横須賀、川崎市、久良岐) 鈴木喜三郎 66 (政新) 政友會總裁 四名

小泉又次郎 68 (民再) 無 一名

- 岩切重雄 45 (民元) 商工政務次官 一名
川口義久 54 (政再) 會社 一名
第三區(高座、中、足柄上、足柄下) 鈴木英雄 56 (政再) 會社 一名
河野一郎 35 (政新) 前秘書官 一名
平川松太郎 56 (民再) 無 一名
胎中楠右衛門 57 (政再) 會社 一名
千葉縣 (定員一一名) 第一區(千葉市、千葉、市原) 多田滿長 47 (民再) 通信社長 一名
鈴木隆 51 (政再) 證券取引長 一名
本多貞次郎 75 (政元) 會社 一名
川島正次郎 43 (政再) 海軍參事官 一名
第二區(印旛、海上、匝瑳、香取郡) 鶴澤宇八 66 (民再) 會社 一名
今井健彦 50 (政再) 前參事官 一名
第三區(長生、山武、夷隅、安房郡) 小高長三郎 43 (政新) 通信社長 一名
竹澤太一 62 (政元) 會社 一名
土屋清三郎 51 (民再) 醫師 一名
森轟 49 (政再) 會社 一名
埼玉縣 (定員一一名) 第一區(川越市、北足立、入間郡) 宮崎一 47 (政新) 辯護士 一名

- 松永東 46 (民新) 辯護士 一名
秦豐助 61 (政再) 前拓務大臣 一名
高橋泰雄 46 (政新) 辯護士 一名
第二區(比企、秩父、兒玉、大里郡) 長島隆二 55 (政元) 無 一名
一瀬一二 52 (政再) 會社 一名
横川重次 39 (政再) 前秘書官 一名
高橋守平 39 (民再) 農會 一名
第三區(北埼玉、南埼玉、北葛飾郡) 野中徹也 40 (國再) 無 一名
出井兵吉 62 (政再) 農會 一名
門田新松 57 (政再) 會社 一名
群馬縣 (定員九名) 第一區(前、桐生市、勢多、利根) 青木精一 50 (政再) 著述 一名
飯塚春太郎 68 (民再) 機業 一名
増田金作 56 (政新) 農會 一名
中島知久平 49 (政再) 前政務次官 一名
清水留三郎 50 (民元) 無 一名
第二區(高崎市、群馬、多野) 篠原義政 41 (政新) 辯護士 一名
木村三郎 65 (民再) 農會 一名
木暮武太夫 40 (政再) 旅館 一名
茨城縣 (定員一一名) 第一區(宇都宮市、河内、上) 船山徳中 38 (政再) 前秘書官 一名
坪山徳彌 43 (政新) 農會 一名
森田松平 60 (民再) 前書記官 一名
高田喜久治 44 (民新) 無 一名
岡田喜久治 44 (民新) 無 一名
第二區(足利市、芳賀、下都賀) 松村光三 51 (政再) 農林參事官 一名
栗原彦三郎 54 (國再) 著述 一名
上野基三 43 (政前) 辯護士 一名

- 第一區(水戸市、東茨城、西茨城、鹿島、行方、稻敷、北相馬郡) 豊田豊吉 43 (民新) 無 一名
内田信也 53 (政再) 前政務次官 一名
宮古啓三郎 67 (政元) 辯護士 一名
葉梨新五郎 32 (政新) 前秘書官 一名
第二區(那珂、久慈、多賀) 石井三郎 53 (政元) 劍道師 一名
中井川浩 33 (民新) 會社 一名
山崎猛 47 (政再) 會社 一名
第三區(新治、筑波、眞壁、猿島、結城) 飯村五郎 45 (政再) 辯護士 一名
堀江正三郎 64 (政新) 會社 一名
佐藤洋之助 39 (政新) 酒類販賣員 一名
栃木縣 (定員九名) 第一區(宇都宮市、河内、上) 船山徳中 38 (政再) 前秘書官 一名
坪山徳彌 43 (政新) 農會 一名
森田松平 60 (民再) 前書記官 一名
高田喜久治 44 (民新) 無 一名
岡田喜久治 44 (民新) 無 一名
第二區(足利市、芳賀、下都賀) 松村光三 51 (政再) 農林參事官 一名
栗原彦三郎 54 (國再) 著述 一名
上野基三 43 (政前) 辯護士 一名

- 岡本一巳 52 (政新) 無 一名
全縣一區 田邊七六 54 (政再) 酒造 一名
大崎清作 57 (政再) 無 一名
竹内友治郎 61 (政再) 無 一名
川手甫雄 52 (政新) 農會 一名
福田虎龜 49 (國新) 無 一名
宮城縣 (定員八名) 第一區(仙臺市、刈田、柴田、伊具) 守屋榮夫 49 (政再) 辯護士 一名
内ヶ崎作三郎 56 (民再) 早大講師 一名
宮澤清作 55 (政再) 辯護士 一名
佐々木家壽治 47 (政新) 農會 一名
菅原傳 70 (政再) 無 一名
第二區(玉造、栗原、登米) 村松久義 35 (民新) 辯護士 一名
大石倫治 56 (政再) 學校長 一名
星廉平 47 (政再) 會社 一名
福島縣 (定員一一名) 第一區(福島市、信夫) 菅野善右衛門 49 (政元) 農會 一名
堀切善兵衛 51 (政再) 大藏政務次官 一名

林 平馬 50 (民再) 著述
 第二區 若松市、岩瀨、南會津、北會津、耶麻、河沼、大沼、東白川、西白河、石川、田村郡 五名
 助川 啓四郎 46 (政再) 農
 八田 宗吉 59 (政再) 農
 小島 智善 46 (政新) 農
 鈴木 寅彦 60 (民再) 會
 中野 寅吉 54 (中元) 礦
 第三區 (石城、双葉、相馬)
 佐藤 庄太郎 63 (政新) 農
 鈴木 辰三郎 56 (政新) 會
 比佐 昌平 49 (民再) 著述
 岩手縣 (定員七名)
 第一區 (盛岡市、岩手、紫波、下閉伊、九戸、二戸郡) 三名
 熊谷 巖 51 (政再) 無
 田子 一民 52 (政再) 著述
 八角 三郎 53 (政新) 無
 第二區 (磐井、和賀、澁澤、江刺、西磐井、東磐井、氣仙、上閉伊) 四名
 廣瀨 爲久 57 (政再) 會
 小野寺 章 49 (政再) 辯護
 志賀 和多利 59 (政再) 前政務次官
 高橋 壽太郎 54 (國再) 無
 青森縣 (定員六名)
 第一區 (青森、八戸市、東津輕、上北、下北、三戸郡) 三名

工藤 鐵男 58 (民再) 新聞社長
 梅村 大 58 (政新) 辯護
 藤井 達也 45 (政再) 前參事
 第二區 (弘前市、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕) 三名
 兼田 秀雄 53 (政再) 會
 菊池 良一 54 (國再) 貿易商
 工藤 十三雄 53 (政再) 新聞社長
 山形縣 (定員八名)
 第一區 (山形、米澤市、南村山、東村山、西村山、南置賜、東置賜、西置賜) 四名
 高橋 熊次郎 53 (政再) 前參事
 佐藤 啓 65 (民再) 農
 西方 利馬 50 (政元) 農
 戸田 虎雄 55 (政新) 會
 第二區 (鶴岡市、北村山、最上、東田川、西田川、飽海郡) 四名
 佐藤 理吉 62 (民新) 酒造
 熊谷 直太 67 (政再) 前政務次官
 清水 德太郎 51 (民再) 無
 松岡 俊三 53 (政元) 會
 秋田縣 (定員七名缺一名)
 第一區 (秋田市、鹿角、北秋田、山本、南秋田、河邊郡) 四名
 町田 忠治 70 (民再) 元
 田中 隆三 69 (民再) 元
 鈴木 安孝 56 (政再) 辯護

杉本 國太郎 58 (政新) 商
 第二區 (由利、仙北、平鹿、雄勝郡) 三名
 猪股 謙二郎 44 (民再) 農
 小山田 義孝 37 (政新) 農
 北海道 (定員二〇名)
 第一區 (札幌、小樽市、石狩、後志支廳管内) 四名
 山本 厚三 52 (民再) 會
 壽原 英太郎 51 (政新) 會
 岡田 伊太郎 56 (政元) 農
 丸山 浪彌 62 (政元) 農
 第二區 (旭川市、上川、宗谷、留萌支廳管内) 四名
 林 路一 43 (政元) 農
 坂東 幸太郎 51 (民再) 農
 東 武 64 (政再) 農
 田中 喜代松 56 (政新) 材
 第三區 (函館市、檜山、渡島支廳管内) 三名
 大島 寅吉 58 (民新) 藥
 佐々木 平次郎 60 (政再) 水
 林 儀作 50 (政新) 會
 第四區 (室蘭市、空知、膽振、浦河支廳管内) 五名
 松尾 孝之 43 (政新) 無

松實 喜代太 67 (政再) 農
 手代木 隆吉 49 (民再) 辯護
 板谷 順助 56 (政再) 鐵道參與官
 山本市 英 42 (民新) 著述
 第五區 (釧路市、河西、釧路國、根室、網走支廳管内) 四名
 木下 成太郎 68 (政再) 農
 三井 德實 58 (政再) 會
 尾崎 天風 47 (政新) 材
 小池 仁郎 67 (國再) 水產
 長野縣 (定員一三名)
 第一區 (長野市、更級、上高井、下高井、上水内、下水内郡) 三名
 松本 忠雄 46 (民再) 新聞社長
 小坂 順造 52 (民再) 會
 山本 慎平 57 (政元) 新聞社長
 第二區 (上田市、南佐久、北佐久、小縣、埴科郡) 三名
 鷺澤 與四二 50 (民新) 新聞記者
 小山 邦太郎 44 (民再) 製糸
 山本 莊一郎 56 (政新) 農
 第三區 (諏訪、上伊那、下伊那郡) 四名
 戸田 由美 47 (國再) 農
 小川 平吉 64 (政元) 無
 平野 桑四郎 69 (政新) 會
 有馬 淺雄 49 (政新) 公社
 政 治—衆議院

第四區 (松本市、東筑摩、西筑摩、南安曇、北安曇郡) 三名
 植原 悅二郎 56 (政再) 無
 百瀬 波 59 (民再) 會
 高橋 保 51 (政新) 會
 新潟縣 (定員一五名)
 第一區 (新潟市、西蒲原、佐渡郡) 三名
 山本 梯二郎 63 (政元) 前農林大臣
 田邊 熊一 59 (政再) 會
 山田 助作 47 (民元) 新聞社長
 第二區 (北蒲原、中蒲原、東蒲原、岩船郡) 四名
 渡邊 幸太郎 45 (政新) 會
 松木 弘 54 (政新) 辯護
 出塚 助衛 48 (政新) 辯護
 佐藤 與一 51 (民再) 農
 第三區 (長岡市、南蒲原、三島、古志、北魚沼、南魚沼、刈羽) 五名
 高橋 金治郎 54 (政元) 農
 大竹 貫一 73 (國再) 無
 加藤 知正 60 (政再) 出版
 山田 又司 49 (政再) 鑛
 原 吉郎 59 (民再) 酒造
 第四區 (高田市、中魚沼、東頸城、中頸城、西頸城) 三名
 鈴木 義隆 64 (政元) 無
 武田 德三郎 61 (政再) 新聞記者
 增田 義一 64 (民再) 出版

全縣一區 福井縣 (定員五名)
 添田 敬一郎 62 (民再) 辯護
 猪野 毛利榮 47 (政再) 前秘書官
 熊谷 五右衛門 68 (政元) 農
 齋藤 直橋 50 (民新) 無
 山本 榮太郎 66 (政再) 會
 富山縣 (定員六名)
 第一區 (富山市、上新川、中新川、下新川、婦負郡) 三名
 高見 之通 53 (政再) 辯護
 野村 嘉六 60 (民再) 辯護
 石坂 豊一 59 (政元) 司法參與官
 第二區 (高岡市、射水、水見、東礪波、西礪波) 三名
 島田 七郎右門 50 (政新) 農
 土倉 宗明 44 (政再) 著述
 松村 謙三 50 (民再) 農林參與官
 石川縣 (定員六名)
 第一區 (金澤市、江沼、能美、石川郡) 三名
 永井 柳太郎 52 (民再) 拓務大臣
 箸本 太吉 41 (政元) 會
 中橋 德五郎 69 (政再) 元
 第二區 (河北、羽咋、鹿島、鳳至、珠洲郡) 三名
 青山 憲三 54 (政再) 農
 櫻井 兵五郎 53 (民再) 會

益谷 秀次 45 (政元) 辯護士

第一區(靜岡、清水市、庵原、安倍) 五名

海野 數馬 44 (民再) 著述

深澤 豐太郎 38 (政再) 無

平野 光雄 52 (民再) 會

山口 忠五郎 51 (政元) 會

宮本 雄一郎 56 (政新) 農

仁田 大八郎 62 (政新) 農

春名 成章 50 (政新) 前秘書

勝又 春一 41 (政新) 請負

岸 衛 48 (國再) 無

太田 正孝 47 (政再) 參

倉元 要一 54 (政再) 無

永田 善三郎 48 (民再) 農

井上 剛一 65 (國再) 辯護

加藤 錄五郎 50 (政再) 參

橫山 一格 53 (民元) 醫

瀨川 嘉助 53 (政再) 時計製

田中 善立 59 (政元) 會社

後藤 亮一 45 (國再) 僧侶

楠 基道 52 (政新) 僧

佐竹 直太郎 62 (政元) 無

牧野 良三 48 (政再) 遞信政務次官

古屋 慶隆 54 (國再) 無

平井 信四郎 58 (政再) 酒造

川崎 克三 53 (民再) 著述

伊坂 秀五郎 55 (政元) 農

加藤 久米四郎 49 (政再) 前政務次官

松田 正一 49 (民再) 會社

堀川 美哉 50 (政元) 無

尾崎 行雄 74 (中再) 著述

濱田 國松 65 (政再) 辯護

後藤 敬修 54 (政新) 印刷

池田 敬八 59 (民再) 無

福田 關次郎 51 (中新) 藥種

靜岡縣 (定員一三名)

第一區(靜岡、清水市、庵原、安倍) 五名

海野 數馬 44 (民再) 著述

深澤 豐太郎 38 (政再) 無

平野 光雄 52 (民再) 會

山口 忠五郎 51 (政元) 會

宮本 雄一郎 56 (政新) 農

仁田 大八郎 62 (政新) 農

春名 成章 50 (政新) 前秘書

勝又 春一 41 (政新) 請負

岸 衛 48 (國再) 無

太田 正孝 47 (政再) 參

倉元 要一 54 (政再) 無

永田 善三郎 48 (民再) 農

井上 剛一 65 (國再) 辯護

加藤 錄五郎 50 (政再) 參

橫山 一格 53 (民元) 醫

瀨川 嘉助 53 (政再) 時計製

田中 善立 59 (政元) 會社

後藤 亮一 45 (國再) 僧侶

楠 基道 52 (政新) 僧

佐竹 直太郎 62 (政元) 無

牧野 良三 48 (政再) 遞信政務次官

古屋 慶隆 54 (國再) 無

平井 信四郎 58 (政再) 酒造

川崎 克三 53 (民再) 著述

伊坂 秀五郎 55 (政元) 農

加藤 久米四郎 49 (政再) 前政務次官

松田 正一 49 (民再) 會社

堀川 美哉 50 (政元) 無

尾崎 行雄 74 (中再) 著述

濱田 國松 65 (政再) 辯護

後藤 敬修 54 (政新) 印刷

池田 敬八 59 (民再) 無

福田 關次郎 51 (中新) 藥種

鈴木 吉之助 46 (政再) 會社

中村 三之丞 39 (民新) 著述

川橋 豐次郎 50 (民新) 會社

鷺野 米太郎 50 (政再) 會社

中野 種一郎 57 (政新) 酒造

磯部 清吉 61 (政再) 酒造

青田 勝晴 48 (政新) 莫大小業

上田 孝吉 47 (政再) 辯護

本田 彌市郎 65 (民再) 會社

吉川 吉郎兵衛 63 (民再) 無

森田 政義 49 (政再) 辯護

中山 福藏 46 (民新) 辯護

勝田 永吉 45 (民再) 內務參與官

堤 康次郎 44 (民再) 拓務政務次官

清水 銀藏 54 (政再) 無

服部 岩吉 48 (政新) 酒造

仙波 久良 50 (政新) 鑛業

青木 亮貫 58 (民再) 醫師

松山 常次郎 49 (政再) 會社

木本 圭一郎 58 (政元) 會社

濱野 徹太郎 48 (民再) 辯護

砂田 重政 49 (政再) 前政務次官

野田 文一郎 61 (國再) 辯護

中亥 歲男 59 (民再) 貿易

中井 一夫 44 (政元) 辯護

廣瀨 德藏 55 (民再) 辯護

內藤 正剛 50 (民新) 辯護

沼田 嘉一郎 55 (政元) 會社

山本 芳治 52 (政元) 辯護

竹田 儀一 39 (民再) 辯護

板野 友造 59 (政元) 辯護

第一區(西港區) 三名

第一區(南、天王寺、浪花區) 三名

第一區(東、北、此花區) 三名

第一區(神戶市) 五名

第一區(和歌山市、海草) 三名

第一區(東京、下京、中京) 五名

第一區(神戶市) 五名

陸山 貞吉 47 (政元) 農
 前田 房之助 49 (民再) 無
 立川 平 42 (政新) 辯
 原 淳一郎 39 (民新) 辯
 第三區 (明石市、明石、美濃、加東、多可、加西、加吉、印南) 三名
 小林 絹治 45 (政新) 會
 多木久米次郎 74 (政再) 肥
 青木 雷三郎 52 (政元) 辯
 第四區 (姫路市、飾磨、神崎、揖保、赤穂、佐用、宍粟) 四名
 田中 武雄 45 (民再) 酒
 土井 權大 54 (政再) 農
 原 惣兵衛 42 (政再) 辯
 清瀬 一郎 49 (國再) 辯
 第五區 (城崎、出石、養父、朝來、美方、水上、多紀) 三名
 齋藤 隆夫 63 (民再) 內務政務次官
 若宮 貞夫 58 (政再) 前政務次官
 畑 七右衛門 50 (政新) 無
 鳥取縣 (定員四名)
 全縣一區
 由谷 義治 45 (國再) 無
 矢野 晋也 45 (政元) 新聞社
 豐田 收 51 (政再) 中學校
 山樹 儀重 44 (民再) 業長

島根縣 (定員六名)

第一區 (松江市、八束、能美、仁多、大原、簸川郡、隱岐島) 三名
 原 夫次郎 58 (民再) 辯
 木村小左衛門 45 (民再) 拓務參事
 櫻内 幸雄 53 (民再) 元
 第二區 (飯石、安濃、通摩、邑智、那賀、鹿足郡、美濃) 三名
 依 孫 一 64 (民再) 無
 鳥田 俊雄 56 (政再) 前法制局長
 沖島 鎌三 48 (政元) 新聞社長
 岡山縣 (定員一〇名)
 第一區 (津山、岡山市、御津、赤磐、和氣、邑久、上道、真庭、英田、苦田、勝田、久米郡) 五名
 橫山 泰造 63 (政元) 會
 久山 知之 44 (政再) 著
 難波 清人 45 (政再) 無
 岡田 忠彦 55 (政再) 無
 大山 斐珠磨 56 (政新) 會
 第二區 (倉敷市、兒島、都窪、淺口、小田、後月、吉備、上房、川上、阿哲郡) 四名
 星島 二郎 46 (政再) 辯
 小川 郷太郎 58 (民再) 無
 白神 邦二 51 (政新) 新聞社
 小谷 節夫 48 (政元) 新聞社長

廣島縣 (定員一三名)

第一區 (廣島市、佐伯、安佐、山縣、高田) 四名
 岸田 正記 38 (政再) 不動產業
 藤田 若水 57 (民再) 辯
 荒川 五郎 68 (民再) 日大理事
 名川 侃市 50 (政再) 鐵道政務次官
 第二區 (吳市、安藝、加茂、豐田) 四名
 田中 貢 42 (民再) 明大教授
 山道 襄一 51 (國再) 無
 渡邊 伍 49 (政元) 辯
 望月 圭介 66 (政再) 元
 第三區 (尾道、福山市、御調、世羅、沼隈、深安、瀨品、神石、甲奴、雙三、比婆) 五名
 橫山 金太郎 65 (民再) 無
 宮澤 裕 49 (政再) 無
 森田 福市 43 (政新) 請
 作田 高太郎 46 (民再) 辯
 米田 規矩馬 42 (政再) 前秘書官
 山口縣 (定員九名)
 第一區 (下關、宇部市、厚狹、豐浦、美禰、大津、阿武) 四名
 久原 房之助 64 (政再) 元
 保良 淺之助 50 (政再) 製
 庄 晋太郎 63 (政再) 酒
 藤井 啓一 66 (民元) 辯

第二區 (山口市、大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷) 五名
 松岡 洋右 53 (政再) 無
 窪井 義道 41 (政元) 辯
 兒玉 右二 60 (政再) 著
 西村 茂生 48 (政再) 前參事
 澤本 與一 53 (民再) 外務參事
 四 德島縣 (定員六名)
 第一區 (德島市、名東、勝浦、那賀、海部、名西) 三名
 谷原 公 49 (民再) 辯
 紅露 昭 46 (政新) 辯
 生田 和平 56 (政元) 會
 第二區 (板野、阿波、麻植、美馬、三好) 三名
 眞鍋 勝 52 (民元) 辯
 秋田 清 52 (政再) 辯
 伊藤 皆次郎 46 (政新) 會
 香川縣 (定員六名)
 第一區 (高松市、大川、木田、小豆、香川郡) 三名
 宮脇 長吉 53 (政再) 無
 戶澤 民十郎 55 (民再) 辯
 上原 平太郎 61 (政新) 無
 第二區 (丸龜市、綾歌、仲多度、三豐郡) 三名
 山下 谷次 61 (政再) 前參事

九州

長崎縣 (定員九名)

三土 忠造 62 (政再) 鐵道大臣
 矢野 庄太郎 47 (民再) 會
 愛媛縣 (定員九名)
 第一區 (松山市、溫泉、伊豫、上浮穴、喜多) 三名
 武知 勇記 39 (民政) 會
 須之内 品吉 50 (政元) 辯
 大本 貞太郎 49 (政新) 會
 第二區 (今治市、越智、周桑、新居、宇摩郡) 三名
 村上 紋四郎 68 (民再) 水
 河上 哲太 52 (政再) 無
 森 昇三郎 41 (政新) 會
 第三區 (宇和島市、西宇和、東宇和、北宇和、南宇和) 三名
 清家 吉次郎 67 (政再) 公
 白城 定一 46 (政新) 會
 山村 豐次郎 64 (政元) 辯
 高知縣 (定員六名)
 第一區 (高知市、安藝、香美、長岡、土佐郡) 三名
 富田 幸次郎 61 (國再) 無
 田村 實 44 (政新) 農
 中谷 貞頼 46 (政再) 會
 第二區 (吾川、高岡、幡多郡、依光、好秋、高岡、幡多郡) 三名
 依光 好秋 39 (政新) 雜
 林 讓治 44 (政再) 秘
 川淵 洽馬 50 (民新) 無

福岡縣 (定員一八名)

第一區 (長崎市、西彼杵、北高來、南高來郡、對馬島) 五名
 向井 俊雄 61 (政再) 會
 西岡 竹次郎 43 (政再) 新聞社
 志波 安一郎 60 (政再) 農
 中村 不二男 42 (民新) 新聞記者
 中川 觀秀 57 (國新) 新聞記者
 第二區 (佐世保市、東彼杵、北松浦、南松浦、壹岐郡) 四名
 牧山 耕藏 51 (民再) 新聞社長
 森 肇 60 (政元) 新聞社長
 佐保 畢雄 53 (政再) 農
 中田 正輔 49 (民新) 農
 佐賀縣 (定員六名)
 第一區 (佐賀市、佐賀、神崎、三養基、小城郡) 三名
 池田 秀雄 53 (民新) 無
 田中 亮一 43 (政元) 農
 石川 又八 56 (政元) 農
 第二區 (唐津市、東松浦、西松浦、杵島、藤津郡) 三名
 森 峰一 50 (國再) 會
 藤生 安太郎 38 (政新) 柔道師範
 田口 文次 65 (政再) 農

第一區 (福岡市、糟屋、宗像、朝倉) 四名
 宮川 一貫 48 (政再) 柔道師範
 中野 正剛 47 (國再) 著述
 原口 初太郎 57 (政新) 無
 吉田 頼明 45 (政新) 無

第二區 (飯塚、遠賀、鞍手、嘉穂) 五名
 龜井 貫一郎 41 (社民元) 無
 田尻 生五 46 (政新) 無
 田島 勝太郎 54 (民新) 無
 實岡 牛之助 55 (政新) 農
 高野 喜六 52 (民新) 會

第三區 (久留米、大牟田、浮羽、三井、三池郡) 五名
 高倉 寛 45 (政新) 雜誌記者
 貝谷 眞 56 (政元) 鑛山
 樋口 典常 65 (政再) 會
 野田 俊作 45 (政再) 參
 山崎 達之輔 53 (政再) 無

第四區 (小倉、門司市、企救、田川、京都、筑上) 四名
 小池 四郎 41 (社民新) 著述
 勝 正 憲 54 (民再) 無
 坂井 大輔 46 (政再) 前
 内野 辰次郎 65 (政再) 無

熊本縣 (定員一〇名)
 第一區 (熊本市、飽託、玉名) 五名
 安達 謙藏 69 (國再) 元
 松野 鶴平 50 (政再) 前
 村田 虎之助 56 (政再) 會
 木村 正義 43 (政新) 無
 大麻 唯男 44 (民再) 無

第二區 (宇土、上益城、下益城、八代、葦北、球磨、天草郡) 五名
 深水 清 64 (民再) 會
 伊豆 富人 45 (國新) 無
 中野 猛雄 50 (政再) 會
 上塚 信房 51 (政新) 農
 三善 信房 51 (政新) 農

大分縣 (定員七名)
 第一區 (大分市、大分、北海部、南海部、大野、直人、玖珠、日田郡) 四名
 金光 庸夫 56 (政再) 會
 鹽月 學 41 (政新) 出
 野依 秀市 48 (政新) 出
 松田 源治 58 (民再) 元

第二區 (別府、中津市、西國東、東國東、速見、下毛、宇佐) 三名
 綾部 健太郎 43 (政新) 會
 清瀬 規矩雄 55 (政再) 會
 重松 重治 63 (民再) 商

宮崎縣 (定員五名)
 全縣一區
 水久保 甚作 49 (政元) 會
 佐藤 重遠 46 (政再) 會
 平島 敏夫 47 (政新) 辯
 渡邊 與七 55 (政新) 釀
 田尻 藤四郎 63 (政新) 農

鹿兒島縣 (定員一二名)
 第一區 (鹿兒島市、鹿兒島、揖宿、川邊、熊毛、日置) 五名
 中村 嘉壽 53 (政再) 出
 原 耕 57 (政元) 醫
 井上 知治 47 (政再) 無
 藏園 三四郎 64 (政再) 辯
 床次 竹二郎 67 (政再) 前

第二區 (薩摩、出水、伊佐、始良、贈喉郡) 四名
 東郷 實 52 (政再) 文
 天辰 正守 47 (政新) 辯
 寺田 市正 57 (政再) 農
 第三區 (肝屬郡、大島) 三名
 金井 正夫 41 (政新) 辯
 永田 良吉 47 (政再) 農
 津崎 尙武 51 (政再) 無

沖繩縣 (定員五名)
 全縣一區
 五名

花城 永渡 55 (政元) 辯
 竹下 文隆 48 (政元) 雜
 伊禮 肇 40 (國再) 辯
 金城 紀光 58 (政新) 醫
 崎山 嗣朝 45 (政再) 辯

衆議院議員黨派別數
 政友會 二六 民政黨 二三
 社會民衆黨 三 勞農大衆黨 二
 國民同盟 三 中立 四
 計 員五名 與一名

○衆議院事務局
 議事課 警務課 庶務課
 委員課 秘書課 速記課
 書記官長 田口 彌一

本縣選出歷代代議士
 △第一回(明治二三、七、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)伊東圭介
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三
 郎 (第五區)大江卓
 △第二回(明治二五、二、一五)
 (第一區)上田農夫(當選無効) 谷河尙忠
 (補缺) (第二區)阿部浩 (第三區)佐藤
 昌藏 (第四區)大内貞太郎 (第五區)達
 谷信敬
 △第三回(明治二七、三、一)

(第一區)谷河尙忠 (第二區)小笠原定一
 (第三區)佐藤昌藏 (第四區)下飯坂權三
 郎 (第五區)平田巖
 △第四回(明治二七、九、一)
 (第一區)谷河尙忠 (第二區)阿部浩
 (第三區)伊東圭介(死亡) 佐藤昌藏(補
 缺) (第四區)下飯坂權三郎 (第五區)
 平田巖
 △第五回(明治三一、三、一一)
 (第一區)大隈英麿 (第二區)小田爲綱
 (第三區)名須川良平 (第四區)猪狩八郎
 (第五區)鈴木文三郎
 △第六回(明治三一、八、二二)
 (第一區)大隈英麿 (第二區)小田爲綱
 (死亡) 篠民三(三四年補缺當選無効)
 山崎庸哉(補缺) (第三區)名須川良平
 (死亡) 佐藤昌藏(三三年補缺) (第四
 區)下飯坂權三郎 (第五區)鈴木文三郎
 △第七回(明治三五、八、一〇)改正法に依る
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部一ノ倉貫一 高橋金治 大隈英
 麿 松本與右衛門 鶴飼節郎
 △第八回(明治三六、三、一一)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 松本與右衛門 高橋金治 一ノ
 倉貫一 鶴飼節郎 阿部德三郎
 △第九回(明治三七、三、六)

(盛岡市)原 敬
 (郡)部 小田文行 阿部德三郎 高橋金
 治 遊田研吉 阿部勇治
 △第十回(明治四一、五、一五)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 柵瀬軍之佐 阿部德三郎 村上
 先 高橋嘉太郎 小野寺耕夫
 △第十一回(明治四五、五、一五)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 福田善三郎 工藤吉次 柵瀬軍
 之佐 阿部德三郎 鈴木巖
 △第十二回(大正四、三、二五)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 平井六右衛門 工藤吉次 阿部
 勇治 柵瀬軍之佐 阿部德三郎
 △第十三回(大正六、四、二)
 (盛岡市)原 敬
 (郡)部 高橋嘉太郎 工藤吉次 柵瀬軍
 之佐 阿部德三郎(七年死亡) 川村精之
 佐藤喜八(阿部氏補缺)
 △第十四回(大正九、五、一〇)小選舉區制
 (第一區)原 敬(一〇年薨去) 大矢馬
 太郎(原氏補缺) (第二區)鈴木巖 (第
 三區)久慈貫一 (第四區)菊池長左衛門
 (一一年死亡) 河野喜藏(菊池氏補缺)
 (第五區)廣瀬爲久 (第六區)志賀和多利
 (第七區)佐藤良平

△第十五回(大正一三、五、一〇)

(第一區)高橋是清 (第二區)藤川清助

(第三區)柏田忠一 (第四區)熊谷 巖

(第五區)廣瀨爲久 (第六區)志賀和多利

(第七區)柳瀬軍之佐

△第十六回(昭和三、二、二〇)普選)

(第一區)田子一民 熊谷 巖 鈴木 巖

(第二區)志賀和多利 廣瀨爲久 柳瀬軍

之佐 小野寺章

△第十七回(昭和五、二、二〇)普選)

(第一區)田子一民 高橋壽太郎 熊谷巖

(第二區)廣瀨爲久 水上齊之助 小野寺

章 志賀和多利

△第十八回(昭和七、二、二〇)普選)現在

(第一區)熊谷 巖 田子一民 八角三郎

(第二區)廣瀨爲久 小野寺章 志賀和多

利 高橋壽太郎

政局展望

昭和六年九月以後

内閣一部改造 病後の江木鐵相は静養を

必要とし辞表を捧呈したので六年九月十日

左の如く内閣一部の改造行はれた。

任鐵道大臣

内閣總理大臣 若 槻 禮次郎

兼任拓務大臣

原 修次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

若 槻 禮次郎

依願免本官 鐵道大臣 江 木 翼
拓務省廢止決定 政治的に幾多の波亂
を巻起した省廢合問題は九月廿七日夜内閣
官邸に行はれた黨出身閣僚の協議會におい
て若槻首相一任と決したので首相は自己の
裁量をもつて行政準備委員會案中産業省設
置案はこれを取止め、拓務省廢止のみこれ
を實行する意向を洩らして廿八日閣僚の諒
解を求めた。

協力内閣問題

安達内相聲明 聯立内閣問題に對する安
達内相の言動は各方面から極めて注目され
てゐたが廿一日大演習地から歸京し、自分
の心境をステートメントの形式で左の如く
發表した。

ステートメント

我黨内閣は世界變革の秋に當り國民の輿望
を擔ひて外交にも財政にも最善を盡して來
たが今後形勢に順應し難局を打開するに
ついて確信と實力とを有してゐる然し時局

政局危機に瀕す

安達内相によつて提唱
せられた協力内閣問題は時に明滅したが途
に十二月十日富田民政黨顧問が大なる一石
を投じ政府及び與黨に一大衝動を興へた、
これが爲め若槻首相は急ぎ黨出身閣僚を官
邸に招致してその善處策を協議したがその
席上閣僚は現狀維持を力説するに對し安達
内相は協力論を強調して互に譲らず遂に兩
者は對立して全然正面衝突の姿となり兩者
は官邸及び私邸を中心として深更まで大評
定をなし、政局は非常に危機にひんし内閣
はいよいよ、本日を以て總辭職の外なき形勢
となり、政府及び與黨は大動搖の状態であ
る。

若槻内閣總辭職

安達内相に對し井上、田中兩相を通じ、
單獨自決に關する最後の交渉に失敗した若
槻首相は遂に總辭職を決意し、十二月十一
日勅選補充その他の殘務を整理し各閣僚の
辭表を取纏め宮中へ参内捧呈した。

若槻首相を除く

若槻首相を除く與黨閣僚懇談會は、二十
二日安達内相は首相
の招致に應じ駒込の私邸に若槻首相を訪問
廿一日の聲明を中心に意見を交換したが聯
立内閣論解消で一致せず、謎を残したまゝ
別れ首相は内相を招き飽くまで現狀のまゝ
直進するの意を披瀝した。

辭職理由聲明

若槻首相は内閣總辭職に
際し十一日夜の閣議に諮つた上左の聲明を
發表した

先に大命を拜して内閣を組織するや濱口
内閣の政策を踏襲し國家希有の難局に直
面して銳意これが打開に努め内において
は行政財政及び税制の整理を斷行して財
界の基礎を強固にし外にありては滿洲事
變の對策及び國際聯盟の關係に深甚の注
意を拂ひ幸にその經過は有利なる展開を
見、内閣及び與黨一致結束して近く第六
十議會に臨むの準備成らんとする時に當
りたまゝ、安達内相は内閣の機構に關し
異りたる意見を立て宜しく他の政黨と協
力して新たに内閣を組織し以て時局を負
擔すべしと主張せり、余は熟考の末民政
黨を基礎とする現内閣がその主義政策を
異にする反對黨と聯立協力して新内閣を
組織せんとするが如きは言容易なりとい
へども現下の政情においてこれが實現は
ほとんど不可能の状態にある事を看取し
てこれを閣僚に諮りたるに右見解は安達
内相を除くの外閣僚全部同意したる所な
り、よつて安達氏に對し詳に情理を盡し
反省を求めたるもこれに應ぜざるをもつ
てやむを得ずその辭職を求めたるもまた

拒絶するところとなりたるをもつて現内閣はこゝに現情のまま、國務を遂行する能はざる難關に逢着するに至れり、よつて余は直に臨時閣議を招集し閣僚の意見を徴し辭表を取まとめこれを閣下に捧呈し骸骨をこひ奉れり、今や國歩かん難にして時局極めて重大なる折柄事こゝに至れるは余の深く遺憾とする所なり。

軍部單獨内閣反對 若槻内閣瓦解を機として軍部においては一黨一派のろう断による貧弱なる政黨内閣の出現に對し猛烈たる反對の氣勢が昂つて來た。

安達氏一派脱黨 民政黨の安達謙藏、富田幸次郎、中野正剛、山道襄一の四氏は十三日午前一時ごろ麻布の安達邸に會合し、民政黨内における脱黨要求濃厚なるものがあることを考慮しこの際いさぎよく自發的に脱黨することに決し安達、富田、中野三氏は同日午前二時にいたつて若槻總裁に對し脱黨届を提出することとなり直にこれを山道幹事長まで提出した、安達、富田氏らの脱黨趣旨は協力内閣運動がこと志と違ひ黨員に迷惑をかけた事を遺憾とし、その責任をとるといふにあるが、自己の脱黨によ

り黨内に動搖を及ぼす事を恐れこれと同時に脱黨を豫想される一般黨員に對しては極力黨内にとゞまるやう懇請した、これが民政黨に及ぼす影響は甚大なるものがある、これをきつかけに黨内はあげて大動搖におちいるべきものとみらるるにいたつた。

安達氏の聲明 安達謙藏氏は脱黨に際し左の如き聲明を發表した。
國家内外重大なる時機に當り全國民の力を傾倒して國運を開拓せんため協力内閣を組織するの必要なるは自分の確信するところであつて最初から身を挺してこの實現のため努力した、然るにこの目的が達成せられずして將に單獨内閣が實現を見るにいたらんとす自分は内外の情勢に鑑みこの際黨籍を離脱して自由の立場に立つことに決心した。

民政黨の杉浦武雄、風見章、岡部龍一、三浦虎雄、田中養達、由谷義治、簡牛凡夫の七氏は安達氏等と共に十四日民政黨を脱黨した、なほ山道幹事長は今回の黨動搖に關する責任上幹事長を辭することとなり若槻總裁に辭表を提出した、幹事長の後任は永井柳太郎氏に決定した。

犬養内閣出現

犬養氏に大命降下 後繼内閣に關して御

下問、御召しになつた西園寺公は十二日、興津より上京、午後三時内大臣府において牧野内府、鈴木侍從長と會見、犬養政友會總裁奏薦に關し意見を交換し、四時半天皇陛下に拜謁を賜つた後御前を退下、歸邸するや犬養總裁を自邸に招致し、時局對策につき協議する所あり、意見の一致を見たので鈴木侍從長を経て後繼内閣首班に犬養氏奏薦の旨奉答方を依頼した。

犬養總裁は十三日午前二時閣僚の選考を終り、午前十時宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ閣員名簿を捧呈、午後二時親任式舉行さる。

- | | |
|-------------|-----------|
| 内閣總理大臣兼外務大臣 | 犬養毅 |
| 内務大臣 | 中橋徳五郎 |
| 大藏大臣 | 高橋是清 |
| 陸軍大臣 | 陸軍中將 荒木貞夫 |
| 海軍大臣 | 海軍大將 大角岑生 |
| 司法大臣 | 鈴木喜三郎 |
| 文部大臣 | 鳩山一太郎 |
| 農林大臣 | 山本悌二郎 |
| 商工大臣 | 前田米藏 |

逓信大臣 三土忠造

鐵道大臣 床次竹二郎

拓務大臣 秦豊助

内閣書記官長 森恪

法制局長官 島田俊男

警視總監 長延連

警保局長 森岡二郎

金再禁止斷行

犬養内閣は十二月十三日午後の親任式後直ちに初閣議を開き刻下の重要政策たる金問題について凝議の結果遂に金輸出禁止を斷行することに決定、左の如く大藏省令によつて金の輸出許可制度を採用し事實上の金輸出禁止を施行することとなり十三日官報號外を以て右の省令を公布しかつ金禁止の必要なる所以と禁止後の爲替對策その他必要なる善後處置に關する聲明書をも併せ發表した。

大藏省令第三十六號 金貨幣又は金地金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を受くべし
前項の規定に違反する者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す
地金として販賣し又は使用する目的を以て金貨幣を蒐集鑄造又は毀傷したる者の罪又前項に同じ

付則 本令は公布の日より施行す

我國の最近の金解禁以來財政經濟共に極度の行つまりをした歳入は激減し會計の一大不均衡を招き産業はあび沈滞し前途好轉の兆を認むる能はざるに至れり正貨の流出相次ぎ財界は更に深刻なる打撃を蒙り殊に金利の騰貴金融のこうそくによりこのまゝ推移するにおいては眞に寒心にたへざるものあり従つて時局をきよう救済するためには金の輸出禁止を行ふを根本の政策とせざるを得ずこれ政府が組閣の初頭において金輸出禁止令を發布するに至りたる所以なり

拓務省は存置 若槻内閣においては行財政整理のため七年度より拓務省を廢止する事に決定、そのため原拓相の轉任後は廢止までの過渡的措置として若槻首相兼任となつてゐたが、元來拓務省は田中内閣時代設置されたもので政友會はこれが廢止に反對してゐたもので今回の政友内閣の出現により當然これが廢止は沙汰止みとなるべくそのため特に專任大臣を置く事にして秦豊助氏の任命を見るに至つたものである。

政務官決定 新内閣の政務官は十二月十五日左の如く決定發令を見た。

- | | | |
|---------|--|-------|
| 外務 | 子爵 岡部 長景 | 高橋熊次郎 |
| 陸軍 | 東 武 男爵長 | 基連 |
| 海軍 | 伯爵 堀田 正恒 | 坂井 大輔 |
| 大藏 | 堀切善兵衛 | 太田 正孝 |
| 司法 | 若宮 貞夫 | 名川 侃市 |
| 文部 | 安藤 正純 | 山下 谷次 |
| 逓信 | 内田 信也 | 宮澤 裕 |
| 農林 | 砂田 重政 | 東郷 實 |
| 商工 | 中島和久平 | 今井 健彦 |
| 鐵道 | 若尾 璋八 | 豊田 收 |
| 内務 | 加藤久米四郎 | 牧野 賤男 |
| 地方長官大異動 | 犬養内閣は組閣直後第六十議會の解散を見越し十二月十八日地方長官の大異動を行つた依願免官九名、休職二十七名である。 | |

十八日には全國內務部長、警察部長の大更迭發令さる。

櫻田門不敬事件

犬養内閣總辭職決行 七年一月八日、櫻田門不敬事件(別項宮廷錄事參照)に政府は恐懼、直ちに緊急閣議を開き總辭職決行、罪を閣下に謝し奉ることに決し、午後五時犬養首相は中橋、前田、山本三相を除く他閣僚の辭表をとり纏め參内、これを捧呈した。又各政務官、警視廳首腦部もそれ

辭表を提出した。
 優詔降下犬養内閣留任 一月九日午前九時犬養首相は三大臣辭表捧呈の爲め参内賜謁の後御前を退下したが、これより先聖旨を奉じて興津に西園寺公を訪ひ午前六時歸京した鈴木侍從長は續いて拜謁仰せつけられ西園寺公奉答の次第を伏奏 天皇陛下には牧野内府に御下問あらせられ牧野内府は西園寺公の奉答を御嘉納あらせらるやう奉答した結果、犬養首相は再び拜謁仰せつけられ

「時局重大の際なるが故留任せよ」との優詔を賜つた。

犬養首相は宮中退出後官邸に緊急閣議を招集、各閣僚の意見を徴した結果全部留任に決したので、午後一時四十分三度拜謁を仰せつけられ閣議結果を奉答、御禮を言上して退下した。

芳澤外相親任式 芳澤新外相の親任式は七年一月十日舉行さる

特命全權大使 芳澤 謙 吉

從三位勳一等 兼 内閣總理大臣 犬養 毅

兼 外務大臣 免兼官

解散から總選舉へ

第六十議會召集 犬養内閣最初の第六十議會は六年十二月二十三日をもつて召集された解散の氣を孕む今期議會は召集當日より既に戦機横溢して今後の政情を物語つてゐる即ち貴族院は規定の手續を終つて即日成立したが衆議院は二十三日院内における各派交渉會の結果にもとづき田口書記官長が議長席について劈頭から正副議長の選舉を行ひ朝野兩黨の對峙を見た、政民兩黨では其の參集に先ちそれ〴〵代議士會を開いて勢揃ひをなし各正副議長の候補者を正式に決定して選舉議場に臨んだが、久し振りに政權を握つた政友會は少數ながらも活氣に満ち安達氏一派の脱黨と野黨に轉落した民政黨は多數を擁し乍ら意氣更に昂がらず選舉は民政黨の中村啓次郎氏が議長に、増田義一氏が副議長に當選を見、衆議院は二十四日を以つて成立した。

第六十議會開院式は二十六日午前十一時より天皇陛下親臨の下に貴族院において行はせられた。斯くて二十七日を以つて本年の議事を終り、一月二十日まで休會することになつた。

第六十議會再開 休會明けの議會は七年

節を全うする所以なりと信じたのであります。

滿蒙に於ける今回の事變は刻下の重大なる問題であります、この事變は錦州の東北軍撤退により一段落を告げたのであります、滿蒙をして内外人安住の郷たらしめんとするの大業は引續き今後につゞきであり、元より吾國が隣邦に對してがうも領土的野心を懐くものではなく、吾の望む所は既存の條約の尊重であります、既得の權益の擁護であります、吾國策の根幹たる滿洲における門戸開放も全くこの礎石の上に立たねばなりません、かくして初めて東洋の平和を確保し、その特有の文化を榮えしめ、延いては世界人類の文明に貢獻せんとする日支兩國間永遠の關係が建立せらるゝのであります、此根元定まらざるにおいては今後といへども幾多の波亂の發生する恐あるやを憂ふるのであります、然してこの根元を定むるの大目的の爲に目下酷寒の地において艱苦せる吾國軍の將士に對しては、此際政府は國民一般と共に深厚なる敬意を表するものであります、政府は特に各地方長官に命じこれ等將士の家族に對して十分の保護を爲さしめ、遠隔の地に在る者をして

後顧の憂なからしめ、以て國家即一家族の美風を發揚せんことを期したのであります。

政府は内外の情勢に鑑み組閣のへき頭において金輸出の禁止並に兌換の停止を斷行しました、これを以て正貨の流出による危難を防止し、産業の崩壊を避け國民生活安定の新活路を開拓せんとしたのであります、即ち金の輸出禁止に依て行き詰れる局面をまづ以てきやう正し、きやう正せられたる基礎の上に吾々の信ずる經濟財政政策を建設せんとするものであります、内政一般に關して吾々は在野時代において既に政綱政策の宣明したるものがあります、政府は時宜に應じ緩急を圖り順を逐うて着々之を實行する考へであります、最近農商工各業を通じて疲弊困ばいその極に達し巨多の失業者のぞく出せることは深憂に堪へませぬ、特に東北地方の窮狀に至つては眞に同情に餘りありません、思ふに此等の事態は米穀蠶糸を始め一般の物價が激落し金融も亦極度に硬塞せる結果であり、之が回復はせう眉の急務であります、政府が此救濟策を樹つるに當つては國家經濟の大本に基いて各部分を整備統制せしめんとするのであります、即ち

一月廿一日、貴族院においては犬養首相の施政演説に次ぎ芳澤、高橋兩相の演説後柳澤伯の大逆事件に關する緊急質問ありこれに對し犬養、中橋、荒木三相の回答があつた續いて井上前藏相の緊急質問は一七九票對一四二票で許可され、財政政策、金輪禁止に關する論撃が高橋藏相との間に交へられた衆議院は午後二時開會 貴院同様犬養、芳澤、高橋三相の演説を終つた。

犬養首相施政演説

諸君第六十回帝國議會に當り一言政府の所信を述べますことは私の光榮とする所であり、昨冬不肖恭しく大命を拜し内閣を組織致し、夙夜兢業輔弼の重責を全うせんことを冀ひ内外の國務に當りたる際、圖らずも不祥事件に遭遇し、恐懼惜く所を知らず直ちに閣下に伏して辭表を上りました、所聖仁洪大なる御詔を賜り時局重大の際なるが故に留任せよとの恩命を拜し、退いて審思熟慮の末終に此際進んで責任を盡し、益々粉骨碎身、事効を以て聖恩の萬一に報い奉らん事の閣議を定め、依て留任の御受を申上げ再び國務を執るに至つたのであります、即ち將來斯る不祥事を起さしめざる爲めに萬全の處置を取るべきは勿論、外に於ては滿洲事變の解決、内に於ては經濟界の拾收等進んで責任を盡す事を以て此際臣

内にありては産業助長の積極策を取り、外に向ては關稅を整調して貿易の増進に資せんとするのであります、もちろん産業の振興に就ては特に金融との緊密なる聯繫を保ちそのいづれにも偏重せざるやう留意します、然しこれ等の施設を昭和七年度の豫算案において實現することは議會開會前余日なかりしが故に止むを得ず大體において前内閣の立案せるものを踏襲しましたが、たゞ彼の増稅計畫の如きは國民生活の實情に鑑みてこれを中止したのであります。

現下生活の不安が延いて國民の思想を險惡ならしめたことは政府のもつとも憂ふる所であり、凡そ健全なる思想は相愛共存の心であり、此心の發生する根本道念の存は宗教及び教育に待つの外は無いのであります、我が教育においては先づ家庭に源を發し繼いで小學校において素地を作るが故に教育者が教育勅語の御趣旨を服するはもちろん、身を以て子弟に感化を與ふるやう各自信念を體得すべく、これが爲には先以て國民教育殊に師範教育の改善が肝要事であり、加ふるに一部の奢侈行爲を牽制して政治の惠澤を普へんならしめねばなりません、行政の刷新に關しては機構の簡易單純なるを目的とし、各部の官吏をし

て統制の下に綱紀を振肅せしむるに在りま
す、此結果上長の命令は直ちに下僚に行は
れ、下僚又よく安んじて其能を發揮すべく、
而してこの新氣運が各官署に接觸する國民
に對して與ふる便宜の深大なるを疑ひませ
ぬ

衆議院遂に解散

衆議院高橋藏相の演説終るや、森書記官
長は解散の詔勅を田口書記官長を通じ中村
議長に手交、議長は議員起立の中に詔勅を
朗讀し、ここに第六十議會解散す、時に午
後三時二十分。同時に貴族院は停會を命ぜ
られるに至つた。

政府は解散直後三時二十五分院内大臣室
において解散理由に關し左の如き聲明を發
表した

政府は少數黨を基礎としては主義主張を
實行し以て人心の安定を期する能はずこ
ゝに衆議院の解散を奏請し國民の信任を
問ふものなり

總選挙の詔書公布 政府は二十一日午後
の閣議において總選挙期日を二月二十日と
決定し、上奏御裁可を仰ぎ二十二日の官報
を以つて公布された。

井上進之助氏射殺さる 民政黨選挙委員
長井上進之助氏は二月九日夜、民政黨駒井
候補應援の爲め本郷駒込小学校演説會場
に赴き、自動車より降りんとした際、突如暴
漢小沼正のピストルの爲め悲惨な死を遂げ
た。

井上前藏相突如の死に、民政黨最高幹部
會は町田忠治氏を後任選挙委員長に推し、
前方針踏襲の下に選挙戦繼續に決した。

總選挙終る

二月廿日施行せられた第十八回總選挙は
二十一、二兩日にわたつて開票せられいよ
ゝその總決算も終つたが今度の總選挙は
豫想外の結果を示し與黨政友會は空前の絶
對多數を獲得すると同時に民政黨は第二黨
とはいへ政友會の半數にも足らぬ少數黨に
轉落した、即ち選挙の結果は政友會の三〇
四に對し民政黨は一四七となりその差は實
に一五七の多數であるが何人も當選確實と
して自他共に承認してゐた元文相小橋一太
前鐵相原脩次郎、前衆議院議長中村啓次郎
氏をはじめ民政黨の總務級にしてその中堅

をなしてゐる人々が枕を並べて討死したが
如き一段の注目を引いてゐる、前回の總選
挙では民政黨の二七三に對し政友會は一七
四であり、五人區、四人區、三人區におい
ては民政黨がこれを獨占し、又はほとんど
その大部分が最高點を獲得して絶對優勢を
誇つた地區が少くなかつたが今度は全然そ
の地位を顛倒し民政黨で全區獨占の選挙區
は若槻總裁の出身地たる島根第一區(定員
三名)の一區あるのみであり民政黨で最高
位を占めたところは埼玉第三區、千葉第三
區、宮城第一區、長野第一區、京都第一區
の五區であり絶對優勢を示したところは東
京第一區、第五區、長野第一區、大阪第一
區、第二區、第四區、京都第一區の七區に過
ぎない、これに反して政友會は到るところ
絶對多數又は獨占をなしたところ最高位を
占めたところも少くなく全く壓倒的勝利を
以てこの選挙の大團圓を告げたが今後の政
友會の統制と民政黨の如何に進むか政界
興味の問題である。

無投票當選者

◇千葉第二區(定員三名)
今井 健彦 政再 鳩山 秀夫 政新
鶴澤 宇八 民再
◇山形第二區(定員四名)
熊谷 直太 政再 松岡 俊三 政元

議會解散史

今回は十四回目

議會はまた解散!憲政布かれて四十三年、議會が開かれる
ことゝに六十回、衆議院議員の選挙が行はれたことは今
回で十八回目である、その間無事に四年の任期を終つたの
は

明治卅一年から同卅五年▲明治卅七年から同四十一年
▲明治四十一年から同四十五年まで

の三回のみでその他は任期半ばでいづれも解散され、犬養
内閣今回の解散を加へて十四回目に當る、今、解散の理由
を擧げて見ると左の通りである(括弧内は解散の理由)

- 明治卅二年 第二議會、松方内閣 議會散會後
- (政府提出の豫算案、法律案反對、新規要求費七百九十餘萬圓削減)
- 同 三、三、三〇 第五議會、第二次伊藤内閣 議會停會中
- (官紀振肅、千鳥艦事件を糾弾、政府反對の條約勵行建議案を議決)
- 同 三、三、三二 第六議會、第二次伊藤内閣 會議中
- (片岡健吉氏ほか五名から彈劾上奏案を提出可決)
- 同 三、三、三五 第十一議會、松隈内閣 會議中
- (大隈伯をはじめ進歩黨出身の官吏盡く辭職、鈴木重遠君らより不信任案提出可決されんとしたため)
- 同 三、三、三六 第十二議會、第四次伊藤内閣 議會散會後
- (地租、所得税、酒造税三税の増徴および鐵道通信收入の増加案に對し、衆議院多數をもつて否決)

同 三、三、三六 第十七議會、第一次桂内閣 會議中
(海軍擴張の財源を得るため地租増徴繼續案を提出せ
るに對し衆議院は否決せんとしたため)

同 三、三、三九 第十九議會、第一次桂内閣 會議前
(河野議長自ら勅語奉答文中「内政は彌縫をこととし外交は機宜を失し」の句を入れ彈劾上奏の意を表明し衆議院はこれを可決)

大正三、三、三五 第卅五議會、大隈内閣 會議中
(政友會及び國民黨が政府提出の二ヶ師團増設案、製艦費等を削除)

同 三、三、三五 第卅八議會、寺内内閣 會議中
(憲政會および國民黨が超然内閣反對の下に不信任案を提出多數で可決せんとす)

同 三、三、三六 第四十二議會、原内閣 會議中
(憲政會國民黨からそれ〴〵普選法案を提出、政友會はこれに反對し否決は明瞭なりしも民意に問はんとしたため)

同 三、三、三六 第四十八議會、清浦内閣 休 憩 中
(いはゆる護憲三派が不信任案を提出せんとし議場暴漢闖入を機會に議場騷擾をつゞく)

昭和三、三、三三 第五十四議會、田中内閣 會議中
(民政黨が劈頭不信任案を提出し、かつ政策遂行を阻止せんとしたため)

同 三、三、三三 第五十七議會、濱口内閣 會議中
(與黨民政黨が少數にして政府は到底圓滑なる國務の遂行を期し得なかつたため)

同 三、三、三三 第六十議會、犬養内閣 會議中
(與黨政友會が少數にして政府は政策實現不能なため)

千	茨	山	群	栃	關東小計	北海道	青	秋	山	岩	宮	福	東北小計	長	新	富	石	福	北	信	東	海	大	京		
葉	城	梨	馬	木	二、六三、三〇四	二、四八、〇四一	九、五〇、二二八	二〇、三三二	七、七、九〇一	二、六、九七	二、六、〇三六	二、七、二二三	九、三、六六六	二、四九、五四三	二、〇、六一一	八、六、七四八	四、〇、六七二	(無)	三、九、七、五三	二、八、四、六七	二、八、一、一四	二、五、八、四九	二、一、五、五七	一、八、四、九八九	二、一、八、九二一	
六、二、五七	八、四、〇三	二、六、八七五	七、九、九三五	六、七、四一四	八、〇、四二九	一、六、六、九七二	五、四、九一九	七、二、九七〇	二、六、九二二	二、七、七、二九	七、二、一九六	一、〇、一、八六二	五、三、三、五〇	一、四、一、七、四四	五、三、三、三	五、九、八、一六	二、八、九、二	(無)	二、八、四、六七	九、八、一、四	一、六、一、二、四二	七、六、一、〇五	四、七、五、五	三、八、三、〇三六	一、六、七、九、九三	
					六、三、三、〇四								五、三、三、三	一、四、一、七、四四	五、三、三、三			(無)	五、三、三、三	六、九、〇、五	二、四、七、七		三、五、三、九	一、四、五、七、九	一、五、五、二	
					四、九、一、二三								九、八、二	六、九、〇、五	二、四、七、七				六、九、〇、五	二、四、七、七					五、四、〇、七	
					一、三、一、二三																					
					一、五、二、六六																					
					五、一、八、五〇																					
					二、二、五、八二																					
					二、三、八、九一																					
					一、九、四、二七																					
					二、四、七、七																					
					二、五、六、五〇																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二、二、四、二四																					
					二、五、二、六六																					
					二、二、五、八二																					
					二、四、七、七																					
					二、三、八、九一																					
					二																					

てますます勇敢に進軍せんと欲する
第六十一臨時議會 總選舉後初の第六十一臨時議會は三月十八日召集、衆議院議長には秋田清氏(政友)副議長には植原悦二郎氏(政友)當選す。

第六十一臨時議會開院式は二十日 聖上陛下親臨の下に貴族院において擧げられた
衆議院は開院式終了後本會議を開會、滿場一致を以つて上海滿洲派遣將兵に感謝の決議を可決す。

衆議院は二十二日、議會召集の眼目たる政府提出議案中の滿洲事變費を即決可決す兩事件費總額一億四千六百九十一萬六千圓滿洲上海事件費は二十三日一氣に貴族院通過。

内閣改造

二十五日 議會閉院式行はる。
中橋内相辭任 中橋内相は病氣回復涉らず、ために三月十六日辭表捧呈し、その後任に鈴木法相、法相には川村竹治氏が親任されることになつてゐた所、突然久原氏等の横やりが有り内相は犬養首相の兼攝で一時的に固塗するの止むなきに至つた。

中橋内相の辭職からその後任問題に絡んで紛糾した内閣改造問題は臨時議會までを

犬養首相の内相兼攝で固塗してきたが漸く解決を見、三月廿五日豫定通り内相鈴木氏、法相川村氏で親任式舉行。

犬養首相狙撃さる

帝都爆彈事件 五月十五日午後五時半頃十七名の現役陸海軍人等は組織的計畫によりいづれもピストル、手榴彈の兇器を以て自動車に分乗、隊伍を分ち首相官邸、警視廳、牧野内府邸、日銀、三菱銀行、政友會本部をほゞ同時に襲ひ、又別働隊は市内數ヶ所の變電所を襲ひ帝都の暗黒化を企てた。首相官邸を襲ふた一隊六名は日本間に亂入しピストルを犬養首相に突きつけ、その理由をきかんとする首相に向つて亂射し首相の頭部に命中、犯人等は悠々官邸から逃走した。犬養首相は傷が致命傷の上高齡の爲め遂に同夜十一時二十六分逝去した。

臨時首相代理設置 犬養首相が去したので政府は即時臨時閣議を開いて對策協議の結果高橋藏相を臨時兼任首相に推すことに決定、同夜親任式を行はせらる。
この未曾有の不祥事件犯人は兇行後直ちに麹町大手町憲兵隊に自首、憲兵隊では直ちに嚴重取調べを行つたが陸軍士官學校生徒士官候補生十一名と海軍將校中少尉六名と判明した。

内閣總辭職

高橋臨時首相は十六日全閣僚の辭表を取り纏め参内、委曲奏上の後辭表を閣下に捧呈した。

政友會後繼總裁問題 犬養總裁不慮の遭難から政友會の後繼總裁問題は混とんたる情勢で分裂の危機をはらんだが高橋氏に絶對に出馬の意思なきためと、床次系の候補運動の斷念により鈴木喜三郎氏の後繼總裁たることを決定した。

政友會鈴木總裁は大命降下を豫期して、軍部の諒解を圖り協力内閣も辭せずとの意向を示した。

鈴木新總裁推戴の政友會臨時大會は二十日本部に開催滿場一致鈴木氏を正式に後繼總裁に推戴、新總裁は「第一、國民生活の不安除去、第二、國防の充實、第三、外交の刷新、第四、政界の淨化、第五、思想善導」の五大政綱の實行を誓ふ演説を試みた。

齋藤舉國一致

内閣成る

後繼内閣に關し御下間に奉答の大任を帯びて西園寺公は五月十九日東京、駿河臺の自邸に入つた。
西園寺公は時局の重大性に鑑み、局面收

拾のため慎重な態度を持し、二十一日總理大臣禮遇である山本伯、清浦伯、若槻男を招き意見を聴取し、更に軍部の最高地位にある東郷、上原兩元帥の來邸を求めて軍の統制に關し意見を聴取した。

右の結果各重臣とも舉國一致内閣の必要を力説した。
組閣の大命齋藤子に降下 西園寺公は二十二日、天機を奉伺した後、後繼内閣組織に關する御下間に對し謹んで齋藤實子を最適任と思料する旨を奏上、御前を退下した。

二十二日午後三時、畏き邊りでは齋藤子に對し岡本侍從を葉山一色の同子別邸に御差遣の上御召になつたので、子爵は直ちに上京、午後六時四十分参内、御座所において天皇陛下に拜謁仰付けられ後繼内閣組織に關する大命を拜し直ちに組閣準備に着手した。

組閣の大命を拜した齋藤子は二十三日若槻民政、鈴木政友兩總裁に各別に會見、入閣援助を懇望した、齋藤子の組閣準備は着々進行し政友、民政兩黨の入閣者を全部決定した。

親任式舉行せらる 齋藤舉國一致内閣成立し、廿六日宮中において晴れの親任式舉行

行せらる。
海軍大將正三位勳一等 齋藤 實
功一級子爵
任内閣總理大臣兼外務大臣
任内務大臣 從二位勳一等 山本 達雄
任海軍大臣 海軍大將正三位 岡田 啓介
任司法大臣 勳一等功三級 小島 松吉
任農林大臣 從四位勳二等 後藤 文夫
任商工大臣 從三位勳三等 中島 久萬吉
任逓信大臣 正四位勳一等 南 弘
任鐵道大臣 從三位勳一等 三土 忠造
任拓務大臣 從四位 永井 柳太郎
尙ほ左の三氏は留任に決定、辭表は御下渡しあらせられた。

齋藤内閣の新書記官長及法制局長官は左の如く決定した。
大藏大臣 高橋 是清
陸軍大臣 荒木 貞夫
文部大臣 鳩山 一郎
内閣書記官長 柴田 善三郎
法制局長官 堀切 善次郎

政務官決定 政、民割當で紛糾を續けてゐた政務官問題も三十一日夜に至り漸く解決を告げ六月一日左の如く正式決定し直に上奏御裁可を仰いで同日發令せられた。

政務次官 參 與 官
外務 瀧 正 雄 澤本 與一(民)
内務 齋藤 隆夫 勝田 永吉(民)
大藏 堀切 善兵衛 上 塚 司(政)
陸軍 土 岐 章(研) 石井 三郎(政)
海軍 堀田 正恒(研) 川島 正次郎(政)
文部 東 郷 實(政) 石坂 豊一(政)
司法 八 並 武治(民) 岩本 武助(政)
農林 有 馬 頼寧(研) 松村 謙三(民)
商工 岩 切 重雄(民) 松村 光三(政)
逓信 志 賀 和多利(政) 立花 種忠(研)
鐵道 名 川 侃市(政) 板谷 順助(政)
拓務 堤 康次郎(民) 木村小左衛門(民)

第六十二臨時議會

犬養内閣に依つて決定した第六十二臨時議會は、犬養首相の兇變に引つづき政變の混亂中、五月二十二日召集された、貴族兩院は成立を告げた儘、後繼内閣成立まで休會となつた。

休會中の第六十二臨時議會は齋藤内閣成立によつて六月一日 天皇陛下親臨の下に貴族院において開院式を舉行せらる。
舉國一致内閣の下に開かれた非常時對策政究の第六十二臨時議會は、六月三日貴族院においては齋藤首相の施政方針に關する第一聲によつて幕が落された、この日首相

は施政方針につき、軍紀を肅正し黨弊の革新を圖り人心の不安一掃、國民生活の安定を期す旨演説した、終つて外相(別項外交欄掲記)、藏相(財政欄)の演説があつて質問戦を展開された。

齋藤首相の施政演説



齋藤首相の演説

六月三日貴族院における齋藤首相の施政方針演説は左の通りである。

諸君、犬養内閣總理大臣が第六十二回帝國議會の召集を前にして不慮の兇變によつて俄かに薨去せられたことは國家のため眞に痛惜の至りに堪へません、この時局多難の際に當り不肖測らずも組閣の大命を拜し、ことに恐懼措くところを知らず、すなはち各方面に協力を求めまして時局匡救を目的とするいはゆる舉國一致内閣を組織し謹んでこの重任に膺りもつ

て匪躬の實を盡さんことを期したる次第であります。

對外政策

對外政策につきましては新内閣は國際の信義を重んじ列國と協調いたしましたして世界人類の進歩發達に貢獻せんとする傳統的政策を維持することは勿論、我が權益の擁護と國際正義の命ずるところとを體し自ら獨自の立場をとることのありますることもまたやむを得ざる次第であります。

滿洲と上海

この機會におきまして支那方面の状況につき一言しますれば、上海におきましては五月五日日支兩軍の間に既に停戦協定成立を見るに至つたのであります、次に滿洲におきましては去る三月上旬をもつて樹立せられた新國家は逐次發達の道程を辿りつゝあります、同國が今後ますます堅實なる發達を遂げますことは曾に同地方の治安及び繁榮の回復増進のためのみならず、東洋平和の確保のためにも極めて有意義と思ふのであります、私は我が國民が同國の前途に對し多大の希望をかけてゐることを確信するのであります、こゝに私は滿洲及び上海地方における我が陸海軍將士の努力と勞苦

今次の兇變からいたしました往々軍紀を云爲するの聲をきましますのは、まことに遺憾のいたりであります、およそ皇軍はたゞ大命のみに本づきその行動を律せられるべきは勿論、嚴正なる軍紀の裡、忠節、禮儀、武勇、信義、質素を貫くに一誠をもつてすべきはこれ我が建軍の精神でありまして同時にまた皇軍の光輝として衆庶のひとしく仰ぎ來つたところであり、私は今後我陸海軍が上下一致して益々勅諭の御趣旨を徹底し皇軍の光輝を永遠に確保しもつて陛下の信倚に答へ奉るところあるべきを確信するものであります。

政界の淨化

政界の淨化をはかりその宿弊を芟除することは立憲政治の更新のためにこの際特に考慮せらるべき重要使命の一つであります、立憲政治の下に政黨相對立し各自この政策に本づいて所信を闡はすことは當然の現象でありまして何ら怪しむ事を要しないのみならずこの運用よろしきを得ますれば輿論の統制に關し政策の研鑽に便し國政の運行を公正ならしむることを得るのであります、しかしながら黨争の餘波がやゝもすれば累を中央地方の行政に及ぼし、選舉に各種の情弊を伴はしめ引いては立憲政治の前途に疑懼の念

を抱かしむる如き懸念なきを保しないのであります、新内閣は現下重大の國情に稽み一黨一派に偏せず、いはゆる舉國一致と申す基礎の上に組織せられてをりませけれども議會を尊重する事は申すまでもなく、また決して政黨の輕視するものではありませぬ、たゞこの病弊に對しては極力これを排除し今まさに眞面目なる國民の胸底にわき起りつゝある政界革新の要望に副ひ、今日の非難を一轉して、明日の信頼に替へしめんがため充分なる誠實と熱意とを盡くさんとするものであります。

難局を打開

これを要するに我邦は目下政治、外交、經濟、思想の各方面にわたつて、重大なる時機に在ると存じます、隨つて前に述べました所の要綱以外、産業の開發、教育の改善、思想の善導等、なすべき事項は極めて多いのであります、しかもこれ等のものは、いづれも唱ふるに易くして、行はるゝのは容易であります、我々はこの難局打開の爲め、速に必要な具體的方策を樹立致し、その行ひ易きものよりして難きものに進み、着々之を實行に移し、全國民協力の下に時局に適應せる施設を完うせんことを企圖しをる次第であります。

とに對し厚く感謝の意を表すると、もに四月二十九日上海において不逞分子のたゞめ奇禍を被りましたる陸海軍外務官憲及び民團首腦部などに對し深厚なる同情の意を表します。

國家非常時

現下の時局は世人がこれを稱するに「非常時」の形容詞をもつてするほど重大であると考へます、深刻なる經濟上の不況は今なほ回復の曙光見がたく、農村の困憊と、都市の沈滞とはともにます、甚だしからんとするの情勢であるのみならず近時兇變相ついで行はれ人心極めて不安、まことに重大なる時期と申さなければなりません、この人心の不安を一掃し國民生活の安定をはかることは、いやしくも任に政府にあるものが粉骨碎身萬難を排して努力しなければならぬところであります、即ち嚴に治安の保持に務めて非違を戒しめるとともに財界の苦難を緩和し失業の救済をはかり農村の振興に勉めて、もつて國民大衆の生活を安定せしむるの途を講じなければなりません、これまことに刻下の急務でありまして新内閣の重要な使命の一つであると考へます。

皇軍の軍紀

第であります、また従前の政府が考究せる諸方策にして、がい切有効なるもの、就中現下經濟界の不安を匡救すべき財政經濟の緊急方策は、大體これを踏襲し、追加豫算案並に各般の法律案として、こゝに協賛を求めた次第であります、豫算または法律を要せざるものに就きましては、着々これが實行を期し、その他の方策は本會議に提出するもの、外これを次の通常議會に提案致す見込であります、かくの如くにしてこの重大なる時局匡救の大任を盡くし、聖慮を安んじ奉り、國民の期待に副はんことを期し居るのであります、幸ひにこの趣旨を諒とせられ速に協賛を與へられんことを切望する次第であります。

臨時議會終る

第六十二臨時議會は十四日を最終日として終了、今議會に提出された議案は本年度追加豫算案をはじめ日銀保證準備擴張案、關稅改正案等何れも前政友會内閣で提出することに決定してゐたものばかりで現内閣で提案せられたのは滞貨生絲處分及びこれが關係議案にすぎない、しかして右諸法案は何れも十四日最終日の貴族院を通過して重要諸法案は全部成立す、衆議院においては政、民共同の滿洲國承認決議案を可決し

十五日閉院式を執行された。

安達派の新黨組織運動

安達謙藏氏の新黨組織の運動は臨時議會終幕後、漸く具体化し六月二十日同氏の周圍にある中心人物民政黨の幹部山道、古屋小池の諸氏は同志糾合の目的を以つて政治研究會を設置した。名稱國策研究俱樂部と決定した。

安達派の運動に對し積極的彈壓に出でんとする民政黨幹部は二十一日山道、小池、古屋三氏に對し政治研究會の解散を要求するに至つた。二十二日民政黨町田總務と會見した山道、古屋兩氏は遂に離黨を聲明するに至つた。

安達謙藏氏は半歳に亙る沈黙を破り新政黨結成に對する態度並に決意につき聲明書を發表した。

△民政黨脱黨者八名 民政黨の山形縣選出代議士佐藤啓、佐藤理吉兩氏は六月二十八日脱黨届を提出したがこれにて民政黨の脱黨者は八名となつた。
地方長官異動 黨弊刷新を目的とする齋

藤内閣の地方長官異動は、六月廿八日發表されたが罷免十六名、復活七名、新進拔擢九名。

地方長官異動に伴ふ部長の異動は六月三十日付發表された、異動数は七十名である

内田伯外相就任 外交上の重大性に鑑み齋藤首相より外務大臣就任を懇請された内田滿鐵總裁は六月五日夜歸京、六日午前八時電話を以て齋藤首相に正式受諾の回答をしたので齋藤首相は午前十時半宮中に參内天皇陛下に拜謁仰せつけられ内田伯の滿鐵總裁辭任を奏請し併せて同伯を外務大臣に奏薦し一旦退下十一時齋藤首相及林式部長官鈴木侍從長侍立の下に左の如く外務大臣の親任式が行はれた

從二位勳一等 伯爵 内田 康 哉
任外務大臣
内閣總理大臣兼外務大臣 齋藤 實
免兼任外務大臣 子爵 齋藤 實

第三次普選

本縣の情勢

七年一月二十一日 第六十議會は豫定通

△第二區 一萬一千二百九十四圓七十錢

榑瀨氏出馬斷念 第二區から立候補の噂あつた民政黨前總務榑瀨軍之佐氏は病氣の爲め今回は立候補せざる旨、一月二十六日言明した。

民政黨の公認詮衡 民政黨支部では二十七日、公認候補詮衡委員會を開催、水上前代議士出馬斷念につき第一區の前代議士高橋壽太郎氏二區入りを決し、榑瀨氏の地盤から出馬することとなり、依つて第一區から柏田忠一氏、第二區から武田源助、高橋壽太郎兩氏を公認候補者と決定した。

政友會候補者決定 政友會支部では二月一日午後二時半から、支部役員聯合協議會を開催、第一區は田子、熊谷兩代議士のほかに、鈴木巖氏の發言に依つて豫備海軍中將八角三郎氏を推薦満場一致を以つて八角氏を公認するに決定、次いで二區は廣瀬、志賀、小野寺の前三代議士を公認に決定した。

警察署長會議 選舉取締の本縣警察署長會議は一月三十一日午前九時から縣公會堂において開會、石黒知事、今吉警察部長、石塚検事正から選舉の取締について訓示があつた。

總選舉に關する市町村長會議は二月一日開會、石黒知事より訓示あつた。

政治—第三次普選—本縣の情勢

本縣候補者一覽表

第一區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第二區 (定員四人)	稗貫郡、和賀郡、膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡、上閉伊郡 (有権者數一一二、八七六人)
第三區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第四區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第五區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第六區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第七區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第八區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第九區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十一區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十二區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十三區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十四區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十五區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十六區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十七區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十八區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第十九區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)
第二十區 (定員三人)	盛岡市、岩手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡 (有権者數八四、六七六人)

本縣の開票は盛岡、紫波、稗貫の一市二郡は二月二十一日、他の第一區四郡、第二區七郡は二十二日午前八時から一齊に開票された、その結果は左の通りである。

各候補得票數

第一區 (定員三名)

當選 二一、一四一票 田子 一民(政再)

當選 一七、〇四八票 八角 三郎(政新)

當選 一三、八六七票 熊谷 巖(政再)

次點 九、七六一票 柏田 忠一(民元)

第二區 (定員四名)

當選 二六、七五〇票 志賀和多利(政再)

當選 二二、六〇四票 小野寺 章(政再)

當選 一九、四四八票 廣瀬 爲久(政再)

當選 一六、九七四票 高橋壽太郎(民再)

次點 九、八一二票 泉 國三郎(大新)

總選舉終つて 普選第三次の總選舉は終つた第一區は流石に政友の堅城でありかつ我黨天下の威力によつて同土打を演じつゝ、も民政の點を食ひことに田子氏は遺憾なき縦横無盡振りをなして遂に定員三名を獨占してかちどきをあげ第二區また廣瀬、志賀、小野寺三氏豫想通り目出度當選、民政の高橋壽太郎氏は婿養子によく見られるまゝ子扱ひを受けたるもよく當選して本縣民政派たゞ一人の代議士となり、大衆の泉氏は豫

想を裏切つて前回同様の得票にて再び敗北
こゝに本縣は政友の絶對地盤たることを再
び天下にほこり得ることになつた。

各派得票總數

今	前	民政	無民政	民政	民政	民政
回	回	政友	政友	政友	政友	政友
五七、七一五	一〇、七五五	六九、八〇二	九、九七四	二七、九一七	二七、九一七	二七、九一七
四八、一八八	一五、三二〇	四一、四二四	九、七二四	二七、九一七	二七、九一七	二七、九一七
四六、一八八	一五、三二〇	四一、四二四	九、七二四	二七、九一七	二七、九一七	二七、九一七
九四、七二四	一五、三二〇	九四、七二四	九、七二四	二七、九一七	二七、九一七	二七、九一七
五九、七二四	一五、三二〇	五九、七二四	九、七二四	二七、九一七	二七、九一七	二七、九一七

本縣第三次普選明細表

(昭和七年二月二十日施行)

郡市名	投票當 日ノ有 權者數	投票シ タル選 舉人數	棄 權	棄 權	權 者數	選 舉人數	者 數	步 合
第一區	八三、九三六	六、四〇九	一、五七〇	一、八四四	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
第二區	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四	一六、五〇〇	一三、九八五	二、五三五	〇、二五五
計	九四、四〇二	一五、七〇三	三、一六二	二、〇二八	二六、九六六	二三、二七九	三、六八七	〇、四三九

投票入市町村別調

郡市名	投票當 日ノ有 權者數	投票シ タル選 舉人數	棄 權	棄 權	權 者數	選 舉人數	者 數	步 合
沼宮内町	六八三	五七三	一七〇	〇、二四八	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
盛岡市	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四	一六、五〇〇	一三、九八五	二、五三五	〇、二五五
手	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四	一六、五〇〇	一三、九八五	二、五三五	〇、二五五
郡	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四	一六、五〇〇	一三、九八五	二、五三五	〇、二五五
計	一六、九三二	一五、七〇三	三、一六二	二、〇二八	二六、九六六	二三、二七九	三、六八七	〇、四三九

郡市名	投票當 日ノ有 權者數	投票シ タル選 舉人數	棄 權	棄 權	權 者數	選 舉人數	者 數	步 合
第一區	八三、九三六	六、四〇九	一、五七〇	一、八四四	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
第二區	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四	一六、五〇〇	一三、九八五	二、五三五	〇、二五五
計	九四、四〇二	一五、七〇三	三、一六二	二、〇二八	二六、九六六	二三、二七九	三、六八七	〇、四三九

郡市名	投票當 日ノ有 權者數	投票シ タル選 舉人數	棄 權	棄 權	權 者數	選 舉人數	者 數	步 合
千徳村	三六二	二八四	七六	〇、二五五	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
花輪村	七三六	四九三	二四三	〇、三二〇	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
茂市村	四四六	三三三	一一三	〇、二五五	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
刈屋村	六四七	五三三	一一四	〇、二七二	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
一門馬村	六九四	三六七	三二七	〇、四七三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
小國村	五五三	三九八	一五五	〇、二〇六	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
磯鷄村	七五七	四〇八	三四九	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
津輕石村	七九	六二	一七	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
重茂村	四〇八	三三〇	七八	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
豐間根村	六〇一	四七九	一二二	〇、二〇三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
大澤村	二八五	二五〇	三五	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
織笠村	四七三	四二二	五一一	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
船越村	六九二	五九三	九九	〇、二四三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
計	一八、八三三	一四、七二二	四、一一一	〇、三三〇	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四

郡市名	投票當 日ノ有 權者數	投票シ タル選 舉人數	棄 權	棄 權	權 者數	選 舉人數	者 數	步 合
侍濱村	四八一	四〇九	一〇二	〇、一二二	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
中野村	五八	四四五	九三	〇、一七二	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
種市村	一、三三五	一、〇六〇	二七五	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
大野村	一、〇七	七九三	二八四	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
小輕米村	四五一	三六四	一四七	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
晴山村	七五八	六〇六	一五二	〇、二〇〇	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
江刺家村	四〇五	三六七	三	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
伊保内村	五九七	四九〇	一〇七	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
戸田村	四九〇	三六八	一二二	〇、三三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
葛巻村	九〇六	七九七	一〇九	〇、二〇〇	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
江刈村	七六六	六三三	一三三	〇、一八四	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
計	一六、二〇八	一三、三三六	二、八七二	〇、一七八	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四

郡市名	投票當 日ノ有 權者數	投票シ タル選 舉人數	棄 權	棄 權	權 者數	選 舉人數	者 數	步 合
久慈町	一、三六五	一、一九八	一六七	〇、一三三	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
輕米町	一、三三一	一、〇三四	三二七	〇、〇八五	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
長内村	八六〇	六七四	一八六	〇、二二六	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
宇部村	六〇九	五四一	六八	〇、一〇一	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
野田村	八六六	七〇六	一六〇	〇、一三四	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
山根村	三三三	一八九	一四四	〇、〇四〇	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
山形村	六八八	四八二	二〇六	〇、二九	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
大川目村	三〇〇	二六六	三四	〇、〇二六	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
夏井村	五七	四八〇	三八三	〇、一五	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四
計	一八、八三三	一四、七二二	四、一一一	〇、三三〇	一〇、四六六	九、二九四	一、一九二	〇、一八四

一田部村	三六四	三四	七〇	〇、一八三
御返地村	六八九	六三五	五四	〇、〇七六
淨法寺村	一、四九五	一、二四二	二五三	〇、一六九
荒澤村	一、一八四	九八	二六六	〇、三三四
田山村	六三三	四三	二二〇	〇、三三七
計	三、三九一	一〇、四五	二、八四	〇、一七八

花卷町	三、〇二一	二、六四五	三七六	〇、二四
大迫町	五七四	五七	三七	〇、〇六四
石鳥谷町	九〇〇	七六一	一三九	〇、一五四
一内川目村	八三三	七〇八	一〇五	〇、三九
一外川目村	四七	三六	五	〇、〇二七
龜ヶ森村	三九四	三三	七	〇、一八〇
新堀村	五八	四八	一〇〇	〇、〇七〇
八重畑村	六九四	六五	六九	〇、〇九
矢澤村	一、七六	九四	一八三	〇、一五四
八幡村	五七	四九	六	〇、〇二六
湯本村	一、〇七四	九四	八〇	〇、〇七四
宮野目村	七四一	六三	一〇九	〇、一四七
湯口村第一	一、〇〇九	九〇四	一〇五	〇、一〇四
湯口村第二	一七六	一四	三五	〇、一九
太田村	六〇三	五八	六五	〇、〇一七
計	三、七七一	二、二三	一、五九四	〇、一三五

生母村	六三六	五五四	八二	〇、一三八
田河津村	四五六	四一	四七	〇、〇三
長坂村	七〇五	六四一	六四	〇、〇九〇
猿澤村	六五〇	五〇〇	九〇	〇、〇三六
摺澤村	七三七	七〇三	八五	〇、〇一八
瀧民村	七五三	六五八	九四	〇、〇二五
興田村	一、三九三	一、〇八四	三〇九	〇、〇三一
計	一八、一八〇	一五、七六六	二、四二四	〇、一三三

赤崎村	八五七	七五	一三三	〇、一五四
綾里村	六七五	五九五	八〇	〇、〇一八
越喜來村	六六〇	五〇〇	一〇〇	〇、〇一五
吉濱村	三九六	三九九	五〇	〇、〇一三
唐丹村	六九七	五九六	一〇一	〇、〇一四
計	一四、一五〇	一、八五三	二、二九	〇、〇六二

遠野町	一、三四五	一、一九二	一五	〇、〇一三
釜石町	五、〇六六	四、五八一	四八五	〇、〇九五
大槌町	五五三	四七八	一五六	〇、〇一六
綾織村	五八六	五五	六二	〇、〇一四
小友村	五五〇	四六四	八六	〇、〇一四
鱒澤村	四〇四	三六六	三八	〇、〇一四
宮守村	七八五	六七〇	一五	〇、〇一四
達會部村	四五一	三六六	一五	〇、〇一四
附馬牛村	五〇六	三九五	一五	〇、〇一四
松崎村	四二四	三三八	一五	〇、〇一四
土淵村	六八二	五三	六六	〇、〇一四
青笹村	五三七	四七三	六四	〇、〇一四
上郷村	八八一	七〇九	一七二	〇、〇一五
甲子村	六四八	四八三	一七二	〇、〇一五
鷗住居村	七九四	七〇四	九〇	〇、〇一三
栗橋村	六二八	四九八	一三〇	〇、〇一四
金澤村	二九五	二二六	五九	〇、〇一〇
計	一六、七九一	一四、四八八	二、二四一	〇、〇三三

盛岡町	八五一	四五一	五〇	〇、〇九九
高田町	八五九	七七〇	八九	〇、〇一三
氣仙町	九〇六	七九九	一〇七	〇、〇一八
大船渡村	八二二	六七四	一四七	〇、〇一七
末崎村	七三七	五九三	一四〇	〇、〇一五
小友村	五三四	四四〇	九四	〇、〇一六
廣田村	八三三	七〇二	一三〇	〇、〇一四
米崎村	五〇〇	四五一	八九	〇、〇一四
矢作村	七二二	五八三	一三八	〇、〇一六
竹駒村	二六三	二四五	八	〇、〇〇六
横田村	四八九	四三	六	〇、〇一三
世田米村	九六五	七九四	一七二	〇、〇一七
計	二、三三	一、六二	五	〇、〇二九

下住村	三三九	二三四	八五	〇、〇二六
上有住村	九〇四	六〇六	二九	〇、〇三九
日頃市村	六二七	五二	六	〇、〇一五
立根村	三〇六	三〇三	六	〇、〇一四
猪川村	三〇八	二八六	三	〇、〇七一

若柳村	八五五	七〇一	一五四	〇、〇一八〇
永岡村	五八	五五	四五	〇、〇七五
相去村	六三	五四	四九	〇、〇七九
計	一三、六八二	一、二五六	一、三九二	〇、〇一〇

岩谷堂町	一、三三三	一、三三	九	〇、〇六九
愛宕村	一、〇一七	九七	八〇	〇、〇七八
羽田村	六〇三	六〇二	二四	〇、〇三八
黑石村	五〇三	四四〇	六三	〇、〇二五
田原村	八二一	七〇九	一〇二	〇、〇二五
藤里村	五四三	五〇二	四一	〇、〇七五
伊里村	七八九	六八二	一〇七	〇、〇三五
米里村	七八九	六五九	一三〇	〇、〇六四
米里村	六六四	六〇一	六三	〇、〇九四
玉里村	六六四	六〇一	六三	〇、〇九四
梁川村	六七七	六三〇	五七	〇、〇八四
福岡村	七二七	六三〇	八七	〇、〇二一
廣瀨村	五二三	四九九	五四	〇、〇一五
稻瀨村	一、〇五三	八九〇	一六三	〇、〇一五
計	一〇、〇四八	八、九三	一、〇六一	〇、〇一五

一關町	一、八四一	一、六四六	一七八	〇、〇九七
永井村	六四五	五四	七一	〇、〇一〇
涌津村	四九七	四四二	五五	〇、〇一〇
油島村	四四四	四一六	二八	〇、〇一〇
花泉村	四四四	四一六	二八	〇、〇一〇
金澤村	五三	四八	五	〇、〇一〇
老松村	三八八	三五九	二九	〇、〇一四

西磐井郡	一、八四一	一、六四六	一七八	〇、〇九七
計	一〇、〇四八	八、九三	一、〇六一	〇、〇一五

上閉伊郡	一、三四五	一、一九二	一五	〇、〇一三
釜石町	五、〇六六	四、五八一	四八五	〇、〇九五
大槌町	五五三	四七八	一五六	〇、〇一六
綾織村	五八六	五五	六二	〇、〇一四
小友村	五五〇	四六四	八六	〇、〇一四
鱒澤村	四〇四	三六六	三八	〇、〇一四
宮守村	七八五	六七〇	一五	〇、〇一四
達會部村	四五一	三六六	一五	〇、〇一四
附馬牛村	五〇六	三九五	一五	〇、〇一四
松崎村	四二四	三三八	一五	〇、〇一四
土淵村	六八二	五三	六六	〇、〇一四
青笹村	五三七	四七三	六四	〇、〇一四
上郷村	八八一	七〇九	一七二	〇、〇一五
甲子村	六四八	四八三	一七二	〇、〇一五
鷗住居村	七九四	七〇四	九〇	〇、〇一三
栗橋村	六二八	四九八	一三〇	〇、〇一四
金澤村	二九五	二二六	五九	〇、〇一〇
計	一六、七九一	一四、四八八	二、二四一	〇、〇三三

東磐井郡	一、三五六	一、一七〇	八四	〇、〇九一
千厩町	九八	一、一七〇	八四	〇、〇九一
大原町	一、三五〇	一、一七〇	八四	〇、〇九一
藤澤町	九八	八二四	一〇四	〇、〇二三
折壁村	八八	六九二	二六	〇、〇五四
矢越村	五九〇	五〇八	八二	〇、〇三六
小梨村	八五五	七四一	一四	〇、〇三三
八澤村	六五五	六〇〇	五	〇、〇八三
大津保村	八〇四	六七〇	一三四	〇、〇六
黄衣村	九三二	八四三	七八	〇、〇八四
薄衣村	九三二	七八九	一四五	〇、〇五五
奥玉村	八三三	六八五	一三八	〇、〇六七
磐清水村	三六八	三三三	四	〇、〇二五
門崎村	四九九	四三	七	〇、〇七四
松川村	五七六	五三一	四	〇、〇七八
舞川村	九七五	八三四	一五一	〇、〇一五
長島村	七九五	六七一	二四	〇、〇一五

政治—第三次普選—各候補者得票成績

Table of election results for the 3rd general election, listing candidates and their vote counts across various districts like 長内村, 野田村, 山根村, etc.

政治—第三次普選—各候補者得票成績

Table of election results for the 3rd general election, listing candidates and their vote counts across various districts like 八幡村, 湯本村, 宮野村, etc.

政治—第三次普選—各候補者得票成績

Table of election results for the 3rd general election, listing candidates and their vote counts across various districts like 福岡村, 廣瀬村, 西警井郡, etc.

各候補選挙費用

二月二十日施行の衆議院議員選挙における選挙費用は選挙終ると共に各選挙事務長から選挙長宛に届出あつたが各候補の要した運動費用は左の如くである。

- 一、議員候補者
一、選挙事務長

- 柏田 忠一
堀切 禮八

Table showing election expenses for candidates, including total amounts and breakdowns for specific candidates like 遠野町, 釜石町, etc.

- 一、支出総額
(一) 選挙事務長の支出したる額
(二) 選挙事務長の承諾を得て支出したる額
(三) 議員候補者、選挙事務長、選挙委員又は選挙事務員に非ざるもの、支出したる額
(四) 立候補準備の爲に支出したる額

- 一、支出明細
(一) 報酬
(二) 家屋賃
(三) 集會々場
(四) 通信費

(四) 船車馬賃	七六・七九〇
(五) 印刷費	一、四四・七〇〇
(六) 廣告費	一、〇〇・八三〇
(七) 筆紙墨費	一、一八・七三〇
(八) 休泊費	四七・六五〇
(九) 飲食物費	四四・五五〇
(十) 雜費	二四三・五五〇
計	五、一九九・七四〇
一、實費辨償金	一、二九〇・〇〇〇
(一) 選舉事務長	五二〇・〇〇〇
(二) 選舉委員	五〇四・〇〇〇
(三) 選舉事務員	二七八・六〇〇
(四) 備人	三三五・三〇〇
△	
一、議員候補者	熊谷 巖
一、選舉事務長	早野 民之助
一、支出總額	四、六三九・六〇〇
(一) 選舉事務長の支出したる額	なし
(二) 選舉事務長の承諾を得て支出したる額	四、六三九・六〇〇
(三) 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざるもの、支出したる額	なし
(四) 立候補準備の爲に支出したる額	なし
一、支出明細	六三・五九〇
(一) 報 酬	

選舉事務員	七八・五〇〇
備人	五四・四〇〇
(一) 家屋費	九三・〇〇〇
選舉事務所	五・〇〇〇
集會々場	四一・〇〇〇
(二) 通信費	六〇・八三〇
(三) 船車馬賃	五三・七〇〇
(四) 印刷費	一、〇五九・九〇〇
(五) 廣告費	五〇・〇〇〇
(六) 筆紙墨費	二七・七二〇
(七) 休泊費	二七・二〇〇
(八) 飲食物費	五八・〇六〇
(九) 雜費	一七・〇〇〇
(十) 計	四、六九六・六〇〇
一、實費辨償金	二〇〇・〇〇〇
(一) 選舉事務長	なし
(二) 選舉委員	二〇〇・〇〇〇
(三) 選舉事務員	なし
(四) 備人	なし
△	
一、議員候補者	田子 一民
一、選舉事務長	齋藤 行三
一、支出總額	六、四五四・三八〇
(一) 選舉事務長の支出したる額	五、一〇五・七三〇
(二) 選舉事務長の承諾を得て支出したる額	一、二七・六〇〇

(三) 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざるもの、支出したる額	一三三・〇五〇
(四) 立候補準備の爲に支出したる額	なし
一、支出明細	四〇六・五五〇
(一) 報 酬	六四・〇〇〇
選舉事務員	三四二・五五〇
備人	八四二・六〇〇
(二) 家屋費	八五・〇〇〇
選舉事務所	七五・六〇〇
集會々場	五八四・七三〇
(三) 通信費	一、八二五・九〇〇
(四) 船車馬賃	一、〇三九・二六〇
(五) 印刷費	三二〇・〇〇〇
(六) 廣告費	六一・三三〇
(七) 筆紙墨費	五九・八〇〇
(八) 休泊費	四七・〇八〇
(九) 飲食物費	三三・四三〇
(十) 雜費	六、四五四・三八〇
計	四〇六・五五〇
一、實費辨償金	なし
(一) 選舉事務長	なし
(二) 選舉委員	六四・〇〇〇
(三) 選舉事務員	三四二・五五〇
(四) 備人	なし

議員候補者	八角 三郎
一、選舉事務長	石川 嘉七
一、支出總額	七、四二・三六五
(一) 選舉事務長の支出したる額	なし
(二) 選舉事務長の承諾を得て支出したる額	六、五七・四三五
(三) 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざるもの、支出したる額	六三三・九三〇
(四) 立候補準備の爲に支出したる額	なし
一、支出明細	一、〇六・〇〇〇
(一) 報 酬	九三・〇〇〇
選舉事務員	九六四・〇〇〇
備人	四八七・二八〇
(二) 家屋費	一六〇・〇〇〇
選舉事務所	三七・二八〇
集會々場	一、三四・三九五
(三) 通信費	一、五二・七七〇
(四) 船車馬賃	八二九・三五〇
(五) 印刷費	一六・八五〇
(六) 廣告費	一〇六・三〇〇
(七) 筆紙墨費	四九・四九〇
(八) 休泊費	九〇・七九〇
(九) 飲食物費	二九七・四九〇
(十) 雜費	七、四一・三六五

一、實費辨償金	一、〇六・〇〇〇
(一) 選舉事務長	なし
(二) 選舉委員	九三・〇〇〇
(三) 選舉事務員	九六四・〇〇〇
(四) 備人	四八七・二八〇
△	
一、議員候補者	似鳥 吉治
一、選舉事務長	川村 八郎
一、支出總額	四〇三・七八〇
(一) 選舉事務長の支出したる額	四〇三・七八〇
(二) 選舉事務長の承諾を得て支出したる額	なし
(三) 議員候補者、選舉事務長、選舉委員又は選舉事務員に非ざるもの、支出したる額	なし
(四) 立候補準備の爲に支出したる額	なし
一、支出明細	一六九・四〇〇
(一) 報 酬	一〇・四〇〇
選舉事務員	一五九・〇〇〇
備人	六〇・五〇〇
(二) 家屋費	二〇・〇〇〇
選舉事務所	四〇・五〇〇
集會々場	八・三五〇
(三) 通信費	五〇・四〇〇
(四) 船車馬賃	七九・〇〇〇

(五) 印刷費	三三・九五〇
(六) 廣告費	なし
(七) 筆紙墨費	一四・七八〇
(八) 休泊費	一八・〇〇〇
(九) 飲食物費	三六・〇〇〇
(十) 雜費	一六・四〇〇
計	四〇三・七八〇
一、實費辨償金	一〇・九〇〇
(一) 選舉事務長	なし
(二) 選舉委員	五九・〇〇〇
(三) 選舉事務員	五〇・〇〇〇
(四) 備人	なし
△	
一、議員候補者	小田島 禎治郎
一、選舉事務長	選舉事務長を委任せざるに付
一、支出總額	小田島 禎治郎 支出なし
(一) 議員候補者	志賀 和多利
一、選舉事務長	細目 鉞太郎
一、支出總額	三、一六八・八七〇
(一) 選舉事務長の支出したる額	一、八四〇・九〇〇
(二) 選舉事務長の承諾を得て支出したる額	一、二八一・五九〇
(三) 議員候補者、選舉事務長、	

△參事會員 澤藤幸治(政) 立野新精(政) 三浦榮五郎(政) 高橋清(民) 東西兵衛(民) 千葉小平太(政) 細川久(政) 及川正巳(民) 荻田甚助(民) 後藤廣(政) 參事會員補充員 中村四郎(民) 關口松太郎(政) 坂本勝三(民) 中村佐一(政) 佐々木銀左衛門(民) 高橋榮次郎(政) 吉田耕一郎(民) 佐藤勝三郎(政) 上館市太郎(政)

通常縣會と臨時縣會

六年通常縣會

昭和七年度豫算を附議する通常縣會は六年十一月十六日開會した、七年度豫算は歳入出總計四百四十七萬二千四百四十四圓で前年度より十二萬九千六百三十一圓の増額である 久保知事豫算説明 昭和七年度豫算編成に際し最も痛切に感じました事は本縣財政は近年次第に逼迫を加へ來りまして歳入は年々漸減の傾向にあるに反し歳出は年と共に義務費に屬する縣債費、恩給等の漸次増加致します關係上歳出總額は漸増の傾向に在りまして歳入出の按配を得るに著しく困難を感じました事でありませう。

拾六萬餘圓を合し約參拾五萬圓に達するのでありませう而して歳出の状況は縣債費、恩給費、市町村衛生補助等義務費に屬し當然増額せざるべからざるもの約參拾五萬圓に達し右兩者を合しますると約七拾萬圓は歳出若は歳入に於て何等かの手段方法を講ずるにあらざれば歳入出の適合を得るに至らざる状況に立至りましたので昭和七年度豫算の歳出は出來得る限りの整理節約を加へる事と致しました即ち事務費、事業費は大體に於て一割以上の節約を加へ各種獎勵費補助費の如きも特異性を有するものを除き此の際相當減額せざるべからざるに至り尙人件費につきては昨年も相當員數の整理を行ひました本年も亦再び出來得る限りの節約を加へ二十三人員の整理をも致さねばならなくなつた事は洵に遺憾に堪へない所でありませうが縣財政の現況より觀て又已むを得ない次第であります。

斯くの如く歳出に於きましては忍び得る限りの整理節約を加へたのであります。が到底之のみを以てしては歳入出の按配を得るに至らず爰に特別會計の基金拾四萬圓を處分し之を一般歳入に繰入れを爲し更に非常手段として舊債償還の爲に新に貳拾五萬圓を起債に求むる事と致したのであります。從來

舊債償還の爲に新に縣債を起したる事例は本縣には未だ曾て無かつたのであります。が縣債は年々増嵩し昭和七年度に於ては九拾八萬餘圓に達し歳出總豫算の約二割餘を占むる状況にして之が償還は本縣財政の現況より觀て容易に非ず依て償還の繰延を行はんと欲したるも繰延は借入先の關係上其の實行容易ならず爰に舊債償還に充つる爲に新たな縣債を起すことと致した次第であります。

以上の如き方法を講じ本縣未だ曾て觀ざる財政の難局に處することとなし以て收支の適合を得るに努めた次第であります。尙現下經濟界不況天候不順に依る收穫減收等の爲縣民經濟力は著しく阻害せられ其の疲弊甚だしきものあるを想ひ縣財政の困窮時代と雖負擔の軽減を圖る爲少額の減税を行ふことと致しました。

て大體の御説明を致します。

第一教育費に付ましては師範學校は曩に師範學校規程改正せられ二部生は修業年限一ヶ年を延長し二ヶ年となりましたが現在小學校教員需給状況より觀て女子師範は一時二部生の募集を中止致しました更に新に募集する男子師範の二部生に限り縣財政の關係上之を私費生となし從來の給費制度を廢する事と致しました。又中學校、高等女學校に付きましては現在二學級併行以上の學校にして入學志願者の募集定員に達せざる一關中學校外四校は昭和七年度に於て各一學級づゝの生徒募集を見合ふことと致し昭和八年度以降に於ては應募状況を觀て之を考慮致すことと致し尙盛岡花巻の兩高等女學校に於ける補習科も應募者募集定員に達せざるを以て昭和七年度に於ては募集を中止致すことと致したのであります。從て教育費に於ては右に申述べましたる經費を減額計上致した次第であります。

第二勸業費中の主なる點は種畜場事業經營の改善計畫であります。種畜場の改善に付きましては一昨年以來再度に亘り畜産調査會を開き之が改善の意見を求め其の答申をも參酌し縣は將來縣有種牡馬、種牡牛の頭數を増加し種畜場に於て育成の上は畜産組合に貸下計畫を樹立し先づ昭和七年度に於て

は種牡馬内國産十一頭を畜産組合に貸下することと致し種畜場經費中經常費に於ては相當の減額を致し臨時費種馬、種牡牛購入費を増加計上し又瀧澤分場用地は借受け年期満了に伴ひ營林局と敷次交渉を重ねたる結果六ヶ年賦を以て該用地全部拂下げを受ける見込にて瀧澤分場用地購入費を新に計上した次第であります。次に農産加工研究指導費、葉煙草耕作獎勵費、製炭講習費、木炭運搬機關改良獎勵費を少額ではありますけれども新に計上致しましたが之れ等は縣民の福利を増進する上に於て緊要の施設と思ひ計上致した次第であります。

第三は土木費に付て、あります。交通の開發が産業に文化に至大の關係あることは申す迄も御座います。が縣財政上經常部臨時部を通じ一割以上の減額を致すこととなりました事は洵に遺憾の次第であります。が之れが事業施行に付ては深甚なる注意を致し努めて節約を加へ最大の効果を期し交通上遺憾なきを期したい考であります。又市町村土木費補助に付ても貳萬參千餘圓を減額して居ります。が之れは豫算の組替へを爲し補助計畫せる路線中林道として農林省より國庫補助を受ける條件を有するものをば別途に勸業費中に七千餘圓を計上し然らざるものを市町村土木費補助として壹萬七千餘圓を

計上致したのであります。

第四歳入に付ては歳入中稅收入であります。が負擔の軽減を圖る爲は是に行はれませんでした。地租法其の他の稅制改正の結果と經濟界不況に依る自然減少を見込み前年度豫算より約拾參萬圓の減收を生ずるのであります。尙過ぐる臨時縣會に於て御決議になりました條例改正に伴ひ之を見當てにして社會政策的見地より雜種稅中車稅に於て各車一臺に付貳拾錢乃至五拾錢の軽減を行ひ遊藝稅人稅は之を廢止し壹萬餘圓の減税を行ひ以て縣民負擔の軽減を期することと致しました。次に稅外收入であります。が前に申述べました如く特別會計小學校教員恩給基金拾四萬圓を繰入れたる外舊債償還の爲に新に貳拾五萬圓を縣債に求め尙橋梁架替費の財源と致しましては既定計畫に基き貳拾八萬圓を縣債に計上し收支の適合を圖るに努めた次第であります。

三銀行合同決議

縣下金融難局の打開並に土木事業實現に關する縣會小委員會は十二月五日縣公會堂で開催、佐々木議長外各郡市代表の議員十三名、縣側より中村内務部長、王野庶務課長出席のもとに △九十、岩手、盛岡の三銀行合併促進に關

同廿一年度 九〇六、五二一
 同廿二年度 九〇六、〇五三
 同廿三年度 九〇六、四四四
 同廿四年度 九〇六、五五五
 同廿五年度 九〇六、四二〇

第二次臨時縣會

新銀行設立に伴ふ起債その他重要案件附議の臨時縣會は七年三月二十五日招集、午後三時五十分から本會議を開會、議事に先立つて佐々木議長起立して

同僚村井源之助君は昨朝急逝致しました眞に哀惜の至りに堪へません縣會の名を以て弔意を表したい

と語り満場一致左記弔詞を可決
 岩手縣會は議員村井源之助君の長逝を哀悼し恭しく弔詞を呈す

議案第一號 起債及償還方法變更の件
 同第二號 昭和七年度産業資金歳入歳出豫算

同第三號 縣産業資金管理規則變更の件
 以上三案を上提す

石黒知事の説明に移る

新銀行設立理由知事の説明要旨

△提案に付き説明致します昨冬十二月臨時縣會に於て各位が議決相成たる起債金壹千萬圓は幾多の折衝の結果本年一月下旬差當り金五百萬圓の起債を認められまし

刷物により御承知が願ひたいのであります
 するがそのうち主なる點につき申し上げます
 すれば先づ案の全體を通しまして觀取する事の出來ますのは銀行が基礎確實にして經營の最善なるべきことを期し所謂「手堅く」第一歩を踏み出さんとする點にあるのであります、以下説明の間に於て御承知が願ひたいのであります

次に銀行の資本金は銀行經營上の經驗に照し縣現下の實情に適應し得る程度に止むることとして金貳百萬圓以上金貳百五十萬圓とし且つ一株金五拾圓全額拂込みとして安全確實を期したのであります
 縣はその内金百五十萬圓を引受け殘餘は既設銀行側に引受けしむる事にいたして居るのであります、資本金を確定的に申上げませぬのは目下既設銀行の内交渉進捗中に屬するものがあるからであります
 尙重役たるものは法定の持株を必要とするのでこの持株は自然縣の引受け株式の内より分つことに致して居りますから御了承を願ひたいのであります

次に縣が過半数の株式を引受くること、致しましたる理由は銀行の信用を確保し銀行をして健全なる發達を遂げしめんが爲であります、これを以て銀行の基礎確實となりましたる際は逐次既設銀行側

たことは既に御承知の通りであります。私はかつて本起債は縣内銀行の合同と不可分の關係にありと言明しました如く本起債の許可申請を爲すと同時に爾來銀行合同に就きてはその實現に力を致し各位御議決の主旨に副はんことを努めた次第であります

銀行の問題はその性質重大にして且つ特異のものであります故にこれが處置は慎重を旨とし公正且つ周密を期せなければなりません、依つて私はこれが處置に關する限り大藏當局に一任することが適正なりと信じ親しく依頼する處があつたのであります、然るに今般大藏當局は慎重攻究の結果内務當局と完全なる合意の下に別紙の如き本縣金融の更生策を提示せられたるは洵に感謝に堪へざる次第であります

△案の要旨は縣下の現状に察し一は縣を中心とする有力にして信用ある地方銀行を創設し依つて殆んど休止の状況にある金融の途を開き以て公私經濟の復活、産業の興隆を圖らむとするにあるのであります

二は縣内既設銀行をして右の新設銀行の株式を引受けしめまた新設銀行をして既設銀行の整理に援助せしめまして最も合理的に且つ實際的に合同の實を擧ぐるに

其の他に分散いたしたきものと考へるの
 であります、尙縣が株を持つことにつき
 ては別に事新しく申上ぐる必要はないと
 も存じまするが念の爲申上げますれば法
 は縣が株を所有する事につき何等禁止し
 ては居りません實際としても事例のある
 ことでもあります

また本縣の實情はこの形式内容によるの外途なき次第でありまして時局救済上絶對のものに信ずるのでありますまた經營の見込あることに照し見るときはまことに適切なことと存するのであります、また縣が過半数の株を所有することは銀行業務上に一種の情弊を生ずるの虞ありとなすものもありませんが普通一般人のみにより構成せらるゝ銀行こそこの弊の生じ易きことは何人も承知の事と信ずるのであります、然るに縣が介入する限り縣及び縣會、縣民の監視が加はる次第であります、銀行の公器たる能力を保證する上に於て甚だ有力であると信ずるのであります、況んや此の銀行の創立につきては大藏當局が生みの親となりその公正なる見地に於て重役等の嚴選をも爲し且つ本銀行を以て金融界建直しの一つの典型たらしめんとせられたることに顧みれば今後とも大藏當局は後見の立場にありて此銀

努むると共に既設銀行の預金者及債務者並に株主の爲にもその利益を擁護し無理のことなき様深く考慮せられたるものであります、案ずるに縣下金融の復活につきては既設銀行獨自の力を以てしては不可能であり、また今日の處國家が一切を引受け救済を爲し更正の途を講ぜらるゝことも望み難きことであり、これ以て既設銀行の合同を策し縣の力によつてこの難局を打開するの外萬策盡きたる次第であります

銀行の合同と申すことは決して單純なるものではありませんが銀行の合同の先例は多々ありますその結果失敗に歸したるものも尠くないのであります、その主なる原因は所謂單純合同にあるのであります、而して既設銀行の實情を詳察致しまするに單純合同の見込なきことは勿論でありますのみならず假に單純合同により新設せられたる銀行に縣が相當の金額を預入又は貸付致しますとすれば亦到底見込が立たないのであります、依つて大藏當局は深く此の危険を避け今回提示せられたるが如き形式内容を有する整理合同の案を樹てられた次第であります

新銀行案の大綱は御手許に差上げたる印

行の正しき發展に力を添へらるゝことも豫期し得るのであります私は何等の懸念をも有せないのであります

次に支店出張所等の配置につきても新銀行經營及び地方の實情に照し施措宜しきを制せんことを期し又重役の選任につきても特に人格力量の備はれる人物を得んことにとつとめ嚴選中に屬するのであります

其他新銀行の設立に關しては最も迅速措置する必要があるもので着々進捗を期しつゝある次第であります、尙既設銀行側に於てもこれに對應して措置を講ぜらるべきものと信じて居るのであります
 銀行創立の上は新銀行は既設銀行の優良債權を逐次肩替り致しまして預金者の支拂に充當せしめ債務者に對しては早急の取立を避けしめ債權の價値の昂騰を待て處置し株主等の利益をも擁護し平穩且つ有利に處理せんことを期して居るのであります、尙新設せらるべき銀行に對しては縣は大體の處金百五十萬圓の株式を所有する外當該銀行の融通資金として金參百五十萬圓をも貸付け計畫であります而して右は過般政府より許可せられたる金五百萬圓の縣債を以て充當致し度いのであります

而して縣債五百萬圓の借入につきは金參百萬圓は逓信省簡易保險局と金貳百萬圓は保險協會とに交済濟であります、唯だ簡易保險の分は縣の發行する縣債額面額以下にて引受けらるゝ模様でありますから其の點豫め御了知置きが願ひたいのであります。

財界安定案可決

臨時縣會は議案思考の爲め一日休會、廿六日午後議員懇談會を開催、盛岡、岩手兩銀行代表から新銀行設立後の兩銀整理案の大綱を聴取し席上兩銀行代表は誠意を以つてその衝に當るべく決心を披瀝し、懇談會出席議員も金融梗塞の今日徒に整理案に因はれて新金融機關の新設を阻害する事あつては遺憾至極の事であり、又兩銀行代表の態度も略々了知し得たので、廿七日本會議を開き本縣財界安定と更新を期し、縣民の不安と動搖を一掃すべく、縣の提案を可決した

が政民兩派では左の希望條件を提示した。

希望條件

一、既設銀行の整理に關しては縣當局は周到なる注意を拂ひ特に公共團體産業組合公益團體の預金に就いては縣として相當の考慮をせられたし

二、既設銀行をして豫期の整理を貫徹せしむると同時に縣下金融の普遍的圓滑を期するため新銀行支店を少くも縣内四十ヶ所以上の設置實現に縣當局は考慮を拂はれたし

三、新銀行は殆んど縣民創立と云ふも不可なき設置なれば重役の外縣下各地より相當数の評議員又は相談役を設くる事に考慮を拂はれたし

新政黨案

新銀行

一、支店出張所は地方の事情を考慮し成るべく多く設置する事

一、重役は地方の實狀を顧み適切なる營業方針を取る事

一、少額預金の拂戻しは特に考慮を拂はしむる事

一、市町村及び各種産業團體の預金に對しては特に考慮を拂はしむる事

專決處分決定

臨時縣會に於て左の案を可決した。

産業資金借入に關し專決處分の件
昭和七年度産業資金借入に關し左の事項を知事に於て專決處分するものとす
昭和七年度産業資金に關し既定の目的に反せざる起債及償還方法變更に關するこ

修正案

議案第三號 縣産業資金管理規則第四條中「知事之を定む」は「縣會又は縣參事會の議決を経て之を定む」と修正した。

可決議案

起債及償還方法變更の件

昭和六年十二月二十四日議案第一號議決産業資金起債及償還方法中昭和七年二月一日内務大藏兩大臣の許可を得たる金五百萬圓の起債及償還方法を左の通變更するものとす

昭和七年三月二十五日提出

岩手縣知事 石 黒 英 彦

起債及償還方法

第一條 縣下産業の振興及金融機關整備の爲設立する新設銀行の株式引受の爲金百五拾萬圓と同銀行をして縣下の農商工業者に資金を貸付けしむる爲金參百萬五拾萬圓を昭和七年度に於て起債するものとす

第二條 縣債は逓信省(簡易保險積立金)

其の他の引受に依り借入れ縣債證券を發行するものとす

金融關係に依り縣債證券發行の方法に依り借入ること能はざるときは普通貸借の方法に依り借入ることを得

縣債の引受を受ける場合縣債證券の額面以下にて引受けしむることを得但し手取額は額面壹百圓に付金九拾四圓を下ることを得ず

縣債證券の様式其の他證券發行に必要な

第三條 縣債の利率は壹ヶ年六分五厘以内

とし毎年度九月三月に於て前六ヶ月分を(昭和七年度に限り三月に於て前一箇年分を)支拂ふものとす但し發行の月に於ては證券發行の日より償還の月に於ては仕拂の日迄日割を以て利子を支拂ふものとす

第四條 縣債の元金は金參百萬圓に付ては自昭和七年度至昭和九年度三箇年間据置、自昭和十年度至昭和二十四年度十五

箇年間に於て金貳百萬圓に付ては自昭和七年度至昭和十一年度五箇年間据置、自昭和十二年度至昭和十八年度七箇年間に於て別紙償還年次表に依り之を償還す但し財政の都合に依り全部又は幾部を繰上げ償還し若は低利借替を爲すことを得

第五條 縣債の元利償還金は貸付金收入、株式配當金、株式處分金及縣一般歳入を以て之を支拂ふ

償還年次表 (其の一) 參百萬圓

Table with columns for year (昭七, 昭八, 昭九, 昭十, 昭十一, 昭十二, 昭十三), interest rate (六分五厘), and principal repayment amounts. Includes a '据置' (reserve) section for the first few years.

同 廿三年度 九月	五四、〇〇〇	一三九、〇〇〇	一八、九八〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	同 十一年度 九月	二、〇〇〇、〇〇〇	二、一五、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
同 廿四年度 三月	四四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四、四六二、五〇〇	一、五〇、〇〇〇	同 十二年度 三月	一、八八五、〇〇〇	二、一九、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
計	三〇、〇〇〇	一四八、〇〇〇	九、七八二、五〇〇	一、五〇、〇〇〇	同 十三年度 九月	一、七六六、〇〇〇	二、三三、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
	一五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	四、九七二、五〇〇	一、五〇、〇〇〇	同 十四年度 三月	一、六四三、〇〇〇	二、二七、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
	—	—	三、〇〇〇、〇〇〇	—	同 十五年度 九月	一、二五〇、〇〇〇	一、二五、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
	—	—	二、三五七、五〇〇	—	同 十六年度 三月	一、四九〇、〇〇〇	一、四九、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
	—	—	五、三五七、五〇〇	—	同 十七年度 九月	一、一八〇、〇〇〇	一、一八、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
	—	—	—	—	同 十八年度 三月	一、七四〇、〇〇〇	一、七四、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇
	—	—	—	—	計	—	—	—

償還年次表 (其の二) 貳百萬圓

年次現債高元金償還(六分五厘)計

昭和七年度 九月	六五、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	同	同	同	同	同	同
同 八年度 三月	六五、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	同	同	同	同	同	同
同 九年度 九月	六五、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	同	同	同	同	同	同
同 十年度 三月	六五、〇〇〇、〇〇〇	六五、〇〇〇、〇〇〇	同	同	同	同	同	同
計	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和七年度岩手縣產業資金

第一項 縣債	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
第二項 資金收入	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇
第一項 株式收入	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
第二項 貸付金收入	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
歳入合計	五、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇
歳出	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和七年三月二十五日提出
 岩手縣知事 石黒英彦
 第一項 産業資金 五、三五、〇〇〇
 第二項 株式引受金 一、五〇、〇〇〇
 第三項 貸付金 三、三〇、〇〇〇
 第三項 縣債費 三、三五、〇〇〇
 歳出合計 五、三五、〇〇〇
 昭和七年三月二十五日提出
 岩手縣知事 石黒英彦

岩手縣產業資金管理規則變更の件
 昭和六年十二月二十四日議案第三號を以て
 議決したる岩手縣產業資金管理規則左の通
 變更するものとす

昭和七年三月二十五日提出
 岩手縣知事 石黒英彦
 第一條 本縣產業を振興し併せて縣下金融機關を整備する目的を以て岩手縣產業資金を設け特別會計として之を管理す
 第二條 本資金は其の一部を以て本縣產業の振興及金融機關整備の爲設立する新設銀行の株式引受を爲し他は同銀行をして縣下農工商業者に資金を貸付けしむる爲同行に貸付くるものとす
 第三條 本資金管理に要する費用は本資金

の收入を以て之に充つ但し一般會計より補充することを得
 第四條 本資金の貸付に關する規程及手續は知事之を定む
 附則
 本則は公布の日より之を施行す

時局匡救臨時縣會

時局匡救農山漁村對策の臨時縣會は七年八月二十七日開會、左の豫算案を附議知事の說明があつて一日間休會廿九日本會議再開原案を可決した。
 昭和七年度岩手縣歳入歳出追加豫算

歳入臨時部	二、三七〇、一九〇
▽第二款國庫補助金	二、三七〇、一九〇
▽第三款國庫補助金	一一、九一四
▽第四款市町村組合其他貸付金收入	七、九二四
▽第五款寄附金	六三、四七三
▽第七款縣債	八五一、〇〇〇
合計	三、三〇四、五〇一
歳出臨時部	一二、〇三五
▽第十三款縣債費	一二、〇三五
▽第十九款雜出	七、九二四
▽第廿一款市町村組合其他貸付金	五、六六〇
▽第廿二款時局匡救土木事業費	七〇五、一〇〇
▽第廿三款時局匡救町村土木事業助成費	九四三、四六五
▽第廿四款時局匡救繼續費本年度支出額	—

行 政—中央行政官廳

行

政

▽第廿五款時局匡救勸業費 四三六、七八一
 合計 三、三〇四、五〇一
 百岡書記長勇退 明治四十年來縣會に奉仕してゐた書記長百岡胤二氏等は病氣の爲め勇退し、六年の通常縣會から姿を見せなかつた。
 菊池松雄氏逝去 上閉伊郡選出縣議菊池松雄氏は縣會で出盛中、六年十一月二十六日夜旅館で突如腦溢血を起し急死した、享年五十九歳。
 上閉伊縣議補選 上閉伊郡縣議補選は十

二月二十日開票の結果、左の如く政友派の大勝に歸した。
 當選 七、七一票 澤田權左衛門(政)
 次點 三、五九票 田村英一(民)
 村井源之助氏急死 盛岡市着町縣會議員村井源之助氏は七年三月廿四日午前三時、突如腦溢血を起し、午前八時八分つひに死去した。享年五十五歳、當選二回。
 盛岡市縣議補選 盛岡市の縣會議員補缺選舉は六月三日施行、四日開票の結果
 當選 三、〇七二 平井三郎(政新)
 次點 三、〇三七 一條直藏(政新)

中央行政官廳

内閣 内閣は國務大臣を以て組織され總理大臣これに首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す
 内閣所屬部 内閣には官房及び恩給、統計、印刷、法制、資源の五局を置き内閣書記官長及各局長を置く
 賞勳局 は内閣に隸屬し勳位勳章及年金其他賞件に關する事務を掌る
 各省通則 大臣 各省大臣は主管の事務

につき其の責に任ずると同時に國務大臣として天皇輔弼の責に任ず
 政務次官 各省一人、大臣を佐け政務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理す
 事務次官 各省一人、大臣の命を承け帝國議會との交渉事項其の他の政務に參與す
 局長 は大臣の命を承け其の主務を掌理し局中各課の事務を指揮監督す
 各省組織 外務省(趙町區設ケ關) 亞細亞、歐米、通商、條約の四局に分る 外に情報部の設けあり

内務省 (麴町區大手町一丁目) 神社、地方、警保、土木、衛生の五局に分たる、省外局社會局は内務大臣の管理に屬す

大藏省 (麴町區大手町一丁目) 主計、主税、理財、銀行の四局に分たれ外に預金部を置く、造幣、專賣局は大藏大臣の管轄に屬す

陸軍省 (麴町區永田町一丁目) 人事、軍務、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分たる

海軍省 (麴町區霞ヶ關二丁目) 軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分たる

司法部 (麴町區日比谷町) 民事、刑事、行刑の三局に分たる

文部省 (麴町區元衛町) 専門學務、普通學務、社會教育、實業學務、圖書、宗教の六局に分たれ、外に學生部を置く

農林省 (麴町區大手町二丁目) 農務、山林、水産、畜産、蠶糸局の五局に分たる

商工省 (京橋區木挽町十丁目) 商務、工務、鑛山、貿易の四局、外に保險部を置く。特許局は商工大臣の管理に屬す。別に臨時産業合理局が設置されて

拓務省 (麴町區櫻田門前) 朝鮮部、拓殖局、殖産局、管理局の一部三局に分たる

遞信省 (麴町區大手町二丁目) 郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局及び貯金局、簡易保險局に分たる

鐵道省 (麴町區永樂町) 監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理、國際觀光局の八局に分たる

國務大臣

内閣總理大臣 子爵齋藤 外務大臣 伯爵内田 陸軍大臣 男爵高橋 大藏大臣 男爵山本 内務大臣 伯爵大藏 司法大臣 伯爵小島 海軍大臣 伯爵岡田 農商務大臣 伯爵谷本 文部大臣 伯爵森田 遞信大臣 伯爵西郷 農工商大臣 伯爵中島 農林大臣 伯爵後藤 鐵道大臣 伯爵永井 拓務大臣 伯爵柴田

警視總監 藤沼庄平 警保局長 松本學

各省政務官 政務次官(一等) 參典官(二等) 外務 瀧正雄 澤本與一 内務 齋藤隆夫 勝田永吉 大藏 堀切善兵衛 上塚司 陸軍 石井三郎 子土岐章 海軍 伯田正恒 川島正次郎 文部 東郷實 岩本武助 司法 八重武治 石坂豐一 農林 伯有馬頼寧 松村謙三 商工 岩切重雄 松村光三 遞信 牧野良三 子立花種忠 鐵道 名川侃市 板谷順助 拓務 堤康次郎 木村小左衛門

各省事務次官 外務 有田八郎 内務 潮惠之助 大藏 黑田英雄 陸軍 小磯國昭 海軍 藤田尙德 司法 皆川治廣 文部 栗屋謙 農林 石黒忠篤 商工 吉野信次 遞信 大橋八郎 鐵道 久保田敬一 拓務 河田烈

殖民地長官 朝鮮總督 同 政務總監 今井田清 臺灣總督 中川健藏

同 總務長官 平塚廣義

關東廳特命大使 武藤信義

樺太長官 今村武志

南洋廳長官 松田正之

南滿洲鐵道株式會社 總裁 伯林 博太郎

内務關係官 内務本省 神社局長石田馨、地方局長安井英二、警保局長松本學、土木局長唐澤俊樹、衛生局長大島辰次郎

警視廳 總監藤沼庄平、官房主事村池信夫、特高部長安倍源基、警務部長三島誠也、刑事部長橋本清吉、保安部長林信夫、衛生部長上田誠一、消防部長早川元

社會局 長官丹羽七郎、勞動部長赤松小寅、保險部長川西實三、社會部長富田愛次郎

歷代内閣一覽

伊藤内閣(第一次)

◎明治六・三・三成立 存續二年四ヶ月 内閣總理大臣 伯伊藤博文 外務大臣 伯井上馨 内務大臣 伯伊藤博文 大藏大臣 伯山縣有朋 陸軍大臣 伯大石正義 司法大臣 伯大石正義 農商務大臣 伯大石正義 遞信大臣 伯大石正義 海軍大臣 伯大石正義 文部大臣 伯大石正義

◎明治三・四・三成立 存續一年七ヶ月 内閣總理大臣 伯黑田清隆 外務大臣 伯山縣有朋 内務大臣 伯山縣有朋 大藏大臣 伯山縣有朋 陸軍大臣 伯山縣有朋 海軍大臣 伯山縣有朋 司法大臣 伯山縣有朋 農商務大臣 伯山縣有朋 遞信大臣 伯山縣有朋 文部大臣 伯山縣有朋

◎明治三・三・三成立 存續一年四ヶ月 内閣總理大臣 伯山縣有朋 外務大臣 伯山縣有朋 内務大臣 伯山縣有朋 大藏大臣 伯山縣有朋 陸軍大臣 伯山縣有朋 海軍大臣 伯山縣有朋 司法大臣 伯山縣有朋 農商務大臣 伯山縣有朋 遞信大臣 伯山縣有朋 文部大臣 伯山縣有朋

◎明治三・三・三成立 存續一年三ヶ月 内閣總理大臣 伯山縣有朋 外務大臣 伯山縣有朋 内務大臣 伯山縣有朋 大藏大臣 伯山縣有朋 陸軍大臣 伯山縣有朋 海軍大臣 伯山縣有朋 司法大臣 伯山縣有朋 農商務大臣 伯山縣有朋 遞信大臣 伯山縣有朋 文部大臣 伯山縣有朋

◎明治三・三・三成立 存續一年三ヶ月 内閣總理大臣 伯山縣有朋 外務大臣 伯山縣有朋 内務大臣 伯山縣有朋 大藏大臣 伯山縣有朋 陸軍大臣 伯山縣有朋 海軍大臣 伯山縣有朋 司法大臣 伯山縣有朋 農商務大臣 伯山縣有朋 遞信大臣 伯山縣有朋 文部大臣 伯山縣有朋

明治四三	松田正久	陸軍大臣	齋藤實	海軍大臣	松田正久	司法大臣	松田正久	文部大臣	千家尊福	農商務大臣	西園寺公望	遞信大臣	山縣伊三郎	明治四二(兼)	原正養	桂內閣(第二次)	子堀田正養	明治四一	寺內正毅	內務大臣	寺內正毅	陸軍大臣	寺內正毅	海軍大臣	寺內正毅	司法大臣	寺內正毅	文部大臣	寺內正毅	農商務大臣	寺內正毅	遞信大臣	寺內正毅	明治四〇	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三九	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三八	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三七	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三六	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三五	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三四	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三三	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三二	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三一	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三〇	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二九	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二八	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二七	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二六	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二五	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二四	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二三	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二二	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二一	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二〇	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一九	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一八	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一七	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一六	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一五	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一四	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一三	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一二	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一一	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一〇	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治九	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治八	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治七	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治六	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治五	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治四	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治三	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治二	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅	明治一	寺內正毅	內閣總理大臣	寺內正毅
------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	-------	---------	-----	----------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	------	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------	-----	------	--------	------

大正五三	大島健一	海軍大臣	加藤友三郎	司法大臣	尾崎行雄	文部大臣	高木喜德郎	農商務大臣	高木喜德郎	遞信大臣	箕浦勝人	寺內內閣	寺內正毅	大正四八	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四七	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四六	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四五	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四四	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四三	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四二	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四一	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四〇	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三九	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三八	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三七	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三六	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三五	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三四	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三三	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三二	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三一	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三〇	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二九	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二八	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二七	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二六	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二五	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二四	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二三	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二二	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二一	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二〇	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一九	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一八	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一七	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一六	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一五	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一四	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一三	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一二	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一一	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一〇	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正九	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正八	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正七	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正六	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正五	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正四	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正三	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正二	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅	大正一	寺內正毅	寺內內閣	寺內正毅
------	------	------	-------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------

行政——歷代知事と部長——市町村自治

Table listing historical mayors and department heads for various municipalities and the city of Sengoku. Columns include names, dates, and terms. Departments listed include Internal Affairs, Police, and Education.

市町村自治

本縣の市町村自治體は現在一市二十九町二百八ヶ村となつてゐるがこの内明治二十二年四月一日市町村制實施と共に盛岡市外二十ヶ町がこれを實施した

備考 昭和三年四月一日岩手郡米内村を盛岡市に合併す

Table listing municipalities and their merger dates into Sengoku City. Includes entries for Iwate Prefecture, Sengoku City, and various towns like Sengoku and Sengoku-cho.

備考 大正十三年四月一日銀ヶ崎町を合併す

Table listing municipalities and their merger dates into Sengoku City. Includes entries for Sengoku City, Sengoku-cho, and various towns like Sengoku and Sengoku-cho.

盛岡市の近勢

盛岡市は明治維新前は南部氏、二十萬石の城下にして盛岡城跡は若手公園として現存してゐる、今縣廳所在地として本縣の中心を爲し、官公衙、學校、會社、銀行、神社、佛閣、名所舊蹟等數ふべきもの尠くない。

學校

市内各小學校 盛岡高等小學校、仁王尋常高等小學校、城南尋常小學校、櫻城尋常小學校、厨川尋常高等小學校、仙北尋常小學校、杜陵尋常小學校、山岸尋常小學校、大慈寺尋常小學校、米内尋常高等小學校、同庄ヶ畑分教場、市立以外諸學校

海軍省	二、三六	四、八二
司法部	二、九八	一、六八
文部省	四、九三	八、三三
農林省	九、六六	四、六一
商工省	三、三三	七、九〇
逓信省	一、三三	三、〇九
拓務省	一、〇〇	四、四〇
計	四、六〇	二五、四〇

昭和七年度の新規公債發行總額は一般、特別會計を通じ五億二千九百五十五萬一千圓で公債發行計畫の内容は左の通りである

(單位千圓)

一般會計	一六〇、五五
赤字公債	二九、〇〇
滿洲事變公債	四、七〇
各種事業公債	三、七〇
(内) 譯	
道路公債	三〇、四五
農災事業公債	七、五〇
電話事業公債	一四、七〇
電信事業公債	九、五〇
計	四三、七三
特別會計	
事業公債	一九、二〇
滿洲事變公債	三、〇〇
計	二二、二〇

關東廳	六〇〇	三、〇四
樺太廳	一、〇〇〇	—
鐵道特別會計	四、〇〇〇	—
計	七、〇〇〇	—
特別會計合計	三、三三九	—
一般會計特別會計合計	六、一七九	—
計	五九、五五二	—

昭和七年度歳入歳出總豫算は衆議院解散のため不成立となりましたので、憲法の條章に本づき前年度豫算を施行せらるることとなりましたが前内閣はこの施行豫算の範圍

昭和七年度歳入歳出總豫算は衆議院解散のため不成立となりましたので、憲法の條章に本づき前年度豫算を施行せらるることとなりましたが前内閣はこの施行豫算の範圍

高橋藏相財政演説

昭和七年度歳入歳出總豫算は衆議院解散のため不成立となりましたので、憲法の條章に本づき前年度豫算を施行せらるることとなりましたが前内閣はこの施行豫算の範圍

十餘萬圓、歳出一千八百七十餘萬圓、歳入歳出差引一千四百九十餘萬圓の歳入不足であります、右三者を通計しました昭和七年度實行豫算の總額は歳入歳出共に十七億八千四十餘萬圓となり、昭和七年度實行豫算歳入については、不成立豫算編成後財界の事情の變化に伴ひ、歳入豫算全部にわたつて新に見積り建直したほか、別途提案の關稅改正による増收などもあり、結局歳入實行豫算は不成立豫算に比し、經常部において四千三百五十餘萬圓を増加してゐる、また歳入の臨時部においては、公共團體工事費の納付金および分擔金の増加、ならびに公債金の増加、その他の増減があり、結局不成立豫算に比して三億三千九百七十餘萬圓の増加となります。

餘萬圓の實行豫算を計上したる外、外務省所管において五百五十餘萬圓、陸軍省所管において一億一千七百七十餘萬圓、海軍省所管において三千九百七十餘萬圓、大藏省所管において豫備費として二千萬圓、合計一億八千二百九十餘萬圓を一般會計の追加豫算に計上し、またなほ特別會計の分として朝鮮總督府において三十餘萬圓、關東廳において二百六十餘萬圓計二百九十餘萬圓を特別會計の追加豫算に計上しました、以上一般會計特別會計を合計して六月以降滿洲事件費の總額は一億九千二百五十餘萬圓であります、その財源支辨のため滿洲事件公債發行の限度を増額するの法律案を別途提案いたしました。

内において實行豫算を編成し、不成立豫算に計上したる事項ならびに緊急を要する事項にして施行豫算の範圍内において實行し得べきものはなるべくこれを實行豫算に計上することゝいたしました、右の方針により作成いたしました昭和七年度の實行豫算 總額は歳入十三億七千四百七十餘萬圓、歳出十四億六千五百五十餘萬圓、歳入歳出差引八千五百八十餘萬圓の歳入不足となつてをります、この不足額は次に述べる追加豫算の歳入をもつて補填し施行豫算の範圍内において實行することの出来ない事項は昭和七年度追加豫算として議會に提出することゝし、その準備をいたしてをったのであります、しかるに今回内閣の更迭を見、現内閣においても前内閣が作成した追加豫算の計畫をもつていづれも緊急おきかたきものと認め、これを本會議に提出することゝいたしました、昭和七年度歳入歳出總豫算追加として計上した金額は歳入四億八百八十餘萬圓、歳出三億百餘萬圓、歳入歳出差引一億七十餘萬圓の歳入過剩になつてをります、この過剩額は前述の實行豫算に於ける歳入不足額ならびにつきに述べる實行豫算追加の歳入不足を補填するものである、この追加豫算と共に實行豫算の増加を必要とするものがあり、その金額は歳入三百七十餘萬圓、歳出六百五十餘萬圓、一般會計合計四億五千三百三十餘萬圓、特別會計において朝鮮、臺灣、關東州および樺太の事業公債二千三百八十餘萬圓、帝國鐵道公債四千九百萬圓、事業公債合計七千二百八十餘萬圓、朝鮮總督府および關東廳の分として滿洲事件公債三百三十餘萬圓、特別會計合計七千六百十餘萬圓、以上一般會計および特別會計を通じて公債の發行總額は五億二千九百五十餘萬圓であります、右公債發行方は日本銀行並に預金部その他政府部内の資金をもつてこれを引受けしめ、一般市場における公募はこれを避くる方針であります、次にわが國

完備を期することいたしました、發券制度改革と投機思惑の資金に流用せらるゝを力めて抑制しなければなりません、しかし近時對外

爲替相場 の下落および海外證券の値下りなどの事實から、民衆の投機心を唆り、少額ながら資金の海外流出を見つつあるのは最も遺憾とするところである、今後の推移に應じ資本の逃避に對して適切なる取締を行ふの必要があると思ふ、近年地方金融界がとなく苦境にあるのはもちろん一般不況の影響によることでもあるが、その主たる原因は地方銀行が不動産を抵當として貸付けたる資金が固定したることにあるといはなければならぬ、ゆゑに政府は差當り預金部資金二億圓を日本勸業銀行その他の不動産銀行に融通し、これらの銀行をして地方銀行に對して出來得る限り寛大なる條件をもつて、この不動産抵當債權の肩代り、またはこれを質とする貸付をなさしむるの計畫をたて、すでに實行上必要な手續きをとつてゐる次第であります。

世界經濟 の大勢を見まするに不況の深刻なるに從ひ各國いづれもまづ内を整へることを根本とし、輸入を防遏して國內産業の發達をはからんとする傾向が顯著であり各國舉つて外國物資に對し高率の關稅を賦

課するのみならず、國によつては更に進んで貿易の管理または特定商品の輸入禁止を行ふ者さへもあります、各國の情勢がかくの如くであるのみならず、我國の現状よりするもこの際出來得る限り輸入を防遏するとともに國內産業を保護助長することはもと必要でありますから政府は緊急の必要ありと認むる輸入品につき

關稅率の 引上げを行ふこととし、なほ爲替相場 の下落に伴ひ、從價稅率は從價稅率との關係上適當な考慮を拂ふの必要を生ずるにいたりました。よつて當分のうち從價稅率を一定割合だけ増率することとし、それぞれこれに關する法律案を今期議會に提出すること、いたしました、今日の不況は世界各國共通の現象で、わが國ひとりこれが例外を望むことを得ないことは勿論であります、歐洲諸國はいづれも大戰後對外債務の激増に苦しんでをります、特にドイツなどにおいては多額の賠償債務の重壓の下にあつて國民努力の結晶の大部分は賠償債權國に引渡さねばならぬといふ悲境にあります、また英、米、佛の如き債權國も債務國が支拂不能に陥るが如き場合において直ちに自國の財政および經濟に苦痛を感ぜねばならぬ立場にあるのであります、しかるに

わが國は 大戰に本づく對外債務を存しないのみならず、賠償債權も極めて少額に止まつてゐることはむしろ好都合な次第であり、この點を考慮するならば同じ不況に當面してゐると申しましたもわが國のこれに對する反撥力は各國に比しかへつて優れるところがあると申しても差支へありません、わが國民は過去においてしばしば幾多の難關を突破して來た誇るべき經驗を有するのでありますから、現下の經濟界の非常時に際しましては朝野一致の努力をもつて必ずやこれを屈服し得ること、確信してゐる次第であります。

第六十三臨時議會

非常臨時對策樹立のための第六十三臨時議會は七年八月二十二日召集、二十三日開院式舉行、時局匡救豫算一億四千六百七十二萬七千圓を七年度追加豫算案として提出したが、一週間の會期を四日延長し、同豫算案の外米穀改正案、不動産融資損失補償案、中央金庫損失補償案、義務教育費増額案等幾多の重要案件を議決し、九月五日閉院式を執行された。

岩手縣財政

昭和七年度本縣豫算

Table with columns for 'Category' (科目), 'This Year Budget' (本年度豫算), 'Previous Year Budget' (前年度豫算), 'Increase/Decrease' (増減), and 'Ratio' (比). It lists various taxes and fees such as land taxes, business taxes, and specific industry taxes like horse and dog taxes.

社會教育費	四、三五一	四、八二四	四、三	七三、七六七	八、八四三	八、〇七五
學事諸費	一六、八三五	一五、七五八	—	九九三	六二二	—
衛生及病院費	三二、八〇七	三四、三三五	—	三〇〇	—	—
病療養費	四、八三三	五、五〇〇	—	六九三	—	—
衛生諸費	八、三〇〇	八、八三七	—	四一八	—	—
勸業費	一八、六七四	一九、八三八	—	五九	—	—
勸業會費	五、四〇八	五、三〇三	—	五	—	—
林業費	二九六	三三三	—	五	—	—
宮古測候所費	三、九九四	五、七七二	—	—	—	—
盛岡測候所費	四、二二七	四、三〇五	—	—	—	—
農事試驗場	一〇、三四〇	一〇、八五五	—	—	—	—
本場試驗場	三〇、二二五	三五、一八四	—	—	—	—
農事試驗場	二、九六一	一四、〇五四	—	—	—	—
農事試驗場	二、二七四	二、七〇〇	—	—	—	—
輕米試驗場	八、四五六	八、九一五	—	—	—	—
蠶業試驗場	一七、二六四	一九、三五七	—	—	—	—
蠶業取締所費	二四、〇五六	二八、〇三四	—	—	—	—
種畜場費	三六、七九	五〇、五二六	—	—	—	—
種畜場費	四、九一三	五、二四九	—	—	—	—
穀物檢查所費	七三、二二八	七九、六五四	—	—	—	—
木炭檢查所費	五、六九七	五、三六三	—	—	—	—
商工館費	三、三三四	三、二八六	—	—	—	—
耕地整理費	三九、七五	四、二三〇	—	—	—	—
水源涵養助成費	一五、一九四	一六、四四五	—	—	—	—
勸業諸費	—	—	—	—	—	—
社會事業費	—	—	—	—	—	—
救護諸費	—	—	—	—	—	—
救育費	—	—	—	—	—	—
史蹟名勝天然紀念物保存費	—	—	—	—	—	—
選舉費	—	—	—	—	—	—
衆議院議員選舉費	—	—	—	—	—	—
縣會議員選舉費	—	—	—	—	—	—
財產費	—	—	—	—	—	—
徵收費	—	—	—	—	—	—
金庫諸費	—	—	—	—	—	—
家屋貸賃價格調查費	—	—	—	—	—	—
調查員選舉費	—	—	—	—	—	—
貸賃價格調查費	—	—	—	—	—	—
諸達書及揭示諸費	—	—	—	—	—	—
縣廳舍修繕費	—	—	—	—	—	—
行政執行費	—	—	—	—	—	—
地方改良費	—	—	—	—	—	—
縣職員給與費	—	—	—	—	—	—
市町村吏員懲戒審查會費	—	—	—	—	—	—
補償鑑定費	—	—	—	—	—	—
收用審查會費	—	—	—	—	—	—
恩給負擔分擔金	—	—	—	—	—	—

公會堂費	一〇、七五一	一〇、八四五	—	—	—	—
都市計畫事業費	五、六六三	五、七四四	—	—	—	—
豫備費	二〇、七〇六	二〇、〇〇〇	—	—	—	—
經常部臨時部	二、五五、三六二	二、六九、〇三二	—	—	—	—
土木費	六五、三三三	七九、九八一	—	—	—	—
橋梁費	七、三三七	一〇、三六六	—	—	—	—
道路改修費	五七、〇〇五	六九、五九五	—	—	—	—
調查費	一、〇〇〇	—	—	—	—	—
教育費	六、五六〇	一九、〇〇〇	—	—	—	—
宮古高等女學校費	一、五〇〇	一、五〇〇	—	—	—	—
高田實科高等女學校費	二、九〇〇	—	—	—	—	—
盛農學校費	五〇〇	—	—	—	—	—
水澤商業學校費	一、六〇〇	—	—	—	—	—
(師範學校費)	—	—	—	—	—	—
(工業學校費)	—	—	—	—	—	—
勸業費	二、五〇二	—	—	—	—	—
種畜場費	一〇、九四三	—	—	—	—	—
種畜場費	一〇〇	—	—	—	—	—
夏川沿岸排水工事助成金	五〇〇	—	—	—	—	—
(農事試驗場)	—	—	—	—	—	—
(輕米農場費)	—	—	—	—	—	—
(盛岡測候所費)	—	—	—	—	—	—
(蠶業試驗場費)	—	—	—	—	—	—
(畜產調查會費)	—	—	—	—	—	—
東北銘産(陳列會費)	—	—	—	—	—	—
(試驗船建造費)	—	—	—	—	—	—
産業統計費	—	—	—	—	—	—
神職會補助費	—	—	—	—	—	—
市町村衛生補助費	—	—	—	—	—	—
教育補助費	—	—	—	—	—	—
青年訓練所費	—	—	—	—	—	—
勸業補助費	—	—	—	—	—	—
町村電話架設補助費	—	—	—	—	—	—
繼續費本年度	—	—	—	—	—	—
土木費本年度	—	—	—	—	—	—
市町村土木補助費	—	—	—	—	—	—
市町村土木補助費	—	—	—	—	—	—
縣行造林費本年度	—	—	—	—	—	—
鹿妻堰耕地整理組合幹線水路工事費補助	—	—	—	—	—	—
特別會計戻入金	—	—	—	—	—	—
特別會計編入金	—	—	—	—	—	—
公園地費編入金	—	—	—	—	—	—
小學校教員恩給金補充費	—	—	—	—	—	—
小學校教員加俸金編入金	—	—	—	—	—	—

財政——岩手縣財政——市町村財政

Table of financial data for Iwate Prefecture municipalities, including categories like '公立學校職員年功加俸' and '青年團體恩賜獎勵資金編入金'.

市町村財政 盛岡市七年度豫算

Table of financial data for Morioka City 7th year budget, including categories like '歳入' (Revenue) and '歳出' (Expenditure).

昭和七年度町村豫算

Table of financial data for various municipalities in the 7th year of the Showa era, including categories like '運用金積戻金' and '特別基本財産収入'.

財政——昭和七年度町村豫算

財政—昭和七年度町村豫算

役場費寄附	五、五二〇	養蠶應急資金	一三、六四一	財產費	二九、九一〇
圖書館費寄附	一七〇	貸付金回収資金	一、五〇〇	諸金取扱費	五〇、〇八八
道路橋梁費寄附	一四、二五〇	小口産業資金	七、九五六	公債費	八七九
傳染病豫防費寄附	七〇〇	納付金合計	七、九五六	公債費	六七〇、七五五
電氣事業費寄附	三三三	神戶市議社	六、五二二	雜支費	一、五三一
巡查駐在所	一五〇	會場費	四、九一〇	豫備費	二〇二、六六三
建築費寄附	三〇〇	役場費	一、二四二	補助費	八九、六六九
電話架設費寄附	六、〇一九	土庫費	三、二一三	寄附費	八四、九五九
土木費寄附	四	道路橋梁費	二、八六五	公助費	九一、八六八
勸業費寄附	五、八	用水路防費	三、一三三	公助費	八四、九五九
統計費寄附	三、九四七	用悪水路費	八、九九五	公助費	九〇、〇六〇
警備費寄附	一、二二二	溜池費	九、九七	公助費	五〇、一九九
費途指定なき寄附	九、六五九	其溜池費	二、二七	公助費	一、一四二
繰入金	一三、六三三	教養費	二、九四、六六一	公助費	六、三〇五
財産賣拂代	四九三、〇五八	衛生費	一、三、五三三	公助費	二、七六〇
前年度繰越金	四九、七七一	勸業費	五、六六九	公助費	二、七六〇
雑収入	七四、四〇三	市場費	二、七三	公助費	一、一四二
町村債	七〇、九五五	電氣事業費	五、三七	公助費	一、一四二
自作農創設維持費	一六、九五九	史蹟名勝天然費	五、五三	公助費	一、一四二
金貸付金回収金	六、四八一	記念物保存費	二、八九、五三三	公助費	一、一四二
公益質屋貸付金	一、九七九	社會事業費	一、四、三三二	公助費	一、一四二
生業資金貸付金	一、九七九	警備費	一、四、三三二	公助費	一、一四二
付金回収金	一、九七九	徵發費	一、四、三三二	公助費	一、一四二
農業倉庫建設資金	一、九七九	基本財産造成費	一、四、三三二	公助費	一、一四二
貸付金回収金	一、九七九	積立金	一、四、三三二	公助費	一、一四二
育英資金貸付金回収金	一、九七九			公助費	一、一四二
失業救済事業資金	一、九七九			公助費	一、一四二
貸付金回収金	一、九七九			公助費	一、一四二

縣、市町村債

農村更正の根本も負債整理にあるといはれてゐるが市町村及縣自身の負債も亦大したものである七年三月末日現在で調査したものであると縣市町村負債總額一千九百七十九萬三千七百七十七圓で前年同期の一千二百二十二萬六千五百二十二圓に比し二萬六千四百二十三圓の減となつて近年の珍現象をなしてゐる市債の減少から斯く減額を示したものは四角千圓に達してゐる、この負債數字からみてを特別な原因による外は一層借金がきかむ一方であることが明瞭となつた、更に産業指導統制局が調査した一般農工商業の負債一億五千萬圓をみれば實に縣民は一億六千七百萬圓の負債をもつてゐるわけであるなほ各種目別に負債をしめすと左のごとくである。

小口産業資金貸付金	二五〇、〇〇〇	町村總人口	九三、四九六
港灣修築費寄附金	五、〇〇〇	町村總世帶數	一五、三九九
本年支出合計額	七、九五六	縣債	三、一七五〇
外に水利組合の起債額	六、四三、六五〇	市債	三、一七五〇
		町村債	六三九、一九四
			六三九、一九四
			二四、五〇五
			一、七、五、六四、五
			二〇、三、五、三
			三、四、〇、七、九
			二、八、九、九、一
			九、六、八、一、五
			四、五、四、五〇
			六〇、〇〇〇
			六、六、六、三三
			四、二、四、六、四二
			二、〇〇〇圓

租 稅

國稅納期一覽表

第一種所得稅	〔事業年度毎に納稅す。但し清算所得稅は清算又は合併の際納稅す。〕
第二種所得稅	〔金額支拂の際支拂者其の所得稅を徵收し。翌月十日迄に政府へ納稅す。〕
法人營業收益稅	〔事業年度毎に納稅す。金額支拂の際支拂者其の資本利子稅を徵收し。翌月十日迄に政府へ納稅す。〕
甲種資本利子稅	〔金額支拂の際支拂者其の資本利子稅を徵收し。翌月十日迄に政府へ納稅す。〕

印紙稅率摘要

不動産、鐵道財、船舶の動道財團又は船舶の所有權移轉に關する證書	十圓未滿	無稅
消費貸借に關する證書	五十圓以下	二錢
請負に關する證書	五百圓以下	三錢
運送に關する證書	一萬圓以下	十錢
委任狀	一萬圓以下	二十錢
約束及爲替手形	金高なきもの	三錢

租 稅—國稅納期一覽表

租 稅——國稅納期一覽表

月別	稅目	要	納期	終期
一月	田宅地租	租第一、二、三、四期	前年五月六日より	一月十五日
二月	田宅地租	租第一、二、三、四期	一月一日より	一月三十一日
三月	田宅地租	租第一、二、三、四期	二月一日より	二月二十八日
四月	田宅地租	租第一、二、三、四期	三月一日より	三月三十一日
五月	田宅地租	租第一、二、三、四期	三月十六日より	三月三十一日
六月	田宅地租	租第一、二、三、四期	三月十六日より	三月三十一日
七月	田宅地租	租第一、二、三、四期	五月一日より	五月三十一日
八月	田宅地租	租第一、二、三、四期	七月一日より	七月三十一日
九月	田宅地租	租第一、二、三、四期	七月十六日より	七月三十一日
十月	田宅地租	租第一、二、三、四期	七月十六日より	七月三十一日
十一月	田宅地租	租第一、二、三、四期	八月一日より	八月三十一日
十二月	田宅地租	租第一、二、三、四期	八月一日より	八月三十一日
随時	織物消費稅、砂糖消費稅、引取の都度納稅す	相續開始のとき納稅す	清涼飲料稅 毎月分を翌月末迄に納稅す	十二月三十一日まで
住宅地	地價百分の二、五	田烟	地價百分の四、五	其他の土地地價百分の五、五

銀行預金證書

產業組合又は產業組合聯合會の發する貯金證書	三 錢
產業組合聯合會又は重要輸出品組合等の發する出資證券	三 錢
運送貨物引換證	三 錢
船荷證券、倉庫證券、保險證券	三 錢
株券、債券	三 錢
相互保險會社の發する基金證券	三 錢
株式及社債申込證	三 錢
地上權、永小作權、地役權に關する證書	三 錢
使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書	三 錢
信託行為に關する證書	三 錢
無盡に關する證書	三 錢
定款又は組合契約書	三 錢
權利の變更に關する證書	三 錢
追認、承認に關する證書	三 錢
物品切手及受取書	三 錢
質權、抵當權に關する證書	三 錢
上記以外の證書(但し記載金高十圓未満のものは無稅)	三 錢
預金通帳	三 錢
預金通帳以外の通帳	五 錢
判取帳	五十 錢

六年度國稅調定濟額

所得	稅	地租	營業	資本	相續	鑛業	合計
署稅	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
盛岡	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
花卷	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
水澤	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
一關	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
遠野	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
下閉伊	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
久慈	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
二戶	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一
計	第一種所得稅 三九六、七四〇	地租 一、二四七	營業稅 一八〇	資本稅 三七八	相續稅 七〇九、一九七	鑛業稅 五七〇、三〇二	一、二二、五二一

- 一 小切手
- 一 產業組合の發する出資證券及貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券
- 一 金高十圓未満の約束及爲替手形
- 一 貯蓄銀行法に依る貯金通帳、積金通帳又は積立證書
- 一 產業組合又は同聯合會の發する金高十圓未満の貯金證書
- 一 金高一圓未満の物品切手
- 一 賣買仕切書及送狀
- 一 物品又は有價證券の賣買契約書
- 一 金高十圓未満若しは金高記載なき又は營業に關せざる受取書
- 一 主たる債務の證書に併記したる擔保契約書
- 一 手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書
- 一 株券又は債券に記載したる讓渡の證明書
- 一 手形の引受及保證
- 一 手形又は證券の複本謄本及拒絕證書
- 一 農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券
- 一 質屋營業者の發する質札又は質物通帳
- 一 勤務通帳
- 一 乘車券、乘船券又は各種入場券

租 稅——酒造稅——岩手縣稅課率

酒造稅 (清酒製造石數)(昭和五酒造年度)

稅務署名	製造場數	石數	稅額	六年度清酒製造見込石數
盛岡	九	九、八三三	三九三、三九	八、二九
花卷	七	九、四九二	三七九、六四二	八、八三三
水澤	六	七、六九二	三〇七、六四二	六、四二二
一關	二	八、六四三	三四五、七三四	八、七〇五
盛岡	二	二、三三三	九五、三〇一	二、三三三
遠野	八	三、八五九	一五〇、三五二	三、七二五
下閉伊	二	一、五七一	六二、八四七	一、五二四
久慈	二	一、七〇九	六七、〇六八	一、九二五
二戸	八	一、七〇九	六九、六六七	一、九四七

計 右酒類六年度持越高は二六、〇五三石である

岩手縣稅課率 (昭和七年度)

課目	課率及賦課定額	七年賦課率及賦課定額
酒造稅	見込石數	見込石數
地租附加稅	本	本
特別地稅	土地貸賃價格	土地貸賃價格
營業收益稅附加稅	本	本
所得稅附加稅	本	本
礦業稅附加稅	採掘區本稅	採掘區本稅
砂鑛區稅附加稅	本	本
家屋稅	家屋貸賃價格	家屋貸賃價格

課目	課率及賦課定額	七年賦課率及賦課定額
旅人宿業	同	同
料理店業	同	同
周旋仲立業	同	同
代理屋業	同	同
問屋業	同	同
湯屋業	同	同
理髮業	同	同
寄席業	同	同
遊技場業	同	同
遊覽所業	同	同
藝妓置屋業	同	同
雜種稅	同	同
一、代書人	同	同

租 稅——岩手縣稅課率

市金五圓五拾錢 郡金四圓

西洋形船(蒸汽船) 噸に付年稅 金四拾五錢

噸に付年稅 金四拾五錢

噸に付年稅 金四拾五錢

噸に付年稅 金四拾五錢

十七日大藏省に石黒岩手縣知事及び兩銀行當事者が參集し新銀行を設立し岩手縣に於て縣債五百萬圓を起しこれに貸付くることを根幹とする大藏省案に正式調印を了した整理案要項は左の如く大藏省より發表された尙第九十八兩銀行に對しては目下設立せらるべき新銀行に參加せしむべく交渉中である。

銀行安定策としての新銀行設立案

(一)趣旨

岩手縣下銀行安定策として(一)銀行其のものに對する縣民の信用を恢復すること(二)既設銀行の整理を圓滑に進捗せしめ其の債權債務者双方の動搖を防止することとの二點を主眼として縣及既設銀行の發起引受に依る新銀行を設立し新銀行をして縣下中心銀行としての機能を發揮せしむると共に其の株主たる既設銀行の整理を援助せしめむとす

(二)内容

一、新銀行は其の株主たる既設銀行に代る金融機關として設立せられ此等既設銀行は之に依り整理廢合せらるゝことを條件として新銀行は認可を受くるものとす
一、新銀行の資本金を二百萬圓乃至二百五十萬圓とし全額拂込と爲す

一、右株式は發起引受と爲し岩手縣は百五十萬圓を引受け其の他は既設銀行側に分割引受けしむるものとす
一、新銀行の重役は取締役三名監査役二名とす

一、新銀行重役の人は選は全然大藏省に一任するも成るべく心機の一轉を計る意味に於て新人物を物色するものとす
一、縣が引受けべき株式の拂込に要する現金は縣債の一部を以て充當するものとす

一、銀行側の引受けべき株式に對する拂込は各行の有する優良なる現物を以て充當するものとす
一、縣は縣債中より新銀行株式の拂込に充當すべき金額を除き殘額を新銀行に貸付くるものとす

一、岩手縣は新銀行をして縣金庫事務を取扱はしむるものとす
一、新銀行は其の資金を以て既設銀行資産の資金化を援助し其の整理を進捗せしむるものとす

一、縣は新銀行に依り縣下金融界安定の目的を達したる後は時宜に依り漸次其の持株を民間に分散せしむることあるものとす

石黒知事聲明

縣下金融界の安定策の成立に就きて本縣未曾有の難局を打開するは一つに金融の圓滑を計り産業を蔚興して公私經濟の確立を圖るに於てこれが爲す昨冬來産業に關する調査を進め或は産業に關する資金の融通に努めまた縣下金融機關の更新を策せられたる次第である

就中金融機關の更新整理はまことに「岩手縣復興の中核」を爲すものであるが故に曩に臨時縣會に於ける起債決議の爲されたる以來是れが對策樹立につき腐心したのである

金融機關の更新整理につきては事の重要性和利害相關することの多大なるに鑑み最も慎重に公正に處置すべきものなることを痛感しこれが解決に關する限り大藏省に一任することと爲したのであるが爾來内務大藏の關係當局に於て熟議を重ね遂に今回本縣金融界の安定策を得るに至りし事はまことに同慶に堪へざるのである

經濟——金融恐慌と銀行問題——新銀行設立

止せんことに努めんとするので畢竟するに各方面關係者に對し深く考慮を加へられたるのであつて最も適切なる唯一の對策と存するるのである、特に茲に詳言して置き度いのは新銀行と既設銀行との關係である蓋し既設銀行が預金の支拂を制限するに至りたる原因は種々あるも其の主なる資産が現在直ちに資金化し難き不動産に固定して居ることが大なる原因であると思ふのである、若し此の際預金の支拂を爲さむとして急激なる債權の取立分等を爲すに至らば縣下數十萬の債務者並に其の家族は悲惨なる混亂に陥る事明かである又此の急激なる整理に依り債權其の他の資産は自快頗る安價で處分せらるゝ結果と爲り預金者は満足なる支拂を受くる能はず株主も亦利益を害せらるゝに至るのである、此に於て新銀行は其の資金を以て既設銀行の債權を肩替りして預金の支拂を爲さしむると共に債務者に對しては急激なる取立の苦痛を與へざることを爲し斯くの如くにして順次既設銀行の債權債務を始末し廢合を爲さむとするのである、謂はば新銀行は既設銀行に代りて生じ且つ其の後見を爲すものであつて極めて圓滑に且合理的に縣下銀行大合同の目的を達せむとするに外ならぬのである故に既設銀行の預金者其の他の關係者は克く右の

趣旨を諒解し苟も焦慮の結果自ら其の利益を減殺するが如き行動なからむことを切望するのである、尙縣が新銀行株式の過半を所有するは之に依りて絕對の信用を保證し金融の圓滑と公私經濟の立直しに資せむとするの外他意なきものなるを以て新銀行が如上の目的を達したる後は適當の機會に於て速に其の持株を既設銀行側其の他の方面に分散し普通銀行たる常態に歸せしむるとに努むべきものであると思ふのである、其の他新銀行の組織内容に付きては大藏當局に於て深く考慮せられ銀行の基礎堅固にして其の運用も適正なるべきことを期せられたるものなることは洵に喜びに堪へざる所である

新銀行の設立は諸事最も迅速を期し就中其の資金等に充てらるべき縣擔當の五百萬圓につきては簡易保險局と保險協會とに交渉を了したのである、盛岡岩手兩行とは既に商議を了り其の他の諸行も目下交渉中にあるのである、顧みれば昨冬公私經濟の危機に直面して以來既に四ヶ月余に及びその間縣民各位は縣の大局に着眼せられ隱忍自重靜かに對策の樹立に後援を與へられたる縣選出の選良諸氏、縣會議員、當業者諸氏その他各方面の先覺者各位が終始一貫目的達成の爲熱烈なる努力を拂はれたるは深く敬

大藏省は岩手縣下銀行合同に關し高橋藏相の名を以つて左記の通り聲明を發した同時に縣當局からも聲明が發せられた

大藏大臣聲明

岩手縣に昨年十一月不幸にも支拂制限を爲す銀行が出来て以來金融は極度に梗塞し此の儘にして置けば縣下産業は終に破綻に瀕し其の公私經濟に及ぼす影響は甚寒心に堪へぬものがある之を匡救することは焦眉の急であつて關係當局も日夜苦慮して居たのであるが今般縣知事等の努力に依り内務大藏兩省の完全なる同意の下に新設銀行案が發表せらるるに至つたことは岩手縣財界安定の爲寔に機宜の措置であつて余は其の實現の一日も速ならむことを切望して止まない次第である

新銀行は縣内銀行の合同を理想として生れ株主たる既設銀行を援助し其の債權債務を適當且つ合理的に始末すると共に縣下金融の中樞機關たる使命を全ふせむとするのであつて既に盛岡、岩手の兩行は無條件參加を申出で他銀行に對しては目下夫々交渉の段取であると聽く余は本案の決定發表に對し石黒縣知事が非常の決心と努力とを拂はれたることを多とするものであつて縣民諸君が本案を支持し速に其の目的の達成に努められむことを希望する次第である

意を捧ぐるのであつて歸する處舉縣一致の精神がこの成果をもたらしたものである、然かも此の事の成立につきては全く内務、大藏兩當局の懇切なる指導と援助とに基くものにして特に銀行局當局の厚情に對しては深甚の謝意を表するのである

第二次臨時縣會

五百萬圓の縣債を發行して新銀行を設立し財界安定の對策を議する第二次臨時縣會は三月二十五日招集し、二十七日これを可決した

兩銀合併聲明

盛銀、岩銀の合併成立に當り上京の兩銀行代表者金田一國士、中村治兵衛の兩氏は三月廿一日歸盛と共に連名で左の如き聲明書を各方面に交付した

聲明書

昨年十一月下旬青森縣下財界動搖の波及を受けて本縣亦金融梗塞を來し多數各位に非常なる御迷惑を掛けましたことは誠に申譯ない次第であります、爾來内閣の更迭、新舊年末、總選舉等幾多多忙の間に在て私共は微力乍ら不眠不休の努力を續け又一方では大藏當局並に縣當局縣民各

位の御指導と御同情の下に縣下財界の根本的建て直しに邁進致しました所此の度當局より愈々最善の方法として岩手縣並に縣内銀行協力して新銀行を設立するの案を與へられましたことは私共の深く感謝する所でありますその骨子とする所は銀行の信用を確立し縣下唯一の中心銀行としてその機能を發揮して金融疏通の途を講ずると共に既設銀行の整理を圓滑に進捗せしめ以て預金者各位に御安心の行かる、様立案せられたものでこの趣旨に依り立派に發達をなしつゝ既設銀行の整理を全ふすることを得るものと確信する次第であります、即ち既設銀行と新銀行とは密接不離のものでありますから私共も此の目的を達する様銳意努力致す覚悟であります預金者各位並に株主各位に於かれましては此意を諒とせられ縣下財界の安定とその健全なる發達のために一層の御同情と御援助とをお願い致す次第であります

大藏省では本縣下の銀行整理に當つて新銀行を設立する事としたが盛岡、岩手兩銀行もこれに参加する事に三月十七日調印を了した、而して右兩銀行は整理の上新銀行に合併することとなつた、又九十銀行の新

とに腐心した結果左の方法を以つて急轉直下解決することにした

一、新銀行は大藏省大久保銀行局長に、舊銀行側は政友會廣瀨、熊谷、小野寺各代議士に一切一任する事

右の結果四月二十九日永田町藏相官邸において最後の會見行はれたが、新舊銀行幹部縣選出代議士廣瀨爲久、熊谷巖、小野寺章志賀和多利の四氏並びに大藏省側大久保銀行局長其他列席過般來問題となつてゐた左記諸點について大藏省側より次の如き裁定を下し新舊銀行の間の協定成立した協定要綱は左の如くである

協定要綱

- 一、支店設置の件
 - 舊 行側の支店増設案についてはその一部を承認し他は將來の業態を見て考慮すること
- 二、行員引繼の件
 - 双方の意見大體一致
- 三、舊銀行の債權肩替りに伴ひ舊銀行より評議員を選出するの件
 - 舊銀行側の要求通りは實行し得ないがその意見は充分採擇する
- 四、肩替り金額明示の件
 - 未だ新銀行の資金關係も明瞭でないから追て考慮する

以上を以て關係者の協定成立し新銀行は二日後三時から帝國ホテルに於て發起人會を開くこととなつた

漸く協定成立す

大藏省の裁定によつて漸く解決を告げた岩手殖産銀行發起人會は五月二日午後三時より麴町區内幸町帝國ホテルに開催された出席者は

大藏省側和田普通銀行課長、山田銀行検査官、岩手縣當局より石黒知事、新銀行側進藤頭取以下渡邊、安彦、田村、太田各重役、舊銀行側から金田一盛岡、中村岩手兩銀行頭取等

これより先午前十時から開かれた内相談會で決定事項を纏めた上左の諸事項を異議なく承認しこれを發起人會にかけ、愈々新銀行の成立を見るに至つた

- 一、定款の調印
- 一、銀行名 岩手殖産銀行
- 一、資本金 二百十萬圓

- 出資内譯
 - イ、岩手縣百四十七萬五千圓
 - ロ、新重役個人出資二萬五千圓
 - ハ、岩手盛岡兩銀行各三十萬圓づゝ合計六十萬圓(兩行とも現物出資)
- 一、重役選任
 - 頭取進藤正十、取締役安彦、渡邊榮

銀行参加は既に諒解成立してゐるがその時期は新銀行設立後となるであらう、ほかに一關町に本店を有する八十八銀行は監督官廳の同意を得て獨立で行くことに決定した

岩手殖産銀行開業まで

新銀行は四月廿々開業準備に入り先づ頭取に元奈良勸業銀行支店長の進藤正十氏を決し、常務取締役には勸業盛岡支店主事渡邊榮次郎氏の就任を見、營業所は盛岡市着町元三陸銀行盛岡支店跡と定め、ほかに取締役安彦(大藏省銀行検査官補)監督役太田幸五郎(前澤町元農林頭取)田村士顯(子爵、海軍少將、舊一關藩主)諸氏の幹部の就任を見、名稱は岩手殖産銀行と決定した。かくて陣容を整えた新銀行は四月十七日東京で發起人會を開くこととなつた

舊銀と紛糾を擧す

新銀行發起人會は開會間際に至つて債權肩替、支店、行員採用問題で舊銀行及び代議士團との折衝折合ひつかず十七日開會の豫定が途が延期となつた、その後兩者間において數回に互つて會見行はれたが依然として妥協點を見出し得ざるまでに立ち至つた、このまゝ放置するにおいては發起人會を開くことすら不可能な状態で斯くてはその及ぼす影響甚大である所から石黒知事を始め當事者は何とかして妥協點を見出すこ

次郎、監督役田村不顯、太田幸五郎

- 一、支店二十三ヶ所
- (縣外支店たる八戸支店を含む)
- (原案は二十個所)

- 一、重役の報酬
- 一、創立費用の承認
- 一、新銀行員を舊銀行よりなるべく採用するの件

而して問題となつた舊銀行の不動産擔保評價並に債務整理に關しては今後新銀行開業の上決定す

×

新銀行の發起人會を前にして二日午前十一時半より帝國ホテル百九十號室に代議士廣瀨爲久、熊谷巖、八角三郎、田子一民、瀨川上院議員、柏田民政黨支部長、大藏省より和田銀行課長、山田検査官、石黒知事、戸田岩手縣庶務課長、新銀側進藤正十、渡邊、安彦兩取締役、舊銀側金田一、中村兩頭取、矢幅三太郎、梅津東四郎、平井範助、矢幅正三郎、藤田萬治郎諸氏出席、舊銀側より別項の如き協定事項の正式承認を求めたが代議士はこれ以上の諒解を得てゐるのだから今更書面の交換を要すまいと云ふのであつたが舊銀行側が一言諒解の旨を云つても良いではないかと追つたがマア、と云ふ事で一決し險惡なる空氣も納まる、次

いで新銀行定款の逐條審議に入り岩手殖産銀行の名稱を改めたらと云ふ論高く熊谷代議士は岩手新銀行で良いではないかと主張したが石黒知事承知せず結局原案通り決定し定款第九條は削除する事となり

一、創立費用一萬圓以内
二、重役報酬二萬圓以内
を決定し午後三時より引續き發起人會を開いたが三十分間で署名調印を終り茲に新銀行岩手殖産銀行が創立された

協定事項要領

- 一、縣内支店出張所設置方針に關する件
- 1、新銀行の營業發展に伴ひ採算上有利の場所には現に設置内定せる支店出張所以外にも成るべく早くこれを常設する如くし縣金融に資する事
- 2、交通不便なる一部の個所に對しては多少採算上引合はざる事あるも本支店の總括的収益を破らざるに於てはその個所の實情を考究の上常設を敢行し縣金融に貢獻する事
- 二、舊銀行側より委員一名宛を各々選任するの件

- 三、新舊預金の肩替りに關する件
新舊預金の肩替りをする程度は定期預金の幾割、特別當座預金の幾割と豫め決定し置く事は至難の事に屬する故その都度新舊兩行良く協調し新銀行が可及的に舊銀行の希望を容れる事
- 四、行員採用方針に關する件
新銀行の行員は原則として舊銀行々員中(舊銀行の推薦するもの)よりこれを選定採用する事
- 五、新銀行の各營業所は舊銀行の營業所を使用する事

- 同 縣同 郡前澤町
- 同 縣江刺郡岩谷堂町
- 同 縣西磐井郡一關町
- 同 縣東磐井郡千厩町
- 同 縣同 郡大原町
- 同 縣氣仙郡盛町
- 同 縣同 郡高田町
- 同 縣上閉伊郡遠野町
- 同 縣同 郡釜石町
- 同 縣下閉伊郡宮古町
- 同 縣同 郡山田町
- 同 縣同 郡岩泉町
- 同 縣九戸郡久慈町
- 同 縣二戸郡福岡町
- 同 縣同 郡一戸町
- 青森縣八戸市
- 第四條 當銀行の公告は本店所在地管轄區裁判所の商業登記事項を公告する新聞紙に掲載するものとす
- 第五條 當銀行の存立期間は設立の日より滿二十年とす
- 第二章 資本及株式
- 第六條 當銀行の資本金は金貳百拾萬圓とし之を四萬二千株に分ち壹株の金額を金五拾圓とす
- 第七條 株式會社盛岡銀行及同岩手銀行は各其の價格參拾萬圓に相當する債權を出

資したるに對し前條の株式各六千株を交付するものとす

第八條 當銀行の株式は記名式とし其の種類は壹株券、拾株券、百株券の參種とす

第九條 株式の譲渡を受けたる者名義書換を爲さんとする時は當銀行所定の書式に據り請求すへし株主か其氏名を變更したる場合亦同し

但し相續、遺贈又は法律上の効力に依り株式を取得したる者の名義書換請求書には其取得の原因を證すへき書類の添付を要す

第十條 株式の喪失に因り再交付を受けんとする者は當銀行所定の書式に據り其の事由を記載し當銀行の適當と認むる保證人連署の上請求すへし此場合に於て當銀行は請求者の費用を以て其の旨を公告し其の日より六十日以内に他より故障の申立なく且株式を發見せざる時は新株式を交付するものとす

株式の分割併合又は損傷に因り引換を請求せんとする者は當銀行所定の書式に據り其の事由を記載して請求すへし

第十一條 株式の名義書換は株券一通に付金拾錢、再交付又は引換は株券一通に付金參拾錢の手續料を徴收す

第十二條 株式の名義書換は毎決算期の翌

日より定時株主總會終了の日まで停止す前項の外必要あるときは取締役會の決議に依り公告の上臨時に停止することあるへし

第十三條 株主又は其の法定代理人は住所氏名及印鑑を當銀行に届出つへし之か變更の場合亦同し

第十四條 定時株主總會は毎年一月及七月之を招集し臨時株主總會は必要ある毎に之を招集す

第十五條 株主總會に於ては豫め株主に通知したる會議の目的たる事項以外の議事に涉ることを得ず

第十六條 株主總會の決議は法令に別段の定ある場合を除く外出席株主の議決權の過半數を以て之を爲す可非同數なる時は議長之を決す

第十七條 株主の議決權は一株に付一個とす

株主は代理人を以て其の議決權を行ふことを得但し其代理人は當銀行の株主に限る

第十八條 株主總會の議長は頭取之に任ず頭取事故ある時は他の取締役之に代る

第十九條 株主總會に於て決議したる事項は之を決議録に記載し議長及出席監査役

記名調印して當銀行に保存す

第四章 役員

第二十條 當銀行に取締役參名、監査役貳名を置く

第二十一條 取締役及監査役は百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任す

第二十二條 取締役の任期は參年監査役の任期は貳年とす

但し其の任期は任期中の最終の配當期に關する定時株主總會の終結に至るまで之を伸長す補缺の爲選任せられたる取締役及監査役の任期は前任者の殘期間とす

第二十三條 取締役は其の互選を以て頭取壹名を定め他の取締役を常務取締役とす

第二十四條 頭取は當銀行業務の一切を統理し他の取締役は頭取を補佐して一般業務を執行す

第二十五條 當銀行の業務方針其の他主要なる事項は取締役會の決議に依り之を決す

第二十六條 頭取は取締役會の決議に依り支配人以下行員を任免す

第二十七條 取 役の監査役に供託すへき所有株式の員數は百株とす

前項の株式は取締役の退任又は解任の場合と雖も株主總會に於て其の年度に關す

る決算を承認したる後に非らされは之を返還せず
 第二十八條 監査役は取締役會に出席し意見を述べふことを得
 第二十九條 取締役及監査役の報酬は株主總會に於て之を定む

第五章 營業

第三十條 當銀行の營業科目は左の如し
 一、預金の受入及金銭の貸付並に手形の割引
 二、爲替取引
 第三十一條 當銀行は左の業務を爲すことあるへし
 一、有價證券及地金銀の賣買
 二、保護預り及代金取立
 三、官公署及法人其の他の金銭取扱に關する代理事務
 四、其の他銀行營業に附帶する一切の業務

第六章 計算

第三十二條 當銀行の計算は毎年六月三十日、十二月三十一日の兩度とす
 第三十三條 當銀行の利益金は毎期左の如く處分す
 一、法定準備金 純益金の百分の十以上
 二、別途積立金 若 千
 三、行員退職手當基金 若 千

四、役員賞與金 若 千
 五、株主配當金 若 千
 六、後期繰越金 若 千
 第三十四條 株主配當金は毎期末日現在の株主に配當するものとす

第七章 附則

第三十五條 當銀行の創立費用は當銀行の負擔とす
 第三十六條 發起人の氏名住所左の如し
 岩手縣盛岡市大字仁王第一地割 岩手縣盛岡市大字仁王第一地割 岩手縣盛岡市大字仁王第一地割 岩手縣盛岡市大字仁王第一地割
 同縣同市紺屋町百二十二番地 株式會社盛岡銀行
 同縣同市東中野第二十三地割字 株式會社岩手銀行
 吳服町二十九番地 株式會社岩手銀行
 京都府京都市上京區粟田口鍛冶町拾壹番地 進藤正十
 岩手縣盛岡市三ツ割第十三地割字下小路四十六番地の一 渡邊榮次郎
 東京府豊多摩郡中野町本町通五丁目二十八番地 安彦要
 岩手縣西磐井郡一關町廣街三十番地 子爵 田村丕顯
 同縣膽澤郡前澤町字七日町五十番地 太田幸五郎

右株式會社岩手殖産銀行設立の爲此定款を作成し發起人一同左に記名捺印するものなり
 昭和七月五月二日

新銀設立問題解決

兩銀行最後會見經過

新舊兩銀行の最後の會見は四月廿九日天長節の佳き日にゼヒ共圓滿な手打をしやうとの大久保銀行局長の切なる願ひに依り午後三時半から永田町藏相官邸に催されたが採みに採んだ銀行案も遂に解決を見たが當日の審議經過左の如し
 一、支店出張所
 △大久保局長 新銀行は大銀行ではない而も縣債の利子は相當高きを以て収益をあげるには骨が折れやう故に施設を控へなければならぬ假りに預金が盛岡岩手兩銀行の現在高だとすれば經營最も容易であるが然し實際何ういふ成績を見るか豫想がつかかねる隨つて支店設置も縣の津々浦々にまでおき得ない預金のコストと經費の關係は面倒である結局十七支店に止めたが考慮の結果石鳥谷前澤一戸の出張所を支店とし土澤、大原、山田を新たに支店としなほ大迫に臨時出張所を置き、新銀行設立後準備の都合もあるので第二次的に大槌、葛巻、荒澤、及市内二ヶ所

希望す

△小野寺氏 市内に二出張所を第二次計畫に入れては如何
 △局長 新頭取に對し考慮の中に入れては如何
 △進藤氏 了承す
 △宮澤氏 縣外支店の債權債務をその縣の銀行に引受させる爲め銀行局にて斡旋方願はれまじきや
 △局長 申出であれば斡旋の勞を取る現にその例もある
 二、舊銀行員の採用
 △局長 新銀行は經費の點を充分考へなければならぬ失業防止の爲め出来る丈採用するは當然のことである
 △廣瀨氏 經費の點もあらんが生活安定の程度に俸給を考慮されたいこれは新頭取に希望す
 △熊谷、小野寺氏 例へば頭取秘書の如きものは特別採用差支へなからんも原則として舊銀行員としたい
 △進藤氏 了承す
 三、肩替り評價
 △局長 肩替り評價について舊銀より一人づゝ評價を出す事に新銀行も賛意を表したい但し委員については新銀行より申出であらん

に支店を設くる事にした採算さへとるれば多々益々辨ずる事は差支ない
 △廣瀨代議士 以上五ヶ所は成るべく早く置くか
 △局長 さ様ですこれ以上設置したいといふから窮屈に考へない様に望む
 △廣瀨代議士 縣は交通不便の土地である一ヶ所の支店位は少々位損があつても充分考慮が願ひたい
 △局長 全体の利益を主眼とするから御主旨は了承しおきます輕米に支店を増設する事は第二次的の方にしたいと思ふ
 △熊谷代議士 輕米を第一次の方に入れてくれ
 △石黒知事 警察署あり農場もあるから置きたい
 △山田検査官 輕米には兩行支店がないが新設の手續を取る事となる點を考へなければならぬ
 △局長 出張所の程度として設置する事としたい
 △各代議士 賛意を表す
 △熊谷氏 秋田宮城の縣外は何うする
 △局長 他縣に於て反對がある特殊の事情あれば考慮する八戸はこの例である
 △熊谷氏 舊銀整理上より二三年位置く事としたら如何但し費用は舊銀行側で負擔

△中村氏及宮澤恒治氏 盛岡に支店設置を

△熊谷氏 諮問機關として縣内の有力なる
經驗家なる舊銀頭取を考へてもらひたい
△局長 之は全然異なる意見を有するを遺
憾とする、たゞ舊銀より何人かを肩替り
に關する協議者として出すことは事が圓
満に運ぶ事と思ふ故に新銀行側に取次す
る賛成を得たい

△熊谷氏 役員選定に欠陥があると思ふ縣
南からのみ選んだのはいけないこの點自
分の説が緩和策となると信ずる

△局長 人選についてはベストを盡したつ
もりであるが色々非難あるが忍ばねはな
らぬ

△局長 定期預金特別當座預金の一部分を
肩替りすることに於いては新銀行側にて
預金の幾割かを肩替るといふ事を明示
する事が出来ない意向である

△田子、廣瀬、熊谷各代議士 或ひはこの程
度にてやむを得ないだらう

△廣瀬氏 然しまさか預金を公債にのみ投
資する様なこともあるまい利廻りのよい
方に投資すると思ふ

△局長 然り例へば定期の五割特當の三割
といふやうに程度をきめて肩替する事は
到底明示する事出来ない新銀行は舊銀行
を袖にしては營業發展し得ない

△金田一氏 新舊銀行提携せざれば圓満に

ゆかぬものと思ふ

五月十九日開業

岩手殖産銀行は五月十四日營業認可され
十九日から開業した、開業と同時に縣は縣
金庫取扱ひを新銀に契約することになつた
ので同行では現在支金庫所在地である
久慈、福岡、沼宮内、日詰、花巻、黒澤尻、水
澤、岩谷堂、一關、千厩、盛、遠野、釜石
以上十二町に行員二名を派遣し金庫取扱ひ
事務に従事させる事になつた、なほ新銀で
は開業と共に舊銀から三十六名の行員を採
用した

石黒知事は十九日岩手殖産銀行の開店に
當り左の如く聲明した

岩手殖産銀行は過般設立の手續を了し本
日を以て創業第一日を迎へたるは本縣の
爲詢に慶祝に堪へざる次第であります、
抑々岩手殖産銀行は岩手縣復興の源泉を
なすものであります、従つて本行の隆替
は直接縣民の福利に關するものでありま
してその健全なる發達と活動とは絶対に
必要であり如何なる障礙もこれを打開し
て所期の目的達成を計らねばならぬので
あります、勿論本行の健全なる發達の方
途は種々ありますがその重點とも申すべ
きは事實上の株主とも申すべき縣民諸氏

たのであります、私はこの事實を靜かに
思ふ時肅然襟を正して縣民諸氏と共に本
行の將來を祈願するの念が自ら生ずるを
禁じ得ないのであります、今次本縣の難
局に際し示されたる「舉縣一致一心の和」
は私の特に感謝に堪えざる所でありまし
て一切の解決成就はこれあるがためであ
ります、希くは創業の第一日、則ち岩手縣
復興の第一日に於て重ねてこの言句を述
べて本縣の前途を祝し本行の發展を祈る
次第であります

岩手殖産銀行の開業に當り進藤頭取は左
記聲明書を十九日朝發表した

岩手殖産銀行は茲に諸般の手續きを履踐
し本日を以て本店の營業の開始を見るに
至りました事は本縣金融界のため將又産
業界のために衷心より慶賀に堪えざる所
でありまして縣下の大問題たりし金融機
關の整備更生もその緒に就き陰慘なりし
夜の帳は撤せられ委明に鷄鳴を聞くの感
あるのであります此の機會に置きまして
直接當行の經營の衝に當る事となりまし
た私は將來に於ける營業方針並に縣民各
位に對する希望等を披瀝して大方諸彦の
御批判を請ひ併せて御指導と御鞭撻とを
冀望することが強ち徒爾ならざるを思ひ

まして茲に一言致します當行設立の趣
旨はさきに發表せられました高橋大藏大
臣及石黒知事の聲明並に當行設立に於て
明かなる如く本縣下に於ける銀行界の實
情に鑑み第一に銀行そのものに對する縣
民の信用を恢復すること第二に既設銀
行の整理を援助することの二點を主眼と
して設立されたのであります、従つて私
は當事者としてこの二大使命に對して最
も忠實に誠意を以て之が實現に努め百萬
縣民の負擔に背かざらんことを期する覺
悟であります、銀行の信用恢復に就きま
しては第一銀行がその信任を基礎として
一般公衆より受入れたる預金は安全確實
に管理し如何なる場合と雖も完全に預金
者に返還し得るものなることを事實に於
て證明する必要があるであります、是
が爲には金の運用に當りては細心に注意
を拂ひ資産の確實を期すると共に一面冗
費を節し厘毫と雖も苟せず常に堅實を旨
とし銀行の基礎に絶對の安心を置くに足
る經營をなすことが必要であると信じま
す、次に銀行と顧客とは相互に諒解し銀
行は顧客の事業經營の眞髓に觸れて指導
誘掖を惜まずその間隙の間隙なく兩者融
合して目的の達成に努むることが必要と
信じます、顧客は自己の立場のみを顧慮

が本行設立の本旨を了得せられ本行の發
達に至大の後援を與へらるると共に取り
分け本行の重役その他職員諸氏が本行の
二大使命を堅守せられ本行業務の圓滑に
且つ確實に營まるる様助力一致奮闘せら
るる點に存するのであります、私は特に
深くこの點につき諸氏及び銀行當局に切
望するものであります本行は素より銀行
でありますから營利を目的と致しますが
その役員が縣民の福利を擁護する
のであります、進藤頭取始め各重役
諸氏が「本縣のために」といふ一念の下に
或は取締役として或は監査役として難局
に當る事を諾せられたるは洵に本行の本
質に契向するものであります、本行の前
途のためひそかに喜びに堪えざるのであ
ります、顧みれば昨秋以來本半年半歳の間
縣民諸氏が言語に絶する困苦缺乏と戦ひ
つつも只管隱忍自重せられたる事やまた
縣内外の先覺者有志諸氏が終始一貫目的
達成のため健闘せられる事やまた大藏内
務兩省を始め政府其他の關係方面の人々
が特に本縣のためによせられたる厚意を
思ふとき何人と雖も感激に不堪るものが
あると存じます、而してこの總ての努力
の結晶が今日岩手殖産銀行として出現し

し銀行の利害を顧みず又銀行も亦自己の
立場のみを擁護して顧客の要求を理解せ
ざるが如きことでは常に債權者と債務者
との對立的關係を脱却せず到底信用機關
たるの實を擧ぐることはざるものと信
じます、私は是等の信條の下に當行を経
營し以て銀行に對する絶對的信用を恢復
昂上せしめんとする考へであります、次
に第二の使命たる既設銀行の整理を援助
することに就きましたは新銀行の資金の
許す範圍に於て既設銀行の有する優良債
權を積極的に肩代りしその資金を以て既
設銀行の預金拂戻しに充當せしめんとす
るものであります、右肩代りに就ては資
金の評價信用調査等相當手續を要します
が既設銀行とも圓満なる協調を遂げ手續
の進捗を圖り以てその使命を盡さん事を
冀ふものであります、當行は謂ふ迄もな
く普通銀行なるを以て經營の方針活動の
範圍は普通銀行としての機能を全面的に
發揮し地方産業の開發、振興に貢獻せん
とするものであります、決して不動産金
融に對してのみ偏重するものに非ざるこ
とを斷言します而して資金の融通に付き
ましては飽くまで信用を基礎として回収
に懸念なく信用の確實なる者に對しては
擔保有無を問はず資金の融通を致す考へ

であります 當行は普通銀行としての機能を充分發揮せんがために本店の外縣内に二十三ヶ所八戸市に一ヶ所の支店を設置することとし既に定款に規定し主務省の認可を受けました是等の支店は成るべく速かに設立し地方金融上の不安を除去したいと着々準備を進めつつあります、而して支店設立についてはその場所につき將又緩急に於て所見を異にする場合もありませんが銀行經營上の見地その他諸般の事情を考慮して第一次計書を右の如く決定したものであります今後營業の發展調査の進捗と共に必要の個所には監督官廳の了解を俟て増設の實現を期し順次營業所網の完備を計る考へであります 最後に當岩手殖産銀行は普通一般の銀行と大いに異なり岩手縣民によつて設立せられた所謂縣立銀行なることを強調したいと思ひます、即ち縣は當行株式の過半を所有しその實權を掌握すると共に今後多額の資本を當行に融通し營業資金並に肩替資金を充實し當行の信用を確保すると共に健全なる發達を遂げしめ延いては縣下金融界の更生、地方産業の回復振興に寄與せんとするものであります即ち縣民の大なる決心に依り當行の設立を見

縣下銀行會社貸借對照表及重役一覽 (五十音順)
△岩手殖産銀行 所在地 盛岡市肴町
(昭和七年六月三十日現在)
貸借對照表
資産の部
現金預ヶ金勘定 三、三七〇、四三〇・七七
現ヶ金 三、二一〇、〇〇〇
預ヶ金 二、八〇五、九三三・六三
有價證券勘定 八〇一、九五二・〇〇〇
國債 五七八、四六六・〇〇〇
負債の部
定期預金 六ヶ月以上五年五歩 百圓に付日歩三厘
當座預金 百圓に付日歩八厘
特別當座預金 百圓に付日歩九厘
通知預金 百圓に付日歩九厘
殖産銀行の預金利率は開店と共に左の如く發表
預金利率發表
定期預金 六ヶ月以上五年五歩 百圓に付日歩三厘
當座預金 百圓に付日歩八厘
特別當座預金 百圓に付日歩九厘
通知預金 百圓に付日歩九厘

負債の部
株主勘定 四三〇、六五〇・〇〇〇
貸付金勘定 式債 一八〇、四〇〇・〇〇〇
手形貸付 六四四、三五五・六〇〇
證券貸付 二一六、〇〇〇・〇〇〇
動産不動産勘定 八六二、一五五・六〇〇
營業用土地建物什器 四八七・二三〇
雜勘定 四八七・二三〇
假拂金 三、五五八・九七〇
公社債經過利息 三、一七四・七九〇
株主勘定 三六四・一八〇
當期損失金 三五、三九六・六〇〇
合 計 四、八四二、七五三・一七〇
預金勘定 九〇二、九九九・四三七
當座預金 四四三、七七五・一九七
特別當座預金 四三三、七四〇・四八〇
定期預金 二九、八三三・〇〇〇
別段預金 六、五六六・七六〇
借用金勘定 一、七四四、二五〇・〇〇〇
雜勘定 一、七四四、二五〇・〇〇〇
未拂送金爲替 九三、五八三・六八〇
未拂利息其他 三、五五五・一八〇
未經過割引料其他 六、七八五・九六〇
預金利息諸税 三、八六五・〇〇〇
株主勘定 八三、一六六・六〇〇
假受金 二、一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
資本勘定 二、一〇〇、〇〇〇・〇〇〇
合 計 四、八四二、七五三・一七〇

損失處分案

一金三萬五千三百九十六圓六十錢 當期純損金
之を處分すること左の如し
一金三萬五千三百九十六圓六十錢 後期繰越損金

重役氏名

取締役頭取 進藤 正十
常務取締役 渡邊 榮次郎
常務取締役 安 彦 要
監査役子爵 田村 不顯
監査役 太田 幸五郎
△岩手銀行 所在地 盛岡市吳服町

貸借對照表 (昭和六年十二月三十一日現在)

負債の部
預金勘定 一八、七八、八九九・二九
當座預金 六〇〇、〇三三・四六一
特別當座預金 五、六六、一九七・四五
通知預金 三、九四、九七〇
定期預金 二、七七、八〇一・八三
雜預金 六四、九三一・五四〇
借用金勘定 三九六、八〇〇・〇〇〇
借入金 三九六、八〇〇・〇〇〇
コールドマネー 一五〇、〇〇〇・〇〇〇
他店借 三、〇七、三三〇
盛岡貯蓄銀行代理店口 二四、六三三・七〇〇
支拂承諾 七三、〇〇〇・〇〇〇

雜勘定

假受金 一、二九、〇七、一四〇
未拂配當金 八九九、〇七四・〇〇〇
未拂利息其他 九、八六、四四〇
未經過割引料其他 一八〇、五五〇・三三〇
預金利息諸税 五、八三三・三八〇
本支店間未達勘定 八、三九三・四三〇
株主勘定 一五、三三八・七六〇
資本勘定 七、四四、七六八・八四〇
法定準備金 六、六〇〇、〇〇〇・〇〇〇
別途積立金 六、六〇〇、〇〇〇・〇〇〇
滞貸銷却準備積立金 三〇、〇〇〇・〇〇〇
役員行員退職給與基金 一六、〇〇〇・〇〇〇
故小野頭取紀念 一五、九〇〇・〇〇〇
行員功勞者給與基金 一五、〇〇〇・〇〇〇
當期利益金 一四三、八八八・八四〇
(内前期繰越金) 一〇、三四二・七二五
(役員行員退職給與基金戻入) 三、八〇〇・〇〇〇
合 計 二八、六二五、二〇六・三九九

資産の部

現金預ヶ金勘定 六二、三三六・五〇四
現ヶ金 四六〇、五五六・二六四
有價證券勘定 一六〇、八〇〇・二四〇
(内手許有高) 一、二〇六、七七七・七三〇
國債 一九九、九九一・一八〇
地方債 一三三、八九〇・五五〇
社債 四四、〇〇〇・〇〇〇
株式 一九五、九六〇・〇〇〇
七五、八〇六・五五〇

割引手形勘定

商業手形 二六〇、八九七・二七〇
荷付爲替手形 一七五、九七一・一九〇
貸付金勘定 八四、九六六・〇八〇
手形貸付 一九、一九一、四三三・五八〇
證券貸付 四、七七七、七五五・五八五
當座貸越 五、九八八、七四四・五八〇
他店貸 八、五二四、九三三・四一五
支拂承諾見返 一六、八六五、九五〇
雜勘定 七三、八〇〇・〇〇〇
假拂金 一六、六六五・二二五
動産不動産勘定 一六、六六五・二二五
營業用土地建物什器 四、一九八、二九一・一五〇
所有動産不動産 一、一九七、五〇〇・一〇〇
株主勘定 三、〇〇〇、七七一・〇五〇
拂込未済資本金 二、一九五、〇〇〇・〇〇〇
合 計 二八、六二五、二〇六・三九九

利益金勘定

當期利益金 一四三、八八八・八四〇
之を處分すること左の如し
法定準備金 二〇、〇〇〇・〇〇〇
別途積立金 一〇、〇〇〇・〇〇〇
後期繰越金 一三、八八八・八四〇
重役氏名
取締役頭取 中 村 治兵衛
取締役頭取 熊 谷 平治郎
常務取締役 藤 田 萬治郎
常務取締役 平 井 範助
常務取締役 菅 野 與八郎
取締役 小 田 鳥 五郎

經濟——縣下銀行會社貸借對照表及重役一覽

Table with columns for '株主勘定', '貸借對照表', and '重役氏名'. Includes sub-headers like '株主勘定', '貸借對照表 (昭和七年六月三十日現在)', and '重役氏名'. Lists various financial items and names.

一四四

Table with columns for '之を處分すること左の如し', '貸借對照表', and '重役氏名'. Includes sub-headers like '之を處分すること左の如し', '貸借對照表 (昭和七年五月末日現在)', and '重役氏名'. Lists various financial items and names.

Table with columns for '前期繰越金', '借方', and '貸方'. Includes sub-headers like '前期繰越金', '借方', and '貸方'. Lists various financial items and amounts.

Table with columns for '備品', '貸借對照表', and '重役氏名'. Includes sub-headers like '備品', '貸借對照表 (昭和七年五月廿一日現在)', and '重役氏名'. Lists various financial items and names.

Table with columns for '法定準備金', '貸借對照表', and '重役氏名'. Includes sub-headers like '法定準備金', '貸借對照表 (昭和七年五月末日現在)', and '重役氏名'. Lists various financial items and names.

經濟——縣下銀行會社貸借對照表及重役一覽

一四五

縣下銀行會社貸借對照表及重役一覽

Table with columns for asset categories (預金者に對する貸付金, 定期積金者に對する貸付金, etc.) and their corresponding values.

Table listing directors and officers (重役氏名) including names like 小野崎 篤造 and 及川 久次郎, along with their positions.

Table detailing liabilities (負債) such as 有價證券擔保貸付金, 不動產擔當貸付金, and 銀行預け金.

Table for 盛岡瓦斯株式會社 (Shimane Gas Co., Ltd.) showing assets (資産) and liabilities (負債) as of May 31, 1937.

Table listing directors and officers (重役氏名) for Shimane Gas Co., Ltd., including names like 萬 昌一郎 and 金田 國士.

Table detailing liabilities (負債) for Shimane Gas Co., Ltd., including 有價證券の信託 and 土地及其の定著物の信託.

縣下銀行會社貸借對照表及重役一覽